

務院外局たる營繕需品局との緊密なる連絡の下に統制に當り、其の他の特需以下の需要については産業部及び各省並に配給實施機關によつて統制されてゐる。

官 需 支那事變勃發以來凡有經濟活動は物の豫算の適確なる編成なくしては遂行し得られなくなつた。康徳五年下半年より物資動員計畫が本格化し、其の圓滑なる運営を期する爲めには官需物資の購入並に配給の査定についても積極的に高度の統制を加へる事が必要となつた爲め、從來各部局の要求に基き消極的に官廳用物資の購買及び配給をなすに過ぎなかつた營繕需品局の機構を擴充し、之をして重要官需物資の総合的査定に當らしめることとなつたのである。需品局に於いて作成された原案は更に國務院總務廳主計處に於て査定し、その統制方策につき經費支出の側より必要な措置を講ずるのである。而して主計處に於て官需物資豫算が査定編成され、之が更に企畫委員會の審議を経て官需の割當數量は最後の決定を見る。此の決定に基き營繕需品局は購買配給を實施するのである。

特需及民需 至上命令としての軍需の充足については暫く措き、産業五箇年計畫遂行のための重要資材の確保が我國物動計畫當面の主要目標であることは既に繰返し述べた。生産力擴充の爲めの物資を確保するためには重要物資の民需向供給は必然的に潤澤ではあり得ない。然し乍ら我國建國の特殊な事情は極端なる民需の壓縮によつて國民大衆の生活を不安ならしめることを許さない。我が物動計畫は斯る性格を基礎として遂行される。

企畫委員會を最高機關として直接物資統制の衝に當るものは産業部である。産業部大臣官房に物資調査科を置き、重要物資の種類及需要先別に依り部内各原司科が之と連絡をとりつゝ統制事務に當る。更に産業部の下部統制機構として特殊會社、準特殊會社又は組合等があつて、之等は産業部の監督の下に各々自己の有する下部機構又は補助機關

或は生産者の組合を通して又は自ら生産、配給、價格或は輸出入等の統制を實施する。

即ち産業部は軍需・準軍需及び官需以外に生産力擴充を分擔する特需に屬する各會社及び外廓産業として之と密接不可分の準特需に屬する事業會社を選定し、之等につきては所定重要物資の一箇年需給數量を四期に分つて直接調査を行ひ、右以外の民需に屬するものは特別市公署及び各省公署に於て間接調査を行ひ、兩者を綜合して各配給順位に對する需給數量を測定（重要物資需給調査）すると共に他面同一調査に依つて右と一體的に對外期待に對する爲替の關係を検討し、各品目毎に全需要數量及び必需外貨需要調査の査定をなし、以て需要先個々に對する配當數量を決定するのである。以上を産業部の各原始科及びその總括的事務管掌機關たる物資調査科に於て行ひ、かくして産業部案として決定したものは更に企畫委員會に廻附され、更にその審議を経て最後の割當決定を見、之が物資調査科を経て前記の下部統制機關により實施される。

いま物資の種類別による統制實施機關を示せば次の如くである。（康六・一〇・一現在）

物 資 別	統 制 機 關	統 制 範 圍
鐵 鋼 類	日滿商事株式會社	配給、價格、輸出入
非 鐵 金 屬	同	配給、價格、輸出入
輕 金 屬	滿洲輕金屬製造株式會社	配給、價格
石 炭	日滿商事株式會社	配給、價格、輸出入
セメント	滿洲共同セメント株式會社	配給、價格、輸出入
木 材	滿洲林業株式會社	伐材、配給、價格

護	全滿護謨工業聯合會	輸入、配給
毛皮皮革類	滿洲畜産株式會社 毛皮輸入組合 皮革輸入組合 單家劑輸入組合	毛皮、皮革の買付、價格、配給 毛皮の輸入 皮革の輸入 單家劑の輸入
羊毛	滿洲羊毛同業會	收買、配給、價格
棉花	滿洲棉花株式會社	(改良増殖)、生産、配給
原綿・綿製品	滿洲綿業聯合會	收買、配給、輸出入、規格
柞蠶	滿洲柞蠶株式會社	收買、加工、販賣、輸出價格
米穀	滿洲糧穀株式會社	生産、配給、價格、輸出入
飼料	同	收買、輸出、配給、價格
小麥・小麥粉	滿洲製粉聯合會	小麥買付、小麥粉生産、輸入、販賣
重要特産物	滿洲特産專管公社(未設立)	大豆・豆粕・豆油の買付及賣渡(康六・二二・一實施後定)
棉花實	滿洲棉花輸出組合	輸出を目的とする棉花の買付及輸出
蘇子	滿洲蘇子組合	收買、配給、輸出、價格
蓖麻子	蓖麻子共同蒐貨事務所	蒐貨、配給、輸出、價格
青麻	滿洲青麻取扱商組合	蒐貨、配給、價格
洋麻	農事合作社	收買、配給、價格、輸出入
葉煙草	滿洲葉煙草株式會社	收買、配給、價格、輸出入

麻袋



生活必需品

滿洲生活必需品株式會社

輸入、仕入、配給、價格

「備考」種類別統制の詳細に付ては左の通り夫々參照。

1. 鐵鋼類、石炭—第七章第七節
2. セメント、護謨、原棉、綿製品、柞蠶、小麥及小麥粉—第八章第五節
3. 木材—第六章第七節
4. 毛皮、皮革、羊毛—第五章第三節
5. 米穀、大豆、棉花、棉實、蘇子、蓖麻子、青麻、洋麻、葉煙草、麻袋—第三章第六節

前表に掲ぐる物資の外鹽、石油類、酒精、燐寸等は專賣となつてゐるので、その生産、配給、價格は完全に統制されて居り、ガソリンの酒精混入(現在一〇%)の如きも別に法令に依らずして勿くより實施してゐる。而して各統制機關はそれが特殊會社又は準特會社である場合は勿論、其の配統數量、輸出入數量、收買、配給及び輸出入の價格等の統制事項につき凡て政府の監督を受けると共に最後の企畫委員會に於ける審議決定に基き實施することは言ふまでもない。又鐵鋼類、毛皮、皮革類、棉花、原棉、綿製品、米穀等は夫々左記の如き法令に基いて統制される。

一、鐵鋼類

鐵鋼類統制法 (康徳五年四月一日勅令第五五號)
鐵鋼類統制法施行規則 (康徳五年四月一日産業部令第一九號)

鐵鋼類統制法第二條第一項の規定に依り鐵鋼類買受等することを得べき者指定の件 (康徳五年四月一日産業部令第三二號)
 鐵鋼類統制法の鐵鋼類中品種指定の件 (康徳五年四月一日産業部令第三二號)
 鐵鋼類統制法第一條の鐵鋼類 (康徳五年四月五日産業部令第二四號)
 鐵鋼類統制法に依る輸出入統制品目表に關する件 (康徳五年五月二十四日産業部令第二九號)
 康徳四年勅令第二百五十一號鐵鋼材の輸入税免除に關する件改正の件 (康徳五年八月十八日勅令第二〇五號)

二、毛 皮革類

毛皮革類統制法 (康徳五年十二月二十六日勅令第三三九號)
 毛皮革類配給統制規則 (康徳六年一月二十八日産業部令第三三號)
 毛皮革類配給統制規則に依る統制品目表に關する件 (康徳六年五月九日産業部令第二二號)
 毛皮革類配給統制規則第二條に依る販賣業者指定 (康徳六年六月一日産業部令第二五號)
 毛皮革類配給統制規則第四條に依るタンニンの輸入業者指定 (康徳六年二月十四日産業部令第二二號)
 毛皮革類配給統制規則第四條に依る毛皮革類輸入業者指定 (康徳六年四月二十四日産業部令第一九號)
 毛皮革類配給統制規則第六條の規定に依る毛皮及皮の販賣價格指定 (康徳六年二月一日産業部令第三七號)

三、棉 花

棉花統制法 (康徳四年十月七日勅令第二九二號) (改正 康徳五年十二月十四日勅令第二八四號)
 棉花統制法施行規則 (康徳五年十二月十四日産業部令第四六號)
 棉花統制法中一部を施行せざる地域の件 (康徳四年十月十四日産業部令第一四號) (改正 康徳四年十一月一日産業部令第一八號)
 康徳五年八月十五日産業部令第三八號)

四、原 綿・綿製品

棉花統制法第二條第一項の規定に依る産業部大臣の指定に關する件 (康徳四年十月十五日産業部令第七號)
 棉花統制法施行規則第十七條第二號の指定に關する件 (康徳五年十二月十四日産業部令第五八號)
 滿洲棉花株式會社法 (康徳元年四月六日勅令第二六號) (改正 康徳四年八月十二日勅令第二四一號)
 康徳五年十二月十四日勅令第二八五號)
 原棉綿製品統制法 (康徳六年三月二十五日勅令第五六號)
 原棉綿製品統制法施行規則 (康徳六年三月二十五日産業部令第七號)
 原棉綿製品統制法の施行に關する件 (康徳六年五月四日國務院訓令第二六號)
 原棉綿製品統制法第八條第二項の規定に依る小賣最高價格に關する件 (康徳六年三月二十五日産業部令第八號) (改正 康徳六年五月十三日産業部令第一五號)
 原棉綿製品統制法第三條の規定に依る者の指定の件 (康徳六年三月二十五日産業部令第九號)
 原棉綿製品統制法第五條の規定に依る者の指定の件 (康徳六年三月二十五日産業部令第九號) (改正 康徳六年四月二十五日産業部令第一八號)

五、米 穀

米穀管理法 (康徳五年十一月七日勅令第二五三號)
 米穀管理法施行規則 (康徳六年五月二十五日産業部令第一七號)
 滿洲糧穀株式會社法 (康徳五年十一月七日勅令第二五四號)

以上の如き統制機構によつて我國は物動計畫を實施しつつあるのであるが、康徳五年度に於て日滿間相互物資需給に關し決定したる本邦側の方針、即ち(一)東亞の新段階に即應し日滿支三國を含む東亞經濟ブロック内の可及的自給自足を圖ることを目標とし、(二)滿洲國産業開發計畫遂行に必要とする資材の確保を圖る爲め外貨獲得を主眼とす

る對第三國輸出を増大せしめ、(三)輸入資材を極力軍需及び五箇年計畫遂行上必要な物資に極限して不急不用品の輸入は絶對に之を避け、(四)日滿一體の見地から滿洲に於ける銑鐵、石炭等の對日供給を増大せしめんとする方針は本年度に於ても變更される筈はなく、日滿を通ずる戰時經濟遂行の中核として兩國相互協力益々強化されねばならぬ。康徳六年度物動計畫に於ては銑鐵、石炭等の對日供給額も我國の對日期待額も夫々前年度より増加してゐるのであるが、日滿雙方の遺憾なき生産力擴充遂行のためには未だいづれも不足を免れない状態にある。茲に資材難を克服して生産力擴充の目的を達成する爲めにその計畫の重點主義採用が必要となるのであつて、即ち産業開發中鐵、石炭の増産電力の開發等の基礎産業に重點を置き、物資動員も従つてこの方向に潤澤なる配給をなすと共に本年新に登場した北邊振興の國策遂行に對しても相當量の資材を確保し、以て戰時經濟體制の擴充整備を期すべく政府は隨時現實の狀況に照應して適切なる方策を採りつつあるのである。

又一方に於て民生に密接なる關係を有する物資、例へば國民大衆の衣食として不可欠なる小麦粉、綿絲布或は護謨靴の原料たる生護謨等については極力價格の適正を期し需給の圓滑に遺憾なきを期しつゝあり、又建築用資材の如きは生産力擴充に直接必要な重要資材であるが、最近都市に於ける住宅拂底の状態に鑑み出來得る限り之を民需に割く方針の下に統制を實施してゐる。

尙配給機構未確立の重要物資に就いてはその種類に應じて日滿商事、生活必需品會社等既存の統制機構を通じて集中的に行ふこととなつた。即ち我國産並に輸入による非鐵金屬(銅、鉛、亜鉛、錫等)及び化學藥品(硫酸、硝酸その他重要藥品)等は之を日滿商事により一元的に配給し、國産並に輸入による砂糖、輸入皮革類(註)、雜護謨製品(註)

毛織物、ステープル・ファイバー織物、人絹織物、洋紙(新聞用紙を除く)等は之を一元的に滿洲生活必需品會社をして配給せしめることとした。

註 輸入皮革類及雜護謨製品は後述の發註統制品目を除く。

對日發註統制 從來重要物資を素材とする機械器具等を日本の製造業者に製造せしむる場合は、需要者は何等の統制なく各自隨意に發註したる後産業部に其の承認を求め、産業部は其の構成材料につき當該期に於ける滿洲國の對日期待額として決定せる總額の範圍内に於て各需要者別に割當て、此の數量につき日本に於ける發註先別に産業部の割當證明書を發給し、此の證明書を受けたる日本のメーカーは之を物資調整局に提示し、物資調整局は各府縣の配給機構を通じてメーカーに對する所要原材料の配給をなさしめて來たのであるが、かかる方法に依るときは發註と資材割當とが別に行はれて其の間に何等の連繋がない爲、需要の重要度に應ずる原材料の割當に困難を來し、惹いては生産力擴充に齟齬を生ずる虞れあるに鑑み政府は今回産業部令を以て發註統制を行ふこととなつた。之は日本に發註せんとする際に於て我國の對日期待額と睨み合せて其の構成材料の數量を検討し、同時に需要の需要度に應じての承認順位を考慮したる上其の發註を許可することに依り一貫したる統制を行はんとするもので、之に依り我國産業開發の計畫性並に日滿物動計畫の合理的運用は一段と強化されたものと謂ふことが出来る。

發註統制に關する産業部佈告は左の如くで、尙關東州に於ても滿洲國の發註統制に呼應協力することとなり、八月二十二日關東局は「關東州内地製品發註統制規則」を公布實施した。同規則の内容は滿洲國側の夫れと殆んど同様である。

對日期待重要物資發註統制に関する件 (康徳六年八月十一日産業部佈告第三三號)

爾今左記物資を素材とする製品若くは加工品を日本國內地に發註せむとする時は別記書類を豫め産業部大臣に提出し其の發註證明を受くべし。既に發註済のものにして未だ素材の配給を受けざるものに就ても亦同じ

一、物 資 名

1 鉄	鐵	5 銅	9 アンチモン	13 皮	革
2 普通鋼材		6 鉛	10 アルミニウム	14 ゴ	ム
3 特殊鋼	鋼	7 亜鉛	11 マグネシウム	15 棉	花
4 鑄鋼	鋼	8 錫	12 石	16 マニラ	麻

二、提出すべき書類

1 發註證明願書

2 需 要 票(別に定むる様式に依る)正副各一通寫三通各主要施行工事別に區分整理し且つ一括點綴し一連番號を附すること

3 添 附 書 類

(イ) 需要説明書(企業目論見事業計畫を含む)

(ロ) 臨時資金統制法、警察取締等により許可を得たるものは許可書寫

(ハ) 再申請にありては返付されたる需要票

但し繼續せる需要にして需要内容を別途詳細に説明せるものは添付書類を簡略化することを得

三、提 出 時 期

毎月一日より十日迄の間とす

但し康徳六年七月分及八月分は同年八月二十五日迄に提出すること

四、需要票記載上の注意

1 發註者、製造者印は正及副本のみとす

前項の場合に於ては發註者は附屬原動機聯絡番號欄に該原動機需要票番號を記載し其の關係を明かならしむるものとす

2 需要票の大きさはA列四號、紙質は横造紙の五〇ポンドとす

3 價額はCIF價格とす

4 需要期は機器類にありては据付時期其他は實需時期とす

5 素材所要量中には製造者が他製造者に委託加工せしむるに要する素材をも含む、但し附屬原動機製作に要する素材は當該附屬原動機所要機械の素材所要量中を含めず附屬原動機欄に所定事項を記入したる上、別途其の素材の需要票を作成提出するものとす

6 鉄鐵に付ては新鉄のみを記入し、鋼に付ては電氣鋼、屑鋼、ゴムに付ては生ゴム、屑ゴムを區別し記入するものとす

7 棉花に付ては綿糸又は綿布を原棉に換算したる數量を記載するものとす、但し日本内地に於て綿糸又は綿布を取得の上他製品に再加工する場合に所要する棉花に付てのみ之を記入し綿糸又は綿布の原形に於て輸入するものには付ては需要票の提出を要せざるものとす

8 皮革に付ては皮ベルト及バックング用のみ記入するものとす

9 其他需要票備考欄を参照するものとす

五、其 他

1 本佈告發布前既に發註せるものにして普通鋼材又は鉄鐵の一部の配給證明を受けたるものには付ては其の數量を「所要素材概算全量

欄「概算全量の下に朱書すること」

前項の場合に於ては其の副材料は之を記入することを要せず

2 既に製造者の素材見積書を添付産業部に申請中にして未だ素材の配給なきものに付ては「見積書提出済」と需要票必要理由欄に朱書し且發註者に於て製造者記入の所定欄に製造者記入事項を記入の上提出あるときは製造者に於て所定の事項を記入捺印したるものと見做す

3 既に製造者の素材見積書を徴せるも未だ申請なきものは該見積書を添付し且發註者に於て製造者記入の所定欄に製造者記入事項を記入の上提出あるときは製造者に於て所定の事項を記入捺印したるものと見做す

4 本佈告發布前「日本機械製造工業組合聯合會」所屬「日本電氣機器工業組合」に所屬する製造者に發註せる電氣機器に付ては別途査定の上素材を配給するに付需要票を提出するに及ばず

但し本佈告後發註するものに付ては需要票の提出を要す

5 電線類に要する素材は別途の方法に依り配給するに付本需要票の提出を要せず

6 鉄線若くは普通鋼材を素材とする製品にして發註證明をなすべきものは原則として左記製品に限る

- 一、蒸 汽 罐
- 二、瓦斯發生裝置
- 三、蒸 汽 機 關
- 四、蒸 汽 タービン
- 五、内 燃 機 關
- 六、水 車
- 一五、化學工業用機器
- 一六、窯 業 機 械(硝子、耐火煉瓦製造用)
- 一七、食料品製造用機器
- 一八、製 革 機 器
- 一九、昇 降 機
- 二〇、輸 送 機(起重機、コンベヤー)

七、電 氣 機 器

八、通 信 機 器

九、農 業 用 機 器

一〇、土 木 建 築 用 機 器

一一、鑄 山 用 機 器(鑄山ボールを含む)

一二、製 鐵 用 機 器

一三、工 作 機 械

一四、製 材 及 木 工 機 械

六、參 考

1 査定決定の上は需要票副本に可、不可、繰延等の區別を附し且つ可に付てのみ證明番號を記入の上需要者に返附するものとす

2 可の査定を受けたる需要者は右發註證明書を日本製造業者に支給し製造業者は發註證明書を添付し素材配給統制機關に素材の配給を申請するものとす

證明書は發行日附後三月以内に製造業者所屬の組合に提出するに非れば其の效力を失ふものとす

3 「日本機械製造工業組合聯合會」所屬「日本電氣機器工業組合」所屬製造者

- 株 式 會 社 芝 浦 製 作 所
- 三 菱 電 機 株 式 會 社
- 株 式 會 社 日 立 製 作 所
- 富 士 電 機 製 造 株 式 會 社

- 株式會社 明電舎
- 株式會社 安川電機製作所
- 株式會社 小穴製作所
- 東洋電機製造株式會社
- 株式會社 神戸製鋼所
- 大阪變壓器株式會社
- 株式會社 高岳製作所
- 株式會社 川崎造船所

第八節 滿鐵附屬地行政權移讓と産業

康徳五年十二月一日治外法權の徹廢と同時に三十有餘年の歴史をもつ滿鐵附屬地行政權は日本帝國の手をはなれて我が滿洲國に移された。かくて滿洲國領域において日本帝國の絶對且排他的行政權の存在は消滅し、滿洲國の統一的統治權の支配する處となり、従つて産業行政の分野に於ても亦一元的統制政策の遂行を可能ならしめるに至つた。元來附屬地行政權は南滿洲鐵道及安奉線沿線に附隨して入狀をなして擴がれる延長七百哩、總面積百平方哩の地域に及びたるもので日本の大陸發展政策の根源をなし、克く日本人産業開發を擁護し來つたものであるが、滿洲國國礎の安定隆盛を見るや反つてかゝる排他的行政權の存在は産業の聯繫統合の障害となり矛盾を胚胎するに至つたのである。蓋し該地域は鐵道の外炭礦、製鐵用地のみならず新京、奉天、安東の三大工業都市を始め幾多重要市街地を含み産

業的中心を貫くもので統制經濟の要請は到底この工業地を除外しては達し得ないが故である。出資金額では全滿の四二%、而もそれは左表の示す通り附屬地は工場數において全滿の一二%に過ぎないのに反し生産額では略相半ばし、而して就業労働者は二八%を占めてゐる。即ちこれ附屬地工業の重要性を示すとともにその工場が多數の近代的規模の大企業を包含してゐることを物語る。

舊滿洲國對舊滿鐵附屬地工場比較 (康徳三年末工場統計による)

地域別	工場數	實出資金額	生産額(金額)	就業労働者數
舊滿洲國	八七・八%	五七・六%	五六・七%	七一・六%
舊附屬地	一一・二%	四二・四%	四三・三%	二八・四%
合計	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%	一〇〇・〇%

註 舊滿洲國とは滿洲國の地域より舊滿鐵附屬地の地域を除きたる地域を假稱せるもの。

もとよりすでに康徳三年六月治廢第一次處理として主要産業法規の日本人に對する適用が協定されるとともに鐵道附屬地に對する行政は依然關東局の行政權下にあり乍らも日本國の好意による協調が絶えず行はれたのである。然しそれでも尙重要産業統制法の實施その他に際して他の領域との均衡の保持、産業行政運用の効果を幾分減殺せしむるところがあり幾多障礙を來してゐた。

然るに日本帝國は滿洲國の諸般の發達を遂げしめ日滿協和を益々鞏固ならしめ、一體不可分關係を更に進展せしむ

るため従来絶大の權益として享有し來つた治外法權並に滿鐵附屬地行政權を自主的に撤廢移讓するに至り、依て以て滿洲國産業の健全なる發達を阻害するこの地域的制限は除去せられ、あらゆる産業法規の適用範圍が擴張せられ、産業政策は完全に統一せられたる目標の下に積極的指導獎勵並に監督が併せ行ひ得るに至つたのは誠に慶賀にたふぬ處である。附屬地が産業上重要性をもつてゐただけ滿洲國の産業統制はこの移讓によつてより効果的となつたわけである。

尙右滿鐵附屬地行政權移讓に伴つて従来滿鐵に所屬してゐた左記農業施設、鑛業施設等が康德五年四月その人的要素とともに移讓せられたのは産業行政上の意義没却すべからざるものがある。その移讓施設の主なるもの次の如し。

- 公主嶺 農事試驗場
- 同 押木 營子 分場(後王爺廟農事試驗場に統合さる)
- 同 遼陽 棉花試驗所(後現在熊岳城農事試驗場遼陽分場となる)
- 同 鳳凰城 煙草試驗所(後錦縣農事試驗場に統合さる)
- 同 洮南 農事試驗所
- 熊岳城 農事試驗場
- 興城 農事試驗場(後錦縣農事試驗場興城分場となる)
- 林西 綿羊改良場
- (以上産業部所管)

獸疫研究所
地質調査所

(右二者は大陸科學院所管)

第九節 滿洲重工業開發株式會社の誕生

第一項 設立の意義

支那事變の勃發に依る日滿兩國戰時體制の要諦は滿洲重工業の早急綜合的開發を圖るため日本人たる日本産業株式會社を新京に移し、康德四年十二月これを増資改稱して新に滿洲國特殊會社たる滿洲重工業開發株式會社として五箇年計畫の主力たらしめた。

これが設立の契機、方針については十月二十九日の滿洲國政府當局談が最も明確に之を示してゐるので茲に之を引用しよう。

政府當局談 現下内外の情勢に對處するため日滿一體となり急速に且つ大規模の生産力を擴充するの必要緊急となつたので、滿洲産業開發計畫の中、最も必要なる重工業の綜合的な確立を圖るため内外有力な産業資本の進出を誘致し國家の統制及び援助の下に經營技術の能力を最も有効に發揮せしめ以て日滿兩國將來の經濟發展に資すべく、滿洲國政府は新に重工業を中心として綜合的な經營を目的とする強力なる國策會社を設立することとなつた。

此會社は日滿兩國政府の強力なる支持を受け、其株式資本は當初四億五千萬圓とし滿洲國政府と日滿民間と各等額出資するものにして、日滿民間は差當り各種産業部門に根據を有する日本産業株式會社五萬の大衆株主を豫定してゐる。本會社の經營は鮎川義介氏に一任し、概ね鐵鋼業、輕金屬工業、自動車、飛行機等の重工業、延いては各種鑛産業をもその投資下に經營せしめ、尙産金事業等をも具體的に經營せしむる豫定である。而して此等事業會社は本會社とともに廣く日滿民間及び外國資本の参加を誘致せしめんとするものである。滿洲に於ける各種事業は調査進捗に伴ひますますその廣大有望なることを確認せられ、殊に最近東邊道における鐵鑛、石炭の如きその最も顯著なものである。今や國家代行機關たる會社の設立を見、総合的な計畫の下に合理的にこれが開發利用に當らしめるは眞に時宜を得たものであつて、ここに滿洲建國以來一貫して渝らない計畫經濟は新に廣く内外民間資本と産業各部門に亘る潑刺たる専門技術とを完全に利用することとなり、今後の開發は期して待つべきものがある確信する。

第二項 設立經過

右當局談に述べたる如く四圍の情勢に對處し五箇年計畫の促進のため滿洲國政府は総合的な國策會社の設立計畫に準備を進め鮎川義介氏との間に交渉を進めつゝあつた處、九月十九日日本政府に於ても日産の滿洲移駐による滿洲重工業開發事業に對し之を支持し資金的便宜を圖る旨閣議で決定を見たので、いよいよ日滿兩國政府及日産に於ては本格的その實現に着手し、先づ十月二十九日滿洲國政府は前記聲明書を發表し、十一月二十四日日産はその本社を新京（滿鐵附屬地）に移し十二月一日附屬地行政權の移讓と共に滿洲國法人となり、次で十二月二十日滿洲國政府に於て

は滿洲重工業開發株式會社管理法を制定し（十二月二十七日より實施）、日産では同月二十七日株主總會を開いてその定款を變更し、社名も滿洲重工業開發株式會社と改め同日總裁副總裁の任命があり、ここに滿洲國特殊法人たる滿洲重工業開發株式會社は正式に成立するに至つた。

（日 産 社 長） 鮎 川 義 介

派爲滿洲重工業開發株式會社總裁

（元 司 法 部 大 臣） 馮 滿 清

派爲滿洲重工業開發株式會社副總裁

（副總裁一名は缺員の處康德五年十一月 元商工大臣 吉野信次氏が之に任命せられた。）

第三項 管理法公布

前述の如く、滿洲國政府は康德四年十二月二十日「滿洲重工業開發株式會社管理法」及び「同管理委員會設置に關する件」を公布したがその主要條項は次の如くである。

滿洲重工業開發株式會社管理法（康德四年十二月二十日勅令第四六〇號）

第一條 政府は本邦に於ける重工業の綜合的確立を促進し其の統制を圖る爲本法に依り滿洲重工業開發株式會社を管理す

第二條 滿洲重工業開發株式會社は本邦に於ける左に掲ぐる事業に投資し其の經營の指導に當るを以て目的とす

一 鐵 鋼 業

- 二 輕金屬工業
- 三 自動車製造業
- 四 航空機製造業
- 五 石炭礦業

滿洲重工業開發株式會社は前項の事業の外金、亜鉛、鉛及銅其の他の鑛業又は其の他の事業に附帶的に投資することを得但し本邦に於ける鑛業に對し投資する場合を除くの外主管部大臣の認可を受けることを要す

第三條 滿洲重工業開發株式會社は本店を新京特別市に置くことを要す

第四條 滿洲重工業開發株式會社の資本の額は四億五千萬圓とす但し主管部大臣の認可を受け之を増加することを得

前項但書の場合に於ては會社法第九十七條第二項の規定に拘らず議決権なき株式を發行することを妨げず

第五條 政府は滿洲重工業開發株式會社の議決権ある株式總數の二分の一を所有することを要す

第六條 滿洲重工業開發株式會社の議決権ある株式は滿日兩國の國民又は兩國の法令の何れかに依り設立したる法人にして議決権の過半数が兩國の國民若は法人に屬するもの以外の者に譲渡することを得ず

第七條 滿洲重工業開發株式會社に總裁一人、副總裁二人、理事五人以上及監事三人以上を置く

第九條 總裁及副總裁は政府之を任命し理事及監事は株主總會に於て之を選任す總裁及副總裁の任期は五年、理事の任期は四年、監事の任期は三年とす

第十二條 滿洲重工業開發株式會社の毎營業年度決算に於て株主に支拂ふべき利益配當金が拂込みたる株金額に對し年七分五厘の割合に相當する金額に達する迄は政府の所有する株式に對し一、政府以外の者の所有する株式に對し二の割合に依り配當を爲すことを得

株主に支拂ふべき利益配當金が拂込みたる株金額に對し年七分五厘の割合に相當する金額を超える場合其の超過金額の配當率は各株式

に付同率とす

第四條の規定に依り資本の増加を爲す場合に於ては株主に支拂ふべき利益配當金に付前二項に拘らず主管部大臣の認可を受け格別の定を爲すことを要す

第十三條 政府は滿洲重工業株式會社の毎營業年度決算に於て滿洲國內經營事業に關し生じたる綜合純益が滿洲國內經營事業の爲振向けられる資金總額(滿洲國內經營事業に關し生じたる益金より成る資金を除く)に對し年六分の割合に達せざる場合に於ては本法施行後十年以内に終了する營業年度を限り其の不足額に相當する金額を補給す補給したる金額は爾後の營業年度の綜合純益が年六分の割合を超過したる場合に依り計算したる利息を附し之を償還することを要す

前項の綜合純益は每營業年度に於ける滿洲國內經營事業に關し生じたる總益金(繰越益金を含む)より總損金(借入資金の利息を除く)を控除して之を計算す

第十五條 滿洲重工業開發株式會社は主管部大臣の認可を受け拂込みたる株金額の二倍を限り社債を募集することを得

第十七條 滿洲重工業開發株式會社は營業年度毎に事業計畫を定め之を主管部大臣に提出すべし之を變更したるとき亦同じ

第十八條 理事及監事の選任及解任、定款の變更、利益金の處分、社債の募集並に合併及解散の決議は主管部大臣の認可を受けるに非ざれば其の效力を生ぜず

第十九條 滿洲重工業開發株式會社は主管部大臣の認可を受けるに非ざれば重要財産を讓渡し又は之を擔保に供することを得ず

第二十條 主管部大臣は滿洲重工業開發株式會社の業務に關し監督上必要な命令を爲すことを得

第二十一條 主管部大臣は滿洲重工業開發株式會社の業務に關し事業の統制上必要な命令を發することを得

第二十二條 主管部大臣は滿洲重工業開發株式會社の決議が法令若は定款に違反し又は公益を害すると認めたるときは其の決議を取消すことを得

主管部大臣は滿洲重工業開發株式會社の總裁、副總裁、理事又は監事の行爲が法令、定款若は本法に依る命令に違反し又は公益を害すと認むるときは之を解任することを得

第二十三條 主管部大臣は滿洲重工業開發株式會社監理官を置き滿洲重工業開發株式會社の業務を監理せしむ

第二十五條 本法に於て主管部大臣と稱するは産業部大臣及經濟部大臣とす

第二十七條 本法は康德四年十二月二十七日より之を施行す

滿洲重工業開發株式會社管理委員會設置に関する件 (康德四年十二月二十五日國務院訓令第一四五號)

第一條 滿洲重工業開發株式會社の管理に關する重要事項に付主管部大臣の諮問に應ぜしむる爲滿洲重工業開發株式會社管理委員會を設

委員會は前項の事項に關し主管部大臣に建議を爲すことを得

第二條 委員會は國務總理大臣の監督に屬し委員長及委員七人を以て之を組織す

第三條 委員長は總務長官を以て之に充つ委員は左に掲ぐる者を以て之に充つ

- 總務 廳 次 長
- 産 業 部 次 長
- 經 濟 部 次 長
- 總務 廳 企 畫 處 長
- 同 主 計 處 長
- 産 業 部 鑛 工 司 長

經濟部金融司長

第四項 滿 業 會 社 概 要

組 織 滿洲國特殊法人

本社所在地 新京特別市大同大街

創立年月日 大正元年九月十八日(康德四年十二月二十七日改組)

公稱資本金 四億五千萬圓

拂込資本金 全額拂込済

出 資 者

滿洲國政府 二億二千五百萬圓 (五〇%)

一 般 二億二千五百萬圓 (五〇%)

營業目的 管理法第二條に定むる通り(前掲管理法參照)

特 典 同法第十二條及十三條

役 員

總 裁 鮎 川 義 介

副總裁 吉 野 信 次

馮 滿 清

理事	矢野美章	玉河久雄
	三保幹太郎	世良正一
	田中恭	齋藤靖彦
	宋青濤	奥村慎次
	河本大作	小日山直登
	島田利吉	竹中政一
	根橋禎二	竹原傳
	大崎新吉	山本惣治
監事	金山卓	山田啓之助
	山田敬亮	

第五項 投資會社

會社は設立目標に従つて先づ差當り從來滿洲國內で重工業を營んでゐた昭和製鋼所、滿洲炭礦、滿洲採金、同和自動車工業、滿洲輕金屬の五つを接收してこれ等既設事業の基礎の上に綜合經營を始めることゝなつた。依つて滿鐵は三月二日右五社に對する所有株を政府に譲渡し、政府は同日從來より保存せる株式と合せて政府よりの現物出資として之を滿業に引渡を了し、こゝに右五社は滿業の投資會社としてその統制に服することとなつた。

ついでに滿業に於ては滿洲鑛山會社及滿洲飛行機製造株式會社、滿洲自動車製造株式會社、東邊道開發株式會社を設立し滿洲鉛鑛株式會社を買収し最近(康徳五年十一月)本溪湖煤鐵公司も亦之の傘下に入つた。現在滿洲國內における投資會社は次の如くである。(日本内地に於ける子會社については省略)

直接投資會社 (康六・一〇・三〇)

會社名	組織	本社創立	資本金	拂込資本金	備考
株式會社昭和製鋼所	特殊法人	鞍山昭四、七	200,000千圓	175,000千圓	康五、九増資
同和自動車工業株式會社	特殊法人	奉天康元、三	200,000	180,000	康六、七増資
滿洲炭礦株式會社	特殊法人	新康元、五	100,000	100,000	康六、四増資
滿洲輕金屬製造株式會社	特殊法人	撫順康三、一	50,000	50,000	康五、一〇増資
滿洲鑛山株式會社	普通法人	新康五、二	50,000	50,000	
滿洲飛行機製造株式會社	特殊法人	奉天康五、六	100,000	100,000	
東邊道開發株式會社	普通法人	新康五、九	50,000	42,500	康六、八増資
株式會社本溪湖煤鐵公司	普通法人	本溪湖明四三、五	100,000	100,000	康六、六増資
滿洲自動車製造株式會社	特殊法人	新康六、五	100,000	25,000	
協和鑛山株式會社	普通法人	新康六、八	100,000	100,000	

註 滿洲採金會社は康徳六年六月滿業の手を離れ現在株主は政府及中銀である。

間接投資會社 (康六・一〇・三〇)

會社名	組織	本店所在地	設立	資本金	拂込	備考
滿洲鉛鐵株式會社	普通法人	奉天	康二、六	4,000千圓	4,000千圓	滿洲鞍山半額投資
滿洲マグネシウム工業株式會社	同	新京	同五、七	10,000	2,500	滿洲輕金屬全株投資
安奉鑛業株式會社	同	新京	同四、一	1,000	500	滿洲鑛山全株投資
熱河鑛業株式會社	同	熱河省	同二、一〇	600	200	同 七〇%投資
撫順セメント株式會社	同	撫順	同元、七	5,000	5,000	滿洲輕金屬及滿鐵各半額投資

第十節 調査事項

産業部に於て實施しつゝある調査事項中、各司局に分屬するもの(各章にて概説する)を除きその主なるものは次の如くである。

一、資源調査法による調査

資源の保育施設及び資源の統制運用計畫の設定を行ふに當つては、先づ正確なる事實の資料及び統制資料を必要とする。而して滿洲國に於ても産業年次計畫の樹立遂行、有事に備ふる總動員準備のためにも、又一般行政の圓滑なる運用に當つても特にこの資料整備の必要の切なるものがある。資源調査法はこの必要に基き各種資源の現況、特に物

資の需給及びその生産能力等に關する正確なる基礎資料を得んがための調査に法的根據を與へたのである。

即ち政府は康德四年十二月十四日勅命第二九四號を以て「資源調査法」を公布し、更に同日「同法施行令」(勅令第二九五號)及國務院訓令第一〇三號「資源調査に關する件」(改正、康德五年六月訓令第八五號)を公布して實施の細目を定め、右資源調査を實施することになつた。

右資源調査は各部其他各官廳に於て之を行ひ、總務廳(統計處)が之を總括する。

本調査の施行に關して更にその細目を定むるため制定せられたる規則中産業部關係調査規則は次の如くである。

- 水産資源調査規則 (康四、二 産業部令第二〇號)
- 工場調査規則 (康四、二 同 第二八號)
- 鑛業調査規則 (康四、二 同 第二九號)
- 畜産資源調査規則 (康五、一 産業部令第一號)
- 農産資源調査規則 (康五、一 産業部令第五號)
- 林産資源調査規則 (康五、一 同 第六號)

國務院訓令によつて命ぜられたる産業部調査項目は次の如くである。

○農産

- 一 既耕地未耕地及不可耕地面積
- 二 農作物作付面積及生産高
- 三 柞蠶、蜜蜂飼育狀況及繭、蜂蜜生産高

- 四 出廻高及移動状況
- 五 穀類の用途消費高
 - 林 産
- 一 林野面積
- 二 樹種別立木蓄積量
- 三 樹種別用途出材量
- 四 林野産物生産高及出廻高
- 五 炭焼夫數
 - 水 産
- 一 漁船數及漁獲物運搬船數
- 二 種類別漁具數
- 三 魚種漁獲高
 - 畜 産
- 一 家畜數及家禽數
- 二 家畜生産數、斃死數及屠宰數
- 三 家畜飼養戸數
- 四 家畜交易市場數、入場頭數、賣買状況及交換頭數
- 五 家畜傳染病發生及轉歸

- 六 獸皮及獸毛生産高及出廻高
 - 獸醫關係者
- 一 獸醫數
- 二 蹄鐵工數及裝蹄工場數
 - 工場及鑛山（軍に屬するものは之を除く）
 - 一 鑛山及五人以上の職工を使用し得る設備を有し又は常時五人以上の職工を使用する工場
 - (一)名稱(二)所在地(三)工業主又は鑛業權者(租鑛權の設定ある場合には租鑛權者)の氏名名稱(四)事業の種類(五)品目別年生産額
 - (六)鑛區(七)機械及設備(八)從業者(九)電力、主要原料、材料及燃料の年使用額(一〇)主要原料、材料、燃料及生産品の手持高
 - 二 別記工場及鑛山(別記其他省略)
 - 電氣事業
 - 一 發電所及變電所
 - 二 供給區域及主要需要者
 - 三 用途別需要電力
 - 四 從業者
 - 五 送電系統圖
 - 試験研究機關
 - 一 名稱
 - 二 所在地
 - 三 管理者の氏名又は名稱

四 主要試験研究事項概要及擔當者氏名

五年 經費

二、重要物資需給調査

日本側の物資動員計畫に對應し重要物資の統制運用を圖り以て刻下時局の要請に對處し、且産業開發計畫の適實なる遂行を確保し、尙民生の維持安定に資する目的を以て企畫委員會を中心として關係各機關協力、主要物資に關し適切な需給計畫を策定し、需給の適合調整につとめつゝあり、之がため産業部に於てもその分擔部分の調査を分擔してゐる。調査物資は鐵鋼、石炭、機械類、セメント、小麥及小麥粉、棉花及棉絲布、木材、原皮等である。

三、勞働賃銀調査

勞働は生産の基本要素であつて、勞働賃銀は生産原價の構成に密接なる關係を有し、之が産業政策上の諸問題となる關聯を有するので、賃銀の實態を明かにして生産と勞働との關聯を解明し、生産の見地に於ける重要資料たらしむるとともに、併せて勞働者自體の見地に於てその購買力即ち實質賃銀を觀察し、經濟動態統計の一として産業政策樹立の基本資料たらしむることを目的とし、産業部に於て工・鑛・運輸・交通・土建各勞働に亙り全國主要各地における勞働賃銀調査を実施してある。

第二章 本邦産業開發豫算の概要

第一節 財政方針の轉換

本邦財政は建國後所謂第一期建設時代に於て消極的健全財政主義を採り來つたが、此の間友邦日本の援助協力を得て漸く國家體型の整備を見るに至つた。茲に於て第二期國力増進開發時代として積極的建設に邁進することとなり、康徳四年産業開發五箇年計畫の第一歩を踏み出すと共に財政方針に於ても、合理的積極主義へと劃期的な轉換をなした。次いで躍進第二年度たる康徳五年度豫算に於いても亦前年度の方針を踏襲し之を一段と強化した。即ち支那事變により緊迫せる非常時局に即應して、凡ての國內機構を企畫動員して國防施設の急速なる整備充實を計り、國內生産力の飛躍的發達を期し、併せて國際收支の適合に付日滿協力の實を擧ぐると共に、更に治外法權撤廢後の措置をして遺憾なからしむるため次の如き方針に依つて康徳五年度豫算は編成されたのである。

一、時局の趨勢に鑑み、日滿共同防衛上緊急必要なる諸施設の整備充實に要する經費は第一次的に計上する。

二、産業五ヶ年計畫遂行のため必要なる經費は積極的に計上する。

三、國民生活の向上並に人心安定上必要缺くべからざる經費は出來得る限り支出する。

四、産業開發の原動力たる物資並に勞力の供給を圓滑ならしめるに必要な基礎的施設に要する經費は之を計上す

- 五、新設事業の創始に伴ふ人員の増加は極力避け、治外法權撤廢並に附屬地行政權移讓に依る引受要員の活用に依り充足する。
 - 六、國際收支の適合及び時局必須の資材の整備を圖るため、海外拂の原因となり或は時局必須の資材の使用を主とする事項の實施を抑制する。
 - 七、一般行政費については極力節約を圖り、之が新規要求の如きも眞に緊急已むを得ざるもので、且つ計畫の整備せるものゝみに止める。
 - 八、税制體型を整備し歳入の充實を圖るため、勤勞所得税及び自由職業税を新設し、又省地方費財源の充實を圖るため、牲畜税を移讓し、家屋税を創設し、起債權を認める。
- 然るに内外の情勢益々多端となり、國防の強化、國力の増進が愈緊切さを加へ來つたので、日滿一體としての物動計畫に基く産業五ヶ年計畫の修正斷行と共に財政方針に於ても一層の積極性が要請さるゝに至つた。
- 即ち五ヶ年計畫第三年度たる康德六年度の豫算は左の如き方針に依つて編成され、修正五ヶ年計畫に基く年次計畫の積極的遂行を基本的方針として之に基く戰時財政の強化と民生の安定とが中心的方向を爲した。
- 一、現下時局の趨勢に鑑み日滿共同防衛上必要なる諸施設の整備充實に要する經費は可及的支出の途を講ずる。
 - 二、修正五箇年計畫の遂行に關してはその年次計畫により極力これが實現を圖る。
 - 三、礦物資源の調査、耕地造成及び地力維持等國力増進の資源の積極的開發及び確保に努むる。

- 四、國際收支の適合を期するため輸出増進の方途を講ずると共に海外拂の原因となるべき事項の實施は極力これを抑制する。
 - 五、時局必須資材の合理的配分を期するため、鐵、木材、石油、セメント等重要物資の使用に對し所要の統制節約を行ふ。
 - 六、教育の徹底に意を用ひ、殊に實業教育の整備充實を圖る。
 - 七、民力の涵養及び人心の安定に必要なる經費は國及び地方を通じて努めてこれが支出を計り、地方行政の浸透を期する。
 - 八、地方財政調整資金の合理的運用を期し以て地方自治團體の財政的自立を計る。
 - 九、軍警本來の使命に鑑み、治安特別工作の進展等國內治安の改善に伴ひ軍警諸機關の合理的調整に留意する。
 - 十、一般行政費は極力これが節約の徹底を期し、既定經費は勿論、従前の整備計畫に對しても所要の修正を加へ、新規要求に對しては原則として既定人員、既定經費の振替によりて之を行ふ如く努むる。
- 斯る編成方針に基く康德六年度豫算は左表に見らるゝ如く一般會計に於て歳入歳出各四億圓で前年度より約一億を増加し、特別會計に於ては歳入十三億五千餘萬圓、歳出約十二億九千餘萬圓で前年度より夫々二億圓を増加して居る此の數字に依つて生々躍動して已まざる滿洲國の現狀を如實に看取することが出来るであらう。

滿洲國一般・特別會計歳入歳出豫算

(單位圓)

一般會計	特別會計	康 德 六 年 度		康 德 五 年 度	
		經常部	臨時部	經常部	臨時部
歳入	歳入	29,987,495	10,540,160	23,035,218	20,535,000
歳出	歳出	18,203,837	33,252,818	14,549,071	16,084,259
歳入	歳入	4,884,751	9,512,740	25,244,816	8,737,243
歳出	歳出	37,358,818	9,809,586	12,866,274	9,006,855
計	計	11,783,658	4,287,342	8,486,147	4,528,146

第二節 産業部一般會計豫算

前記の如く康徳六年度財政は國防治安の擴充と五箇年計畫の遂行に重點を置いて居るが、この中五箇年計畫に於ける産業部の役割が如何に重大であるかは茲に説く迄もない。その一般會計豫算は歳入及び歳出二千九十九萬圓で歳出内譯は次の如くである。

産業部一般會計歳出豫算

臨時部	經常部	六 年 度		五 年 度	
		歳出	歳入	歳出	歳入
		15,178,757	5,700,502	6,182,725	5,859,251
					△158,759
					八、九九六、〇三二

(單位圓、△印減)

比較増減

計

二〇、八七九、二五九

一一、〇四一、九七六

八、八三七、二八三

右表に於て六年度經常部支出が五年度より十六萬圓の減少となつて居るのは、従來産業部の外局であつた畜産局の中の馬政部門と種馬所とが治安部に移り、また中央觀象臺及び觀象所が交通部に移管された爲めで、前年度に於ける之等の經費合計二百四十六萬圓を前表五年度經常部豫算より控除して六年度と比較すれば二百三十萬圓の増加といふ事になる。臨時部に於ても前記種目の移管に伴ひ實質的には九百三十餘萬圓を増加して居り、結局産業部一般會計は五年度より一千百六十五萬圓と二倍以上の膨脹を示した。今一般會計主要項目につき前年度と比較對照すれば左の如くである。

産業部一般會計經常費内譯

(單位圓、△印減)

産業本部	開拓總局	特許發明局	鑛業監督署	農事試驗場	緬羊改良場	水産試驗場	六 年 度		五 年 度	
							歳出	歳入	歳出	歳入
							1,540,920	1,353,482	87,438	
							705,961	705,961		
							330,469	348,401	△17,932	
							187,401	191,832	△4,431	
							1,551,058	385,822	1,165,236	
							427,652	362,061	六五、五九一	
							56,525	57,110	△五八五	

比較増減

八七、四三八

七〇五、九六一

△二七、九三二

△四、四三一

一、一六五、二四六

六五、五九一

△五八五

第二篇 産業法制及行政の概要

水産増殖費	四一、八六七		三七〇
柞蠶絲検査所	七九、五五二		四一、八六七
中央農事訓練所	二八八、五〇九	七三、三二〇	六、二四二
畜産技術員訓練所	一二六、七三七	三四一、五二五	七三、七二一
柞蠶種繭場	六五、九八七	二八、七九三	三七、一九四
家畜検査所	四八、二三六		四八、二三六
拓植委員分擔金	四五、〇〇〇	四五、〇〇〇	
各項發還款		一九五二	△ 一九五二
各項支出款	二二四、六二八	二〇五、五五八	九、〇七〇
計	五、七〇〇、五〇二	三、三九四、八三六	二、三〇五、六六六

註 五年度會計中には産産局(四二九、一三〇圓)種馬費(一、三五三、〇五三圓)、觀象臺及觀象所(六八二、二二三圓)の經費を除外す。

六年度經常支出の膨脹は右の表によりて明かなる如く、開拓民國策強化に伴ふ開拓總局の新設に基くもので、その外産業本部内に各種物資需給計畫の立案、需給調整に當る中樞機關として物資調査科の新設を見、その所要經費として四十萬圓を新規に計上し、その他の一般行政費は極力節約したのである。尙農事試驗場經費が百餘萬圓を増加してゐるのは康徳五年四月滿鐵會社より接收した七箇所の農事試驗機關(第八節参照)の經費が計上された爲めである。次に臨時費の内譯につき五、六兩年度を比較すれば左表の如くである。

産業部一般會計臨時費内譯

(單位圓、△印減)

	六年度	五年度	比較増減
産業獎勵費	三、二九二、二一四	一、〇一六、五〇〇	二、二七五、七一四
産業團體助成費	一、一八四、六九二	八二〇、〇〇〇	三七四、六九二
特産物輸出検査費	四〇七、八六六	三〇一、九六二	一〇五、九〇四
農産物生産費調査費	二九、七〇一		二九、七〇一
農産物生産量調査費	一一〇、八五〇		一一〇、八五〇
工業調査費	三三、七八三		三三、七八三
畜産調査費	二二、七七九		二二、七七九
鑛業權臨時審査費	一一六、八四五	一三二、四四七	△ 一五、六〇二
鑛産地圖根三角點設置費	五二、九九一	五四、〇九二	△ 一、一〇一
特許意匠臨時審査費	六三、三二五	四一、三九四	二一、九三一
實驗農村助成費	三〇、〇〇〇		三〇、〇〇〇
土地改良費		九二、〇五六	△ 九二、〇五六
地力更生費	九三、二九九		九三、二九九
移民適地調査費	三〇〇、三六三	一六八、六一九	一三一、七四四
開拓青年義勇隊費補助	五、〇〇〇、〇〇〇		五、〇〇〇、〇〇〇
特殊移民費	五八九、五一七		五八九、五一七
鮮農移民指導費	四二、四七八		四二、四七八
移民輔導費	四五八、六八五	一三九、七三四	三一八、九五二

第二章 本邦産業開發豫算の概要

第二篇 産業法制及行政の概要

土地改良調査費	三六一、九三三	三六一、九三三	△
産業調査費	八九、七一二	八九、七一二	△
遼河水調査費	九一八、三九九	五四、一五八	△
増殖費	一〇三、八八〇	三四、五四二	△
農作物病蟲害豫防及驅除費	一一、〇〇〇	二、七六六	△
漁業處分費	四二一、一一一	△二五七、一七六	△
家畜防疫費	二四八、四〇〇	七七、七四七	△
選種研究費	二四八、四〇〇	一五、八〇〇	△
種羊購買費	二五八、八八九	△三六八、〇〇〇	△
工鑛技術員養成費	五六、七〇〇	二五八、八八九	△
技術員養成及訓練費補助金	五六、七〇〇	五六、七〇〇	△
營業繕費	六三三、三三六	六三三、三三六	△
中央農事訓練所	二四五、〇〇九	二四五、〇〇九	△
其他用地收買費	二八一、七六一	△二八一、七六一	△
農事試験場財産接收費	一五、一七八、七五七	九、二六九、八三七	△
其他	五、九〇八、九二〇		
計	三六一、九三三	三六一、九三三	

註 五年度會計中裝飾改善費(二二、〇〇〇圓)及觀象機器設備費(二六一、八〇五圓)を除外す。比較の便宜上五年度臨時拓務費(一五九〇、一四圓)中の適地調査費(一六八、六一九圓)及移民輔導費(一三九、七三四圓)を抽出して本表に掲げたので、其の合計(三〇八、三三三圓)を「臨時拓務費」より控除した額(二八一、七六一圓)を同年度に「其他」として掲げた。

即ち右の表によつて看取されることは、日滿を通ずる百萬戸開拓民計畫の本格化に伴ひ、開拓總局の新設、青少年義勇隊に對する補助金五百萬圓の新規計上、開拓民訓練の擴充其他開拓民輔導に萬全を期した事に臨時費膨脹の要因が存することである。更に産業獎勵費に於ても三百三十萬圓と前年度の約三倍となり、此の内産金獎勵費百八十萬圓、石油試掘費二十八萬圓、滿洲鑛發會社への鑛產資源調査助成費百萬圓等を新規計上してゐる。産業團體助成費も農事合作社の八十萬圓、滿洲種子配給協會の九萬圓其他で前年より三十七萬圓を増加し、各會社の技術員養成、訓練費補助金として二十六萬圓を計上してゐる。工鑛技術員養成費が六年度に計上されてゐないのは、滿洲工鑛技術員協會が新設され、從來産業部が各種の方法に依り實施してゐた養成方策が同協會に依つて行はれることとなつた爲で、其の經費は前記技術員養成、訓練費補助金中に含まれてゐるのである。

第三節 産業部特別會計豫算

次に産業部所管の特別會計を見れば、五箇年計畫に於ける産業部の役割は一層明瞭に寫し出されてゐる。今前年度と比較して之を示せば次の如くである

産業部所管特別會計歳入歳出

會計	六年度		五年度		比較増減
	歳入	歳出	歳入	歳出	
國有林事業歳入	七四、七、八九九	七四、七、八九九	七四、七、八九九	七四、七、八九九	〇
歳入	四、三、六、六七	二、六、三、四、八	二、五、九、四、二、五	一、八、六、四、一、〇〇	四、八、五、〇、三、六五
歳出	二、六、三、四、八	七四、七、八九九	一、八、六、四、一、〇〇	五、七、九、三、七	四、八、五、〇、三、六五
計	二、六、三、四、八	七四、七、八九九	一、八、六、四、一、〇〇	五、七、九、三、七	四、八、五、〇、三、六五

計	水力電気建設事業		開拓事業		金鑛精錬事業	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
計	101,401,110	101,401,110	101,401,110	101,401,110	101,401,110	101,401,110
歳入	101,401,110		101,401,110		101,401,110	
歳出		101,401,110		101,401,110		101,401,110

註 本表には五年度賽馬特別會計(六年度に於て治安部に移管)を省略せり。

前表に於て金鑛精錬事業特別會計が六年度に於て計上されてゐないのは、本事業の滿洲鑛業開發株式會社への移管に依るもので、他は國有林事業、水力電気建設事業兩特別會計共に異常な膨脹を示した外開拓事業特別會計の新設があり、總計に於て歳入、歳出共五年度より一億圓の増加を見るに至つた。

右の中水力電気建設事業特別會計は康徳四年度初めて總務廳所管として創められ、第一年度は歳入歳出共に三百十五萬圓に過ぎなかつたが、本年度本格的建設時代に入り、初年度の十倍に増大した。その内譯を示せば、次の如くである。

水力電気建設事業特別會計歳入歳出内譯

(單位圓)

歳入

	六年度	五年度	増加
國債金特別會計繰入	330,550,000	16,380,000	14,170,000
雑收	16,273	1,174	14,099
計	330,566,273	16,381,174	14,184,099

歳出

松花江水力電気建設費	26,453,287	13,720,657	12,732,630
鏡泊湖水力電気建設費	3,732,986	2,551,174	1,181,812
電源調査費	270,000	1	270,000
準備金	110,000	110,000	(増減ナシ)
計	310,556,273	16,381,831	14,184,442

右の如く財源は凡て國債に依存し、經費としては松花江水力電気建設費が總額の八割以上を占めてゐる。水力電気建設は五箇年計畫の重點たる重工業開發の爲めに動力供給の重大役割を有するものであるが、その内第二松花江發電は特殊會社たる鴨綠江水力電気株式會社によつて營まる、鴨綠江の水力發電と並び稱せらるゝ大規模の事業で、之は官營特別會計に依り遂行するのである。鏡泊湖水電は松花江に比ぶれば遙に少額であるが、之等兩發電建設竣工の曉に於てその東北滿産業開發に及ぼす影響は蓋し刮目に價するであらう。此の外新規に電源調査費が計上せられてゐるが、之は將來に於ける建設の準備とも見らるべきものである。

次に六年度國有林事業特別會計に於ては歳入出共約五千萬圓の増加を見たが、之は本事業の本格化に依り五箇年計

畫遂行途上に於て急増する木材需要に應へんとするもので、又本邦財政に於ける本事業の重要さを加重したことを示してゐる。次表本特別會計の内譯を見れば此の事は明瞭である。

國有林事業特別會計歳入歳出内譯

(單位 圓、△印 減)

歳入	比較増減		
	六年度	五年度	
(經常部)			
事業収入	七四、〇九八、九三一	二五、八三〇、六六〇	四八、二六八、二七一
雑収入	三六八、九六八	一三三、六三四	二三五、三三四
歳入總計	七四、四六七、八九九	二五、九六四、二九四	四八、五〇三、六〇五
歳出			
(經常部)			比較増減
森林費	四一、四四二、三六七	一一、二五四、三三七	二九、一八八、〇三〇
地方財政調整資金繰入	三、一七五、四〇〇	六、〇八五、〇三四	△二、九〇九、六三四
各項發還款	五、〇〇〇	五、〇〇〇	(増減ナシ)
各項支出款	三〇五、九一〇	一〇九、八二九	一九六、〇八一
準備金	四〇〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇
計	四五、三三八、六七七	一八、六六四、二〇〇	二六、六六四、四七七

(臨時部)		九八、〇三五
林野調査費	八九六、六一六	七九八、五八一
事業施設費	一五、一六七、五八七	二、八三六、八二六
營繕費	三、〇七九、〇五五	一、四七二、六五〇
一般會計繰込	五、六三五、四〇〇	一八六、一八〇
國債整理基金繰込	三、六五〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇
用地收買費	四九三、八三〇	一三五、〇〇〇
計	二八、九三二、四八八	五、七七九、二三七
歳出總計	七四、二五一、二六五	二四、四四三、四三七
		四九、八〇七、七二八

即ち國有林事業とは建國當初より行ひ來つた官行斫伐に依る國有林の開発事業で、右の表によつて明かな様に本特別會計は事業収入即ち拂下木材代金により維持されてゐるのである。森林開發の本格的進展は六年度事業収入が前年度の約三倍の數字を示してゐることに依つて表現されてゐる。更に眼を歳出豫算に轉ずるならば、本事業が本邦財政の一重要財源たることが看取されるであらう。即ち歳出中經常部に於て三百二十萬圓を地方財政調整特別會計へ、臨時部に於て五百六十萬圓を一般會計へ、三百六十萬圓を國債整理基金特別會計へ夫々繰込み、其の總額一千二百四十萬圓に達してゐる。

その外新規事業費として森林鐵道敷設所要經費一千五百萬圓、各種新營費三百萬圓、林野調査費九十萬圓、造林場其の他の用地收買費五十萬圓等を計上し、以つて森林の積極的開發を期したのである。

更に本年開拓事業特別會計を初めて新設したのであるが、之は開拓總局の新設と關聯するものであつて、其の内譯は左の如くである。

開拓事業特別會計歳入歳出内譯

(單位圓)

歳入		
(臨時部)		
國債金特別會計繰入	四二、三〇〇、〇〇〇	
雑収入	一三、八四一	
計		四二、三一三、八四一
歳出		
(臨時部)		
用地取得費	四一、一八一、三四一	
國債整理基金特別會計繰入	一、〇五七、五〇〇	
準備金	五〇、〇〇〇	
計		四二、三三、八四一

右の歳入歳出各四千二百萬圓の巨額に達する本特別會計は國內未開拓地域に於ける一千八百萬町歩の未利用地を取得し、その開發を計画的に促進して百萬戸開拓民計畫の完遂、原住民の營農向上、鮮農の定着安定を圖ると共に農業、林業、牧畜等各産業の総合的開發を期する爲めに設けたもので、その中吉林、濱江、牡丹江、三江、黑河の各省及び興安東省に於ける可耕未利用地の取得費として初年度四千二百二十萬圓を計上してゐる。而して未利用地の取得は總て

開拓總局に於て行ふこととなつた爲め、從來滿洲拓植公社及び滿鮮拓植會社に於て行つてゐた土地取得業務は中止するに至つた。

第四節 經濟部所管其の他

以上に於て産業部關係の六年度豫算を見たのであるが、産業開發の爲めの豫算は之を以て盡きるのではない。以下各部所管の豫算中直接間接産業開發を目的とするものを抽出することとする。

先づ經濟部所管の投資特別會計は康徳元年度初めて新設され、國家的企業或は重要産業開發を目的とする特殊會社に對する投資、更に特殊會社又は地方公共團體に對する融資等に關する資金の運用管理を行ふ特別會計であつて、之は五箇年計畫の中軸的實行機關たる特殊會社に對する投資又は融資を掌る重要な資金源たる點に於て直接産業開發を推進せしめてゐるのである。其の本年度歳入歳出豫算は二億三千八十萬圓で、實に六年度特別會計中最高額を示して居る。前年度の三億二千六百萬圓に比すれば四千六百萬圓を減じてゐるが、昨年度滿洲重工業會社へ二億二千五百萬圓の大口投資(内政府の持株現物出資一千九百七十萬圓)を行つた事を考慮すれば、寧ろ本年度一億五千九百餘萬圓の著増と見て差支へない。而して六年度歳入はその九割即ち二億五千萬圓を公債財源に求め、殘餘の二割を配當又は利子收入、融資の回收金で賄ふのであるが、その起債額は本年度特別會計起債總額三億二千餘萬圓の七五%を占めてゐる。今投資特別會計の内譯を示せば左の如くである。

投資特別會計歳入歳出内譯

(單位圓、△印 減)

歳入		六年度	五年度	
出資金回収		一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	△ 二〇、〇〇〇
貸付金回収		八、三七八、九一五	四、二七〇、六六六	四、一〇八、二四九
出資収入		一六、七六一、六〇三	一一、二三三、一九二	四、五二八、四一一
貸付金利息収入		四、一九四、〇二九	三、七六一、〇九六	四三二、九三三
一般会計繰入		九八二、八〇〇	九一九、七〇〇	六三、一〇〇
國債金特別會計繰入		二五〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇五、〇〇〇、〇〇〇	△ 五五、〇〇〇、〇〇〇
計		二八〇、三三七、三四七	三三六、二一四、六五四	△ 四五、八八七、三〇七
歳出				
出資金		一〇二、五七一、七〇〇	二五、三三一、七〇〇	七七、三四〇、〇〇〇
貸付金		九、九〇〇、〇〇〇	一一、九〇〇、〇〇〇	△ 二、〇〇〇、〇〇〇
管理費		四五、二〇四	四六、〇二五	△ 八二一
國債整理基金繰込		二九、八九五、五九六	二六、二九〇、九九六	三、六〇四、六〇〇
各項發還額		一、〇〇〇	一、〇〇〇	
準備金		一三七、九一三、八四七	二六二、七四四、九三三	△ 一二四、八三一、〇八六
計		二八〇、三三七、三四七	三三六、二一四、六五四	△ 四五、八八七、三〇七

右の如く六年度歳出豫算中特殊會社投資が一億二百六十萬圓を占め、準備金として保留してゐる一億三千八百萬圓も主として六年度に於ける重要産業會社の新設又は増資に依る所要資金への支出に充當するものであることは、本特別會計が如何に直接産業開發上に重要な地位を占めてゐるか、看取されるであらう。

經濟部所管の産業開發豫算としては前記の外專賣作業特別會計に於て鹽業振興助成費十六萬九千圓が計上され、又一般會計に於ては金融合作社及び金融會に對する補助金として百二十四萬圓、經濟團體助成費として十七萬圓餘、貿易振興費として三萬圓が計上されてゐる。

次に従來産業部所管であつた馬政部門が六年度よりは治安部に新設された馬政局に於て管掌されることとなつたが、その新設に伴ふ經費として經常部に三十六萬圓を計上すると共に同じく經常部に種馬費百九十萬圓、臨時部に於て臨時種馬育成費五十七萬圓、馬事調査費六萬五千圓、馬事獎勵費一萬圓、馬疫防止費三十九萬圓、種馬場及育成牧場用地買収費五萬圓等が計上されて居り、又交通部所管として本年度新設された理水事業特別會計の歳入歳出各五百萬圓も單に河川交通の見地よりのみならず、産業開發上その有する役割は亦重大といはねばならぬ。

更に總務廳所管として科學試驗事業特別會計に於ける大陸科學院經費百三十萬圓、馬疫研究處費三十六萬圓、地質調査所費三十五萬圓、獸疫研究所費七十二萬圓、鹽業油工場、ベニヤ板製造工場及び酪農用牧舍費四十二萬圓等があり、又民生部所管の哈爾濱工業大學、奉天農業大學、新京及び奉天の國立大學工礦技術院、本溪湖工業實習所等の經費合計百三十七萬圓、及び奉天農大、哈爾濱工大、國立大學工礦技術院(新京及奉天)各大學の整備費合計七十六萬圓等は總務廳所管の上記各大學其他産業關係機關の新營費と共に人的資材養成、確保を期するものであり、治安部所

管指紋管理局の新設費三十三萬圓及び民生部所管の滿洲勞工協會に對する補助費百二十萬圓は共に労働者需給の圓滑を圖らんとする意圖に基くのである。其の他總務廳所管の資源調査費、滿獨貿易振興會助成費、東邊道及び三江省の復興工作費、松花江水浸地處理費、國境處理費、等數へ來れば何れも直接間接産業開發に重要役割を有するもののみであり、又國防治安關係經費も大局的には産業開發に大なる關係を有すること勿論であつて、換言すれば本章冒頭の本邦財政方針が示す様にすべて産業五箇年計畫の遂行を目標として居り、豫算に現はれた如何なる部分も多かれ少かれ此の目標に集中されて居ると謂ふも過言ではない。

第三章 農業關係法制及行政

第一節 農業政策の根本方針と關係法規

我が滿洲國に於ける一切の政策、制度、施設、機構は建國の理想實現の爲めにのみ企畫され、實踐され、存在する。従つて我が農業政策の根本方針が、農を通じての建國の理想實現にあることは言ふまでもない。而して滿洲國人口構成上に占むる農村人口の地位を見るならば、農業政策こそが建國の理想實現に貢獻し得る最大の役割を有つことが理解されるであらう。斯る重要な意義をもつ我が農業政策は全人口の八―九割を占むる農民と、之によつて構成されてゐる農村及び彼等が營むところの農業の三者を對象とし、(1)各般の農業資源を計畫的、統制的に開發し(2)忠良勤勉なる農民を訓練充實し(3)健全にして明朗なる農村を建設し以つて建國の理想を實現することを根本方針とするのである。

即ち國防資源の現地開發、國內の自給自足、日本不足資源の供給、輸出増進等の線に沿ひ、各般の農業資源を計畫的統制的に増産することに依つてのみ國力の進展、國民生活の安定、國防の充實は期せられるのである。又忠良勤勉なる農民の訓練充實に依つて、農民の國家に對する尊敬、信頼、服従の念は昂まり、愛國の至情は益々強くなり、農産の開發は愈々旺んとなる。更に健全明朗なる農村の建設に依つて農民は眞にその居に安んじてその業を楽しみ、鼓

腹撃填し、眞の樂土を現出せしめ、更にまた農村を基本的構成分子とする國家の結成團結は愈々鞏固となる。斯くして建國の理想實現に向つて歩一歩撓ゆまざる努力を重ねて行くのである。

而して農業政策の對象たる農民、農村、農業の關係を更に詮じつめれば結局に於て其の對象として最も重要なものは農民以外の何ものでもない。農産資源の計畫的、統制的開發に身を以つて當るものは農民である。又健全明朗なる農村を建設せんとすることも、その構成分子たる農民を忠良勤勉に訓練し、農村をかゝる農民を以て充すことに外ならない。斯くの如く農業政策の根本的な對象は物でなくして人である。即ち農民である。従つて農業政策の根本方針が、農を通じての建國の理想實現にあるといふことは即ち忠良勤勉なる農民の訓練充實を圖り依つて以つて建國の理想を實現するといふことに歸着する。

かゝる根本方針を農業政策の精神とし、此の政策を農民に浸透せしめ、農民をして進んで國家の企圖する計畫的、統制的開發に邁進せしむる如くする爲めには、凡ゆる方策の企畫立案、その實行の指導獎勵或はその實踐に當つて政府の獨善がゆるされないことは勿論である。斯くて農業政策の重點が民心把握に置かれねばならないことが明かであらう。即ち政府は右に述べたる如き根本精神に基いて農業政策を行ひ、又諸施設(勸農施設、農事訓練施設、農事合作社制度其他)の整備を爲し來り、また將來も行はんとするもので、以下各節に於て述べるところはすべて民心を把握し以つて忠良勤勉なる農民を訓練充實し、之に依つて建國の理想を實現せんことを期してゐるに外ならないのである。

而して以上述べたるが如き農政の根本方針が我國のあらゆる農業法制の中に織り込まれてゐることは云ふまでもな

い。いま茲には農業關係法規を羅列するに止め、その各々については以下の各節について概述するであらう。

農業關係法規

- 米穀管理法 (康徳五年十一月七日勅令第二五三號)
- 米穀管理法施行規則 (康徳六年五月二十五日産業部令第一七號)
- 農産物病蟲豫防驅除獎勵規則 (康徳三年九月七日實業部令第二五號) (改正 康徳四年七月産業部令第三號)
- 農事共同施設助成要項 (康徳五年四月十三日産業部訓令第一〇二號)
- 農事試驗場分析、試験及鑑定規則 (康徳五年十一月二十一日産業部令第四四號)
- 棉花統制法 (康徳四年十月七日勅令第二九二號) (改正 康徳五年十二月勅令第二八四號)
- 棉花統制法施行規則 (康徳五年十二月十四日産業部令第四六號)
- 棉花統制法中一部を施行せざる地域の件 (康徳四年十月十四日産業部令第一四號) (改正 康徳四年十一月産業部令第一八號・康徳五年八月産業部令第一四號)
- 棉花統制法第二條第一項の規定に依る産業部大臣の指定に関する件 (康徳四年十月十五日産業部訓令第七號)
- 棉花統制法施行規則第十七條第二號の指定に関する件 (康徳五年十二月十四日産業部訓令第五八號)
- 重要特産物検査法 (康徳四年九月十七日勅令第二七三號)
- 重要特産物検査法施行規則 (康徳四年九月三十日産業部令第一〇號) (改正 康徳六年九月二十九日産業部令第三〇號)
- 重要特産物検査法第一條第三項の規定に依る検査機關指定 (康徳五年一月五日産業部訓令第一號)
- 重要特産物検査法第二條の検査標準に関する件 (康徳四年九月三十日産業部令第一一號) (改正 康徳四年十二月部令第三五號・康徳六年四月部令第一〇號 康徳六年九月二十九日部令 三一號)

重要特産物検査法第二條の検査手数料に関する件（康徳四年九月三十日産業部令第一二號）（改正 康徳六年九月二十九日部令第三二號）
黄大豆、改良大豆及白眉大豆の乾燥検査の特例に関する件（康徳五年九月十四日産業部令第四一號）
重要特産物検査法施行規則第二條の規定に依る検査地及検査場指定（康徳六年九月二十九日産業部令第四三號）

第二節 農業行政機關

第一項 産業部農務司

農業に関する中央行政官廳は産業部の農務司である。農務司には農政・合作社・農産・特産及び水産の五科を置きこの中水産科を除く前四科に於て農事及び農地に關する事項を分掌する。いま康徳六年八月一日改正による産業部分科規定中より前記四科の分掌事項を摘記すれば左の如くである。（水産については次章に記載）

一、農政科

- (1) 農業行政上必要な諸般の調査及び企畫に関する事項
- (2) 生産力補充計畫に関する事項
- (3) 農産物資の動員計畫に関する事項
- (4) 農事訓練に関する事項
- (5) 農地及小作の制度に関する事項

- (6) 未墾地利用開發の統制及助成に関する事項
- (7) 特殊會社の監督に関する事項
- (8) 他科の主管に屬せざる事項

二、合作社科

- (1) 農事合作社（農事合作社聯合會を含む以下同じ）の設立及助成に関する事項
- (2) 農事合作社の指導、統制及監督に関する事項
- (3) 農事合作社役職員の練成に関する事項
- (4) 農事合作社の行ふ農業金融に関する事項
- (5) 農業團體に関する事項

三、農産科

- (1) 農業生産の振興及統制に関する事項
- (2) 農業經營の改善に関する事項
- (3) 地方の維持増進並に農地の利用保全に関する事項
- (4) 肥料に関する事項
- (5) 病害蟲、風水旱害及霜害に関する事項
- (6) 農業用機械、器具に関する事項
- (7) 農家副業に関する事項

第二篇 産業法制及行政の概要

- (8) 農事試験機關に關する事項
- (9) 農業技術の改善、向上に關する事項

四、特 産 科

- (1) 特産物の統制に關する事項
- (2) 特産物の處理に關する事項
- (3) 特産物の検査に關する事項
- (4) 滿洲特産中央會の特産物取扱業者及其の團體に關する事項
- (5) 特産物の内外配給の調査に關する事項

右の外、行政機關ではないが、産業部大臣の直屬機關として國立柞蠶種繭場、各地の農事試験場及び中央農事訓練所が置かれてゐるが之は第三節及第四節に於て述べる。

第二項 農業關係地方行政機關

地方農業行政機構は可及的に劃一を避け、地方に於ける實情と國家の要請に適應せしめるやう構成されてゐる。即ち吉林省、濱江省、龍江省、三江省及び北安省に於ては開拓廳に農林科を置き、間島省、牡丹江省、安東省、黑河省及び興安北省に於ては同じく開拓廳内に殖産科を置き、又奉天省、錦州省、熱河省及び安東省は實業廳内に農林科を、通化省は民政廳に農林科を設け、其の他の興安東、南、西の三省に於ては民政廳内に勸業科を置き、夫々之等の科を

して地方に於ける農業行政を分掌せしめてゐる。而してこれ等に於て分掌する事項中農業關係事項は左記の如きものである。

- (1) 農産物の生産加工及び配給に關する事項
- (2) 農業關係諸團體の指導監督に關する事項
- (3) 農業經營及び副業に關する事項
- (4) 一般農地及び小作制度の調査並に整備に關する事項

又各市に於ける農業關係行政の掌に當るものは新京特別市は行政處實業科、哈爾濱市は實業處農政科、奉天市は實業處勸業科、安東及び營口の各市公署は實業科が夫々之に當り、其の他の市に於ては市公署行政科が之を管掌してゐる。

各縣に於ては總て行政科に於て農政を掌り、旗に於ては熱河省の翁牛特右旗、翁牛特左旗及び敖漢旗は庶務科に之を管掌せしめ、其の他の旗は行政科をして之を掌らしめてゐる。

右の外省立勸農模範場其の他の農事機關があるが、之は第三節に譲る。

第三節 農事訓練施設

第一項 産業部中央農事訓練所

農は我滿洲國民生の根元であり且つ産業の大宗であるから實に立國の大本であるのである。従つて農産の振興開發

を計り農民の福利増進を策することは我國最大國策の一であつて、官民等しく之が實施を求むる事切なる所以も亦實に茲にあるのである。

然るに之が誘掖指導に當るべき農事の人材が其量に於ても亦實に於ても甚だしく缺如してゐるのは我國現時の大缺點であらねばならぬ。産業部(當時實業部)は夙に茲に見る所あつて康徳元年十月、時未だ建國草創、政務極めて多端なる際であつたが實業部令第十二號を以て「農業及林業に關する知識及其の應用の技術を講習し農林業の開發指導に従事すべき技術者を養成することを目的」とする農林技術員養成所を新京に設立し、農事基幹部員の充備を計畫實施し始めたのである。爾來年を閲すること滿五箇年、期を重ねること六期に及んだ。次いで康徳六年より之を産業部大臣直轄の中央農事訓練所と改め(康徳六年五月二十日勅令第二百二十號を以て官制公布)現在に及んでゐる。

中央農事訓練所は産業部大臣の管理に屬し農業、林業及び畜産業の實務の指導に任ずべき職員を訓練養成するを目的とする。即ち本所は滿洲國農林畜産業關係職員訓練の中央道場として中央、省、縣、旗、市の官公署並に農事合作社其の他に於ける農事基幹部員の訓練及び再訓練を行ふものである。

本訓練所に收容する訓練生は中等學校卒業以上の學力ある日・滿系の男子にして農道挺身の熱意特に熾烈なる者で、志操堅固且つ身體強健なる現職農事關係官公吏並に農事合作社及其他特殊法人等の役職員又は農事關係官公吏候補者中より、滿系にあつては選抜試験及推薦により、日系にあつては國內での選抜試験及日本國農林省の推薦者中より銓衡の上決定入所せしめたものである。此等訓練生は皆所定の寄宿舎に收容し、訓練期間中は一定の手當を支給して明晰なる指導と嚴肅なる規律の下に全職員、訓練生皆寢食を共にする一大家庭的共同生活を營み、且つ自治的訓練を行

ふため食事、購買品、舎内外の生活を主として生徒の自治によらしめ、職員は之が指導、援助をなすに留めてゐる。

一般日常の行動は軍隊に於ける内務訓練に倣ひ、農場に於ては農場を中心とする集團勤行的農道精神に基いて農事基幹部員に缺く可からざる資格を有する人格の陶冶、知識技術の修得、並に體力の鍛練とを體得せしめ、以て「農を通じて建國の理想實現」に挺身埋没するの信念と實行力とを有する人材を養成せんとするのである。

生徒の訓練は本所修了後に於て直ちに實務に役立つべき農事基幹部員の養成訓練を目的とするものであるから、各種別に即應せる専門的講習並に訓練を施す。即ち長期滿系農科及林科生は其期間を十一箇月とし之を三期に大別し、前期は農林作業開始前の期間であるから主として次期訓練の準備に當り専ら基本的訓練並に必要な學科を課し、中期は即ち作業期であるから實に本所訓練の眼目たるもので、此期の農科生は全期間終日農場に於て農耕作業に没頭し、林科生は農場に出勤して營林業務並に測量實習に精進し、唯雨天に際しては晴耕雨讀の主旨によつて學科を課すのである。後期に於ては約一箇月間の日本農事視察旅行によつて盟邦日本の農林業を始め一般國勢の實狀に接し、農事基幹部員としての識見及實力の涵養に資するのみならず、日滿一徳一心、一體不可分の確固たる信念を銘記せしめんことを期するのである。猶此期に於ては前二期に於ける作業、學科及訓練の結末完成に努めて本所訓練を終る。

短期生は日系で、期間は三箇月である。農事關係官公吏、農事合作社役職員其他に對し各専門的實務講習を課し、同時に之が實務の修練を通して建國精神の涵養體得に必要な訓練を行ふのである。

以上は本養成所訓練の概要であるが、創立以來既に修了生を出すこと日滿人合計一、〇三三名、内日系四九〇名、滿系五四三名、現在(康徳六年九月)收容せるもの日系一五三名、滿系二〇四名で、既に卒業せるものは産業部、省、

縣、旗、市、營林署等に於ける農林關係官吏、農事合作社專務董事、同技術員、検査員及其他の職員として農林指導及執務の第一線に活躍し、農林業開發の先驅者たる使命に献身奉公の誠を致しつゝあるのである。

今や我國建國第二期經濟建設が着々として進行し、國本たる農の開發指導に任ずべき農事基幹員を要する事愈々急なるとき、中央農事訓練所の意義と使命は益々重大さを有つものと謂はねばならない。

次に中央農事訓練所奉天分所は大同二年十二月一日舊實業部令第七號を以て「獸疫に關する學理及其の應用技術を講習し獸疫の防遏及畜産の指導に従事すべき技術員を養成するを目的」として設置された奉天獸醫養成所を、中央農事訓練所官制第七條の分所設置に關する規定により康徳六年六月十五日産業部令第二十一號を以て中央農事訓練所奉天分所と改めたものである。現在(康徳六年九月)訓練生數一二五名を收容してゐる。

尙ほ産業部に於ては、前述の如き特殊の農事訓練施設によらず他の施設を利用して各種の農事訓練を行つてゐる。例へば農事共同施設による指定農村に於ける農事經營訓練、農事試驗場の設置による農事の試験研究並に模範提示等を通じての農事普及、或は特に人を各地に派しての農事の講話又はその技術的實地指導等を行ふ外、農事映畫、ポスター、パンフレット等の製作配付によつて農事思想の普及徹底を期しつゝあり、省、縣等の農事關係部門も亦農産物品評會、農事講習會その他農事に關する積極的工作を施し、以て地方農民の訓練指導に萬全の努力を拂ひつゝあるのである。

第二項 地方農事訓練施設

地方省、縣、旗等に於ても建國以來國是に則り、治安の確立、財政の安定、行政の整備、民生の振作等々諸般の方策實施に鋭意努力し來つたが、眞に我が國建國の理想實現の根本的永遠策が只懸つて立國の基礎たる農の振興にあつて、而も之が實行に當りその不可欠たるべき人的要素に於て質量共に甚しく缺けてゐる實情に直面した地方當局は、地方繁榮の基礎的施設として農事訓練施設を採り上げたのである。未だ建國草創の時で、その財政的に餘裕もなく、又政務極めて多端の際にも拘らず、中央その他の指令によつては自ら進んで之が施設を行つたことは寔に新滿洲國建設の強烈な意氣と信念の發露によるもので、地方独自の工作として最も誇るに足るべきものと謂ふことが出来る。

これ等の地方農事訓練施設は農民修練所、修練農場、農業實習所、農民道場等の名稱を以て全國に一百有餘箇所に設置せられ、その豫算は大なるもので二萬圓、小なるものは一千餘圓程度であり、收容人員も多いものは百名、少いものは十數名のものである。何れも農村中堅青年を選んで訓練生とし、これを所定の宿舍に收容して共同生活による公民的自治訓練を主として、農場を中心に普通一箇年、短いものは四箇月間、集團勤行的農耕作業を課して實際的農事に關する知能の修練と農道精進に依る農民精神の體得等、各地各様その地方の独自の立場よりする所要人材の養成充實を期しつゝある。

尙ほ省立農事訓練施設は、第六節第四項に述べる如く、省立勸農模範場に於ける事業の一部門として漸次之等を統合整備し、更に一貫した方針の下に農事訓練の完璧を圖つてゐる。

第三項 其の他の農事訓練施設

一、 民生部所管の農事教育

前章に於て述べた訓練施設は農事の主管官廳たる産業部所管及び地方の比較的短期且つ速成的農事訓練であるが、この外我國の農事訓練には一般教育の主管官廳たる民生部所管の所謂學校教育としての農事訓練と、協和會による國民訓練としての農事訓練とがある。

産業部所管の農事訓練が農事關係官公吏、農事合作社その他特殊會社、法人、團體等の役職員及び特定農民に對する所謂農事の専門的特殊の農事訓練であるに對し、民生部所管の農事訓練は國民の一般的基本的農業教育を目的とし、又協和會による夫れは、協和會が政府と共に建國精神の具體化せられたものであり、建國精神に共鳴する各民族各層に亘る國民及び國外の同志を以て組織せられたる國家機構であり、權力によらず道義的行動により建國精神を實踐し、理想國家の完成を期する爲め政府と表裏一體となつて活動する唯一の組織體であるといふことから、従つて協和會による農事訓練に於ては、一般國民特に中堅農民訓練のための農事訓練を實施するものである。然し建國の理想實現を根本精神とすることは協和會による農事訓練に於てのみ強調せられるのではないことは勿論である。その訓練の方法手段等に於て各相異なるが、等しく建國の理想實現を指導精神とし、我が國農業開發に必要な人材の養成訓練を目的とするとは言ふ迄もない。

而して民生部所管の農事關係學校は、初等教育及び國民高等學校に於ける一般的農事教育の外次の如きものがある。

(イ) 國立農業大學

奉天に在り、農學、林學、獸醫學の三學科を設け、我國農業教育の最高學府として鞏固なる國民精神の修練と、更に國家に樞要なる高等専門の農業學術の理論及びその實際を専攻せしめ、以て我が國農業開發上樞要なる人材の養成を行ひつゝある。修業年限は三箇年である。

(ロ) 農科國民高等學校

農科國民高等學校は國民高等學校の中農業を特に専修せしむべき學校の通稱で、修業年限は四年とし、教授實業科目は主として廣義農業部門に屬する全學科を適宜分合してこれを課し、尙作業場、實習農場その他必要な施設をなすことになつてゐる。全國に合計五二校(三五六學級、一學級學生數各五〇名)、其の省別内譯は奉天一七、吉林五、龍江四、錦州六、安東四、濱江六、間島二、熱河三、三江三、通化一、牡丹江一で、夫々日系教師を配し本教育の徹底を期しつゝある。

(ハ) 職業學校令による農業學校

職業學校は國民道德の涵養に努め且つ職業に關する知識技能を授くるを以てその目的とし、修業年限は二年又は三年、特別の必要ある場合に於ては一年以内を伸縮し得るが總て修業年限は一年以上たることを規定してゐる。その教則は概ね國民高等學校のそれに準ずるが、たゞこれを簡易なるものとし、普通學科は家業に關聯せしめて活用本位とし、職業科目も亦獨立して家業を営み得るに足る技能の鍊成を以てその要旨とする。農耕期間中にその繁忙時にあつては終日實習を課して學科は之を廢することがある。更に實習に必要な各種施設を有することは勿論である。農業學校の總數は三十四校で、その省別内譯は奉天七、吉林六、龍江三、錦州五、安東二、濱江五、

熱河一、黒河一、通化四である。

尙これ等學校に於ける農業教育を擔當すべき農業教員は農業大學卒業生に俟つのみで特にこれが養成施設は無く、たゞ應急的辦法として康徳四年度に於ては農業大學に臨時農業教師養成所を附設して所要教員の講習配置を行ひ、本年度はこれを廢して中央師道訓練所(新京)に於て新採用日系農業教員の講習訓練を實施してゐる。

二、協和會に依る農事訓練

協和會による農事訓練は青年訓練所に於て之を見ることが出来る。協和會の青年訓練所は康徳四年三月より實施せられ、その設立箇所は既に百數十箇所及び、一箇年約二萬の青年を訓練する豫定である。

協和會青年訓練所は「社會の實務に従事する一般青年に對しその心身を鍛鍊し一徳一心協和奉公の精神を砥勵し併せて實際生活に必須なる實務訓練を施し以て中堅國民たるの資質を向上せしむると共に協和青年團幹部の養成訓練に當る」を目的として設立せられたものである。その訓練の實施に當つては之を三部に分ち、第一部は一般訓練、第二部は實務訓練、第三部は青年團幹部訓練その他となつてゐる。訓練内容として特に重んぜられるところは、(1)建國精神特に一徳一心民族協和の眞義を體得せしめ國家に對する協和奉公の美風を涵養するの外將來協和會員として必須なる思想訓練を行ふ、(2)規律的團體的訓練により心身を鍛鍊して鞏固なる意志並に滅私奉公の精神と規律禮讓を重んじ協同を尊ぶの習慣を養ひ進んで警備並に國防維持能力の増強に資し國民體位の向上に努む、(3)建國精神に基く國民生活に必須なる知識と認識とを與へ以て時代の進展に伴ふ我國の國際的地位の自覺に導く、(4)勤勞愛好、實踐躬行の根本精神に基き農村青年に在りては日常生活に必須なる農事知識並に技能を都市青年に在りては必須なる商

工知識並に技能を習得實踐せしむ、(5)青年期の特性に鑑み向上の精神と密達なる氣風とを助長し情操を豊にし自主眞摯なる生活態度を堅持せしむる如く内的生活を指導するのである。勿論農村地區に於ける青年訓練にあつては三部ともに農事思想の普及並に農事訓練が行はれるものであるが、特に第二部訓練は農村青年に對し中堅農民たるに必要な訓練を行ふものであつて、その期間も亦最も長く、農業の實際的知識技術の修得練磨に必要な期間を以てこれを行ふこととせられてゐる。

尙ほ既述の地方各縣、旗、市に於ける農事訓練施設は上記協和會青年訓練所第二部訓練と大同小異的存在であるが、現在農事人材缺乏の地方的現實の悩みは中堅農民の養成訓練施設として設立せられた之等農事訓練施設の修了生をも驅つて農事指導又は自治行政部門に参加せしめ、遂には職員養成機關たるが如き實狀にある。然し乍ら農事の専門的技術的人材の養成訓練が省立模範勸農場の整備と共に之に移され、縣、旗、市に於ける訓練施設は速に本來の目的たる農村の中堅人物養成に復歸すべきものであつて、之と同時に又その施設は協和會に移管し、青年訓練所に合併統合して國民訓練の一翼としての農事訓練に徹底せしむべきであらう。

三、その他の農事訓練施設

我國に於ける農事訓練の現況は大體以上に於て述べた如くであるが、尙ほ其の他の農事訓練施設としては滿鐵經營のものに熊岳城農業實習所、學校組合經營のものに公主嶺農業學校があつて共に日本人子弟の農業教育を施し、又滿鐵道總局に於ても鐵道愛護工作を中心に各種農村振興策を實施しつゝあるが、特に奉天及び富拉爾基に農業修練所を設置して愛護團青年の農事訓練を行つてゐる。

第四節 勸農方策及施設

第一項 概 説

滿洲に於て農業の改善、農作物の品種改良等の問題が具體的に採り上げられたのは露國の東支鐵道經營及び南滿洲鐵道株式會社の設立以後の事に屬する。それ迄は滿洲の爲政者は何等の施設を爲さず、又農民の低級なる農業知識は殆んど進歩することがなかつた爲め一世紀半の間農業は原始的な域に停滯し、僅かに經驗による淘汰等が行はれたのみで科學的な改良は全く行はれなかつた。

滿鐵は農産物の改良増殖に必要な試験及び調査研究を行ふため一九一二年より公主嶺、熊岳城に、又北鐵は一九二三年哈爾濱に、支那側鐵道部は一九二六年興城に夫々農事試験場を設置し、又この外各地に試作場、原種圃等を設けて品種改良並に優良品種の増殖に着手した。

次いで滿洲國建國されるや政府は國家の福利増進を目的として大同二年（一九三三年）克山に、翌年哈爾濱（北鐵哈爾濱農事試験場を接收）に、又大同二年佳木斯（賓安縣立農事試験場を移轉）に農事試験場を設立した。更に康德三年蒙古土民の原始的遊牧農業の改善並に土地への定着及び廣大な草原の開拓をその使命とする王爺廟農事試験場を蒙政部より移管して産業部の所管となし、各地事情に基く農事の改良に従事し來つた。

而してこれ等農事試験場に於て改良せられた各種優良品種を一般に普及し以て産業開發を促進せんがため各地に國立原種圃を設定して優良種の普及増殖に努め、又各省には省立の勸農機關が設置せられ夫々地方的試験に當り、この外康德元年には柞蠶業の指導改善を目的として西豊に柞蠶種繭場を設置し、熊岳城農事試験場の萬家嶺柞蠶試驗地と共に微粒子病驅逐に努力を續けてゐた。

尙ほ康德五年四月一日滿鐵附屬地行政權移讓と同時に從來の滿鐵農事施設を滿洲國に接收し、こゝに過去各獨自の立場より産業開發に努力し來つたものを完全に統合して始めて我國農事試験機關の體系も略々整ひ、その試験事業も劃期的刷新が加へらるゝに至つた。

第二項 我國農事試験機關の任務

本邦に於ける農事試験場は、農産資源の育成開發、農村經濟の更生、農民生活の安定向上並に開拓農民の發展振興を目的とする恒久的農業政策の立案及び農畜産開發五箇年計畫に確固たる基礎を與へ、之が施行を實地に適應せしむる爲め農事訓練所及び實驗農村の機構と渾然融合せしめつゝ、一般農事行政系統と密接不可分の關係に於て農畜林各般の試験研究の實際化を圖り、優良品種の育成、栽培法の改善研究、經營形態の確立、模範提示に依る勸農の強化等を行ひ、兼ねて技術的指導の源泉たらしむるは勿論、特に重點を當面我國の最喫緊事たる五箇年計畫に集中せしむるを根本方針とするものである。

右の如く我國農事試験場の意義を規定した所以のものは、從來の農事試験場がやゝもすれば試験のための試験の弊

に墮し、我國に於ける農民の實情、技術より遙かにかけ離れた高等な試験をなし、而もその試験の結果を以て農事改良、農村指導の源泉たらしめ、農業政策立案の基礎資料の提供と云ふ役割を充分發揮しなかつた憾みなきにしもあらざる状態であつたので、今後は農事試験場の組織機能を全面的に整備擴充して従來の弊害を矯め、新しき使命を之に課して再出發せしめんとしたのである。即ち政府の意圖するところは、直接農事改良、農民指導の線に沿うて各般の試験をなし、試験室或は試験場に於ける試験の域に停止せしめずして、その試験の結果を直接農民をして實驗せしめ、試験場に於ける試験の結果を現在の農民が如何なる程度に受入れ消化し得るかを實驗するため各縣に實驗農村を設置し、實驗農村に於ける農民の實驗の結果を採つて之を農業政策立案の基礎資料たらしめ、以て農民の實情、技能に即したる基礎資料の上に農業政策を樹立することに依つて始めて民度に合致し民心を把握することを得、又斯くしてこそ適正なる農業政策を農民に浸透せしめ得るものとの信念に基くのである。

而して農事試験場官制は初め大同三年教令第三號を以て公布されたのであるが、其の後數次の改正を経、現在施行のものは康徳五年三月勅令第五十號によるのである。官制より其の管掌事項を摘記すれば次の如くである。

- (1) 農産(養蠶を含む以下同じ)、畜産及林産の改良増殖に関する試験及調査
- (2) 土壤、肥料、農産物、畜産物、林産物及農業に關係あるもの、分析、鑑定及調査
- (3) 農産、畜産及林産の加工製造に関する試験及調査
- (4) 農産、畜産及林産の病蟲害に對する豫防制退に関する試験及調査
- (5) 種苗、蠶種、種畜及樹苗の育成及配付

- (6) 農業、蠶業、畜産業及林業の指導
- (7) 農事經營の試験及研究
- (8) 實習生及見習生の養成

第三項 國立農事試験場の整備

我國に於ける農事試験場が如何なる根本方針に依つて運営され、又その有する新なる任務は如何なるものであるかに就ては既に第二項に於て述べたところであるが、政府はかゝる根本方針に基き且つ現下の國內農業事情に即應し、次の如き方針に依つて國立農事試験場の整備を行つた。

一、農事試験研究の連絡統制

康徳五年四月滿鐵會社より農事試験機關を接收したのを機として各國立農事試験場に於ける従來の試験研究の分立主義を廢し、現下の情勢に即應せしむる如く試験事業の技術的統制を行ひ、横の連絡を圖ることとした。

二、立地的重點主義の採用

各農事試験場の立地的條件を考慮し、各試験場の横の連絡を密にすると共に試験研究の地域別重點主義を採り、各試験場に夫々の特色を有せしめた。

三、勸農部門の新設

原始的農業の域を脱しない我國農業の現状に於ては、部門別試験研究の結果を得るに止まらず之を綜合して農家の

農業經營の實際に迄滲透せしむるやう模範提示、技術指導等の勸農部門の擴充を圖つた。

右に依り本年(康徳六年)三月農事試驗場及び夫々の試驗事項の綜合整備を爲し、各試驗場に對し左記の如き特色を有たしむることとした。

- (1) 公主嶺農事試驗場 本試驗場はその位置、内容より觀ても各試驗場の中樞として指導的立場にあり、従つてその試験の内容は全國共通の基本的試験研究に重點を置き、各試驗場に於ける試験項目の企畫統制を行ひ、横の連絡を容易ならしめる手段を講ぜしむると共に我國中部地帯に於ける普通作物及び特用作物の基礎試験、土壤、肥料に關する試験並に家畜の改良及び飼養試験を行ふこととした。
- (2) 哈爾濱農事試驗場 本試驗場は北滿寒冷農業地帯の中心に在り、北滿に於ける主要作物(麥類)の基礎試験に重點を置き、尙ほ北滿土壤の改良、農産加工及び蔬菜栽培試験を行ひ、北滿に於ける各試驗場の中樞とした。
- (3) 佳木斯農事試驗場 本試驗場は日本開拓民移住地の中心に在り、開拓地に於ける營農試験に重點を置くと共に開拓地の調査、營農の指導に當らしめることとした。尙ほ一般農事試験に關しては公主嶺及び北滿の樞軸たる哈爾濱農事試驗場と密接なる連繫を保たしめ、北滿東部の分野を擔當せしめる。
- (4) 克山農事試驗場 本試驗場は北滿黑土帶地方に於ける機械耕作及び之が經濟試験に重點を置くと共に哈爾濱農事試驗場と密接なる連繫を保ちつゝ、主要作物(麥類、大豆)の栽培試験を擔當せしむる。
- (5) 熊岳城農事試驗場 本試驗場は南滿地方に於ける果樹、蔬菜の栽培及び品種改良並に果實蔬菜の保藏に關する基礎試験に重點を置くと共に野蠶、水稻、落花生及び造林に關する試験を擔當せしめる。

(6) 遼陽分場 本分場は熊岳城農事試驗場の管理に屬し、棉花(在來棉)に關する試験を主體とする。

(7) 錦縣農事試驗場 本試驗場は遼西及び熱河地方に於ける特用作物、就中煙草、棉花、洋麻、蓖麻に關する試験に主力を傾注せしめ、尙ほ煙草に關する試験を整備せしむる手段として鳳凰城煙草試驗所を之に統合した。

(8) 興城分場 本分場は錦縣農事試驗場の管理に屬し、熊岳城農事試驗場と密接なる連繫を保ちつゝ遼西、熱河地方に於ける果樹、蔬菜の經濟試験を擔當せしめる。

(9) 王爺廟農事試驗場 主畜農業經營を主とする地方に在る本試驗場は大動物(牛、馬)の改良試験に重點を置くと共に蒙地乾燥地帯に於ける作物栽培試験並に主畜農業經營に關する試験を擔當せしむることとし、從來畜産に關する試験を行つてゐた元公主嶺農事試驗場押木營子分場を之に合併整備せしめた。

(10) 洮南農事試驗所 之は公主嶺農事試驗場の管理に屬し、アルカリ乾燥地帯に於ける作物栽培並に畑地灌溉試験を行ふ。

第四項 省立勸農模範場

從來の省立農事試驗場に於ける試験事業方針を改め、主として地方的試験の應用部門即ち農事に關する模範の提示並に之が實地指導に重點を置き、各省農事政策の實施を現地に適應せしめる爲めの技術的據點たらしめると共に、種畜、農民訓練、苗圃等の各省立勸農施設を之に統合整備して一貫した方針の下に事業の遂行を期し、之によつて五箇年計畫を效果的に推進せしめため康徳六年八月二十八日勅令第二百二十六號を以つて省立勸農模範場官制を公布し、

既設の省立農事試験場は茲に新しい名稱と重大な使命を負つて登場した。省立勸農模範場に於て掌る事項は次の如きものである。

- (1) 農産(養蠶を含む以下同じ)、畜産及林産の改良増殖に關する簡易なる試験及調査
- (2) 農産の病蟲害に對する豫防制遏に關する簡易なる實驗及調査
- (3) 農事經營及畜産經營に關する實驗及指導
- (4) 種苗、種畜、樹苗、蠶種及魚苗の育成及配布
- (5) 農事基幹員の訓練に關する事項

現在之が設置箇所は十三箇所、其の事業計畫は次の如きものである。

一、農事試験部門の整備擴充

現在の農事試験部門の整備は地方的試験の應用部門即ち農事に關する模範の提示並に之が實地指導に重點を置き、各省農事政策の實施に當り之を技術の據點たらしめ以て現地に即應せしめる。

二、種畜部門の整備擴充

現在の施設を以てしては其の機能を充分發揮し得ないもの及び全く施設なきものがあるので、之を擴充又は新設し以て國家の計畫的事業遂行に資せしめる。

三、農民訓練部門の整備

現在の訓練部門の整備擴充を圖り、農事基幹員の訓練及び技術の傳習を行ふ。

四、苗圃の整備擴充

各省の造林計畫に順應し整備擴充を圖る。

右の計畫に基いて、未だ之が設置なき省には來年度(康德七年度)中に成るべく設置せしめ、又事業に於て未だ整備してゐない勸農模範場には可及的速かに其の擴充整備を圖らしめんとするものである。尙ほ各省模範勸農場に於ける現在の事業の概要は次の如くである。

- (1) 吉林勸農模範場
 - (イ) 農事試験に關する事項 (ロ) 種畜に關する事項 (ハ) 苗圃に關する事項 (ニ) 農民訓練に關する事項 (ホ) 原種育成に關する事項
- (2) 龍江勸農模範場
 - (イ) 農事試験に關する事項 (ロ) 種畜に關する事項 (ハ) 苗圃に關する事項 (ニ) 農民訓練に關する事項
- (3) 熱河勸農模範場
 - (イ) 農事試験に關する事項 (ロ) 種畜に關する事項 (ハ) 苗圃に關する事項
- (4) 通化勸農模範場
 - (イ) 農事試験に關する事項 (ロ) 種畜に關する事項 (ハ) 農民訓練に關する事項
- (5) 錦州勸農模範場
 - (イ) 苗圃に關する事項 (ロ) 原種育成に關する事項 (ハ) 種畜に關する事項 (ニ) 農民訓練に關する事項

- (6) 黒河勸農模範場
 - (イ) 種畜に関する事項 (ロ) 苗圃に関する事項
- (7) 奉天勸農模範場
 - (イ) 農事試験に関する事項 (ロ) 農民訓練に関する事項 (ハ) 原種育成に関する事項 (ニ) 苗圃に関する事項 (ホ) 種畜に関する事項
- (8) 安東勸農模範場
 - (イ) 原種育成に関する事項 (ロ) 苗圃に関する事項
- (9) 興安南省勸農模範場
 - 苗圃に関する事項
- (10) 三江勸農模範場
 - (イ) 苗圃に関する事項 (ロ) 種畜に関する事項
- (11) 濱江勸農模範場
 - (イ) 種畜に関する事項 (ロ) 農民訓練に関する事項 (ハ) 苗圃に関する事項
- (12) 興安西省模範勸農場
 - (イ) 苗圃に関する事項 (ロ) 種畜に関する事項
- (13) 間島勸農模範場

- (イ) 種畜に関する事項 (ロ) 農民訓練に関する事項 (ハ) 原種育成に関する事項
- 第五項 国立柞蠶種繭場

国立柞蠶種繭場は産業部大臣に直屬し、左の事務を掌る。

- (1) 優良柞蠶種繭の育成及種卵の配布
- (2) 柞蠶種卵の鑑定
- (3) 柞蠶病蟲害の豫防制退其の他柞蠶の改良増殖に関する試験及調査
- (4) 柞蠶飼育に関する實習生の養成

而して現在之は西豊に設置されてゐるが、必要な地には其の分場を置くことが出来る様になつてゐる。

第六項 改良増殖方策

大豆の改良増殖 修正五箇年計畫に於ては、大豆の急速なる改良増殖を必要とする現下の時局に對應して出廻大豆の品位を早急に向上せしめんが爲め、別途計畫中の國內農事試験機關に於て選出決定せる獎勵品種の系統的普及に先立ち、康徳八年度迄に一應全面的に既に普及中の改良品種又は地方在來種中の優良種を以て、現在の雜駁なる品種の改良統一を圖ることを目標としてゐる。即ち積極的な品種改良であるところの獎勵策は第二段として、先づ一應雜駁なる劣等品種の驅逐による品質向上を康徳八年度迄に完成する様計畫を樹立したのである。計畫の目標及要領を簡單に説明すれば、(1)色豆除去の爲種子用大豆の粒選を徹底せしめること。(2)統一品種には臍色の白又は淡褐色のもの

を選択すること。(3) 勝色黒又は濃褐色のものを特に栽培する場合は、栽培區域を限定すること等である。
統一品種の種子配給に就ては、康德二年以降之を實施してゐるが其の數量を示せば次の如くである。

康 德 二 年	四三、〇〇〇疇
康 德 三 年	三六七、〇〇〇疇
康 德 四 年	六、〇〇〇、〇〇〇疇
康 德 五 年	九〇、〇〇〇、〇〇〇疇

尙現在改良大豆として中部滿洲地方に普及してゐる黃寶珠は蟲害に弱き爲め、三江省にて好成績を示しつゝある黃金四號を三江、吉林、奉天各省に於ける優良品種として目下之が南下政策を攻究中である。

小麥の改良 我が國に於ける小麥の需要は人口増加と生活上とに伴つて近年急激に増加する趨勢にあるに拘はらず、其の生産が之に伴はない爲め年々多額の輸入を見て居り、若し國內生産が從來通りの経過を辿るものとすれば年と共に愈々不足を來し食料並に對外收支上重要問題となること明かである。政府は茲に鑑み、康德四年度計畫されし組織的増産計畫の一部として國內小麥の自給を目標とし、可及的増産を計る一面農家經濟の改善並に國際貸借の改善を計る爲め栽培面積の擴張、優良品種の育成普及、栽培法の改善に主として力を注ぎ、併せて保護關稅、鐵道運賃の低減並に取引、製粉等に關する保護政策を採り、又種子に就ては獎勵品種決定迄の暫定的方法として康德六年度に於て一萬八千疇の精選種子貸與をなすと共に國營十箇所、縣・旗營六十九箇所の原種圃及委託採種圃を設置、併せて技術員を配置し計畫の確實なる實行に努力中である。

高 梁 高粱は從來農民の主食料として或は家畜の濃厚飼料として消費せられるのみであつたが、その澱粉は特殊の性質を有してゐるので、精白法の研究と相俟つて澱粉工業の原料並に酒精原料としての高梁は將來甚だ有望なる作物であるといふことが出来る。しかも稈は燃料、建築材料、アンペラ等として必要缺く可からざるもので、近來は又工業用原料として種々なる用途が考案せられてゐる。

右の如く本作物は重要なもので、作物としても古い歴史を有し品種も多く又分布も廣い。改良方策としては各農事試験場に於ける在來種の比較試験を主とし、其試験の結果收量或は品質に於て各地に適する優良品種が夫々決定されるに至つた。尙本作物の低生産性の向上を期するため康德六年度に於ては八五〇疇の優良種子を各地に配布した。

粟 大豆・高粱に次ぐ滿洲の重要農産物の一で、その種實は高粱と共に主要食料となり、醸造用に供せられる。又その稿程は家畜の粗飼料として貴重なるもので、日本の稻粟に代るべきものである。各農事試験場に於ては新品種の育成と共に、廣く分布してゐる多數の品種の比較試験を行ひ、子實の多收量或は早熟等につき各地に適する品種の研究を行つて多大の成果を得てゐる。尙ほ康德六年度に於て政府は濟州種、突發種の優良種子三三三疇を各地に配付した。

包 米 包米は農民の重要な補助食料であるばかりでなく將來飼料及び澱粉用として有望な作物であり、その耕作限界の廣いことは本作物の一大強みである。その稈程は燃料となる外飼料に供せられる。包米も亦各農事試験場に於て優良品種の育成在來種の比較試験を行つてゐるが、康德六年度に於て政府が各地に配布した優良種子は一、〇五〇疇に達した。

尙ほ政府は、五箇年計畫の圓滑なる遂行を期せんが爲め國內包米の自給をなし、食糧、飼料、工業用原料、燃料等

としての生産の均衡を保持せしむると共に對日家畜飼料の圓滑なる供給を圖り、更に第三國向け輸出の増大を計らんがため雜種包米（二代雜種）の普及により陌當收量の急速なる増産計畫を樹立し、之が一代雜種の育成普及は奉天・安東・吉林・哈爾濱の主要地に國立原種圃を設置し、各地に適したる交配原種の維持増産に力めてゐる。本計畫による之が普及の完了を見たる曉には一五%の増収が豫想せられるのである。

棉 本邦に於ける棉花栽培の起原は古く、唐代に於て既に遼東地方に栽培せられてゐたと謂はれる。在來品種は東亞棉系に屬し、現在の獎勵品種に比し草丈低く、收量、繰綿歩合共に少い。

其の後滿洲の開発が進み、文化が向上するに従つて棉花の需要漸次旺盛となり、之に伴つてその栽培は次第に普及するに至つた。而してその品種は棉花中地毛の少い豊産品種が選定せられ、現在奉天以南奉天線沿線に廣く分布してゐる在來棉即ち赤木黑種が之である。一九一一年張政權は奉天紡紗廠を設立し、其の原棉供給の爲め棉作を獎勵し、在來棉より收量・繰綿歩合共に優る米國陸地棉を輸入普及に勉めたのである。現在の在來陸地棉と稱するものは之に屬する。然るに當時何等の科學的研究が行はれなかつた爲め不安定なる作物として遅々として進展しなかつた。滿鐵に於ては大正十年頃より研究を重ね栽培試験は着々其の效を奏し、關東州金州農事試驗場に於て早熟豊産なる陸地棉關農一號の育成に成功し滿洲が棉作適地とせられるに至つた。

而して我國建國當時日本に於ては一千萬擔、六億圓の棉花が消費せられ、その殆んど全部を輸入に俟ち、滿洲に於ても僅かに作付面積五萬町歩收量二十萬擔に過ぎず、國內打綿用棉花としての供給不足は勿論紡績工場への原料供給は殆んど不可能なる事情にあつた。故に政府は棉花増産計畫を樹立し大同二年棉花改良増産計畫實行に着手したのであるが、其の計畫内容は次の如くである。

あるが、其の計畫内容は次の如くである。

- 一、二十年間に三十萬町歩一億五千萬斤の生産をなす。
 - 二、在來品種を改良品種に置換しつゝ面積を増加せしめる。
 - 三、日本側の協力を仰ぎ滿洲棉花協會を設立して之を獎勵機關とし、新に處理機關として滿洲棉花股份有限公司を設立せしめる。
 - 四、棉花研究機關としての錦縣農事試驗場、遼陽棉花試驗地を擴充する。
 - 五、優良品種普及の基本施設として原種圃、採種圃を設置する。
- 斯くて三箇年を経て其の増産の效顯著なるものを見るに至つた。即ち康徳三年に於て計畫前に比し面積に於て四八%の増加を見たのである。康徳四年には新に産業五箇年計畫が實施せらるゝに及び、棉花増産計畫は其の一部門として遂行せらるゝことゝなつた。茲に於て改良増産を促進し棉作の健全なる發展を期する爲め棉花統制法を施行し増産計畫の完全なる遂行を期したのである。五箇年計畫に依る棉花改良増産方法を示せば次の如くである。
- 一、改良増産を行ふ爲め原種圃一五〇陌、採種圃第一次（縣營）六九〇陌、第二次（合作社經營）三、一八〇陌を經營する。然して獎勵品種は關農一號（陸地棉系）遼陽一號（在來棉系）を以て充てる。
 - 二、滿洲棉花協會を解散し獎勵指導は政府、農事合作社之を行ふ。
 - 三、棉花統制法に依り實棉取引とし改良品種の種子を確保し之が増産を促進せしめる。
 - 四、棉花試驗研究機關並に處理機關を整備擴充する。

五、生産費低下を圖り、指導力を充實し、病蟲害防除の徹底、灌漑排水設備の奨励、格付の實施等による品質の向上増産を計らしめる。

斯くの如く棉花改良増産は統制法により棉作農家を保護し品質の向上を計り、併せて南滿農家經濟改善に資せんとするものである。

甜菜の増産 滿洲に於ける甜菜栽培は砂糖の自給及營農の改善に關與せしむるを主眼として着々實績を挙げつゝある。

滿洲事變直前に於ては既存糖業は輸入糖に壓迫され全滅の状態にあつたが建國後漸次之が復興を見、康徳四年産業開發五箇年計畫が樹立せられ作付面積、收量共に著しい増加を見るに至つた。操業工場は阿城、哈爾濱、奉天の三工場で更に康徳六年度新京に工場が新設せらるゝ豫定である。

政府は之が圓滑なる發達を計るべく保護關稅・農事試驗機關に於ける甜菜部門の擴充・國內に於ける種子の生産・指導技術員の配置等により銳意助成に努めつゝあるので甜菜糖業の將來は大いに期待さるゝ所である。

洋 麻 我國に産する農産物約一千八百萬圓は其包裝用として年々大量の麻袋を需要し印度産麻袋、並に麻袋原料たる黄麻の輸入は多額に上る現狀である。

洋麻(ケナフ)は公主嶺農事試驗場の試験研究の結果之等黄麻の代用として優秀なる性能を具備することが明らかとなつたので、康徳二年滿鐵農務課に於て増産を企圖し差當り種子の増産に努めつゝあつたが、康徳四年農産開發計畫の一項目として政府に於て積極的奨励に着手し、南滿奉天、錦州兩省に於て栽培面積は飛躍的に増加を見てゐる。

現在、政府は錦縣國立洋麻原種圃の外縣營並に農家委託採種圃を設置して種子の増産を圖り、その採種用栽培面積に於ては約一二、〇〇〇陌に及び、着々麻袋原料自給の實現に努めてゐる。

亞 麻 北滿に於ける亞麻作の有望なることは夙に滿鐵公主嶺農事試驗場に依つて闡明せられて居たが、康徳元年滿日亞麻公司の設立を見、農家と契約栽培をなし逐年面積の増加を見つゝあつた。次いで康徳四年農産開發五ヶ年計畫の一つとして積極的大増産計畫に移るや世界に比類なき躍進をなし、其の康徳六年度に於ける實施面積は康徳元年度のそれに比し約二十四倍に達した。

之は實に北海道に於ける五十年の歴史を持つ亞麻作奨励の二倍の作付面積を僅か六年間に得たるものであつて日滿兩國を通じての軍需品としての亞麻纖維自給自足は急速に到達し得られるであらう。

尙政府は國營原種圃を哈爾濱・克山・佳木斯の各國營農事試驗場に附設せしめ、優良種子の増産を計ると共に奨励各縣に委託採種圃を設置して、優良種の普及に努めてゐる。

煙 草 滿洲に於ける黄色種葉煙草耕作は滿鐵會社の手により大正七年鳳凰城煙草試作場設置以來漸次栽培の普及を見つゝあつたが、滿洲建國後本邦の葉煙草需給の現狀に鑑み年額九〇〇萬圓に上る輸入原葉の防遏を圖り、之が可及的自給を實現せんとして之を農産開發五ヶ年計畫部門に織込み、頗る健實なる増産計畫により其の實施に着手したのであるが、康徳五年度即ち年次計畫第二年度に至り時局は更に急激なる増産を必要とする時態に際會し年次計畫に一大變更を加へ、増産上必須的な左記諸條件を整へて積極的奨励段階に移つた。即ち

一、保護關稅の設定

- 一、地域別獎勵品種の決定
 - 一、優良種子の無償配布
 - 一、技術員の配置並に日滿技術員の養成
 - 一、規格の統一並に檢收方法の統一
 - 一、生産葉煙草の販賣確立
 - 一、生産に必要な各資材の配給斡旋
 - 一、煙草耕作資金の貸款斡旋
 - 一、農事合作社煙草部門並に煙草試驗場の整備
- 等の外葉煙草の増産政策の遂行を容易ならしめ、國內葉の利用及加工の向上を圖ると共に現下原料葉煙草の需給狀況に對處し之が必要なる調整を行ふため本年二月滿洲葉煙草會社を設立せしめた。
- 因みに滿洲に於ける葉煙草の需要は大約三〇、〇〇〇噸で、現在の計畫の進行狀況に鑑み一路飛躍的の増産を圖る事とし諸般の指導獎勵施設に努むべく畫策中である。

第七項 病蟲害の豫防驅除

我が國に於ける農作物は年々病蟲害による被害莫大なるものがあり、増産上に甚しき支障を來しつゝある狀況に鑑み政府は建國以來特に此の點に留意し驅除豫防施設に萬全を期しつゝあるのである。即ち國內各國立農事試驗場に於

ける顯著なる試験の結果に基づいて綜合防除計畫を樹立し、各省縣農業技術員に對し病蟲害防除講習會を実施すると共に縣當局をして對農民教育への浸透を期し防除智識の向上に努力してゐる。政府に於ける防除實施狀況の概略を述べれば以下の如くである。

實 施 事 項

一、防 除 宣 傳

- (1) 病蟲害防除宣傳ポスター、ピラ配布
- (2) 病蟲害防除週間の實施
春季 高粱、粟、小麦黑穗病豫防、種子消毒期
夏季 黑穗及害蟲の發生期
- (3) 病蟲害時報の發行
- (4) 病蟲害防除に關する放送

二、指 導

- (1) 病蟲害防除講習會
- (2) 農作物病蟲害防除指導書の出版配布
- (3) 突發的病蟲害防除現地指導

三、防 除 實 施

- (1) 高粱黑穗病、粟黑穗病及白髮病の被害は年々二〇%に達するので、康德二年以來全滿各主要縣にフオルマリ
ンに依る種子消毒を實施し、其の實績に鑑み漸次全滿普及を計りつゝある。
- (2) 小麥黑穗病の被害も年々二〇%以上に達しつゝある實情に鑑み、康德三年度以來冷水温湯浸法に依り防除法
を實施し其の効果見るべきものがある。
- (3) 棉花立枯病及蚜蟲の被害も莫大なるもので、増産上甚しき支障を來しつゝある現状であるため「ウスアルン」
に依る種子消毒及「デリス」劑撒布による蚜蟲驅除を實施し効果を收めてゐる。
- (4) 水稻病蟲害に對して種子消毒及魚油の撒布に依り防除の徹底を期しつゝある。
- (5) 其他の一般農作物突發病蟲害に對しては發生の都度適當の處置を講じつゝ防除の萬全を期してゐる。

第八項 地力更生對策

本邦農地の生産力を過大視することは最早や止めねばならない。最近各種調査資料を見ても農地生産力が年々減退
の傾向を辿りつゝあることはあらそふべからざる事實である。

之が原因は種々數へられるであらうが、要するに本邦農業の特異性によるもので、(1)天然要素即ち各種氣象要素
及びその型並に土壤の性質及びその型、(2)國民性即ち農民の特質及習慣制度、(3)農作物の種類と農法、(4)交通
手段及經濟的位置等の特異性に基くものである。

今日農産開發の急速なる遂行を必要とするとき、本邦農産物の民食自給上、國際收支の關係上、或は又國防上の重

要なる地位を充分考慮して單位收量の増大を圖ると共に、地力を維持増進せしめ、又一方耕地の保全を圖り以つて農
家經濟改善の基礎を確立せんが爲め政府は茲に地力更生對策を樹立するに至つたのである。いま地力更生對策の重點
を擧ぐれば次の如きものである。

- (1) 自給肥料對策
土壤の理化學的性質の改善に最も重要な自給肥料の増産、或は製法の改善及びこれが爲めに必要なる助成方法を
採ること。
- (2) 地力減耗防止對策
本邦農地の地力減耗の大なる原因となつてゐる作物及び輪作様式を調整し、小作契約の改善、農地の保全或は農
民に對する愛土精神の鼓吹等の諸方策を行ふこと。
- (3) 販賣肥料對策
農地の悪化を防止すると共に急速なる農産開發に必要な販賣肥料を開發計畫に順應して配給せんが爲め適當な
る配給統制、取締或は肥料資金の融通等の助成方法を採ること。
- (4) 施肥法の改善
各地帯別又は作物別の合理的施肥法を指導すること。
- (5) 灌溉排水施設の獎勵
乾燥地帯に於ける土地改良或は肥培灌溉等を指導すること。

(6) 土性調査の實施

適地適作、農業經營の合理化或は肥料處方箋作成の意味に於て土性調査の實施をなす。

(7) 基本對策

以上の諸問題を解決するに必要な人的要素の確立及根本問題解決に必要な試験研究機關の確立を圖ること。上述の如き各種對策の急速なる遂行を期する爲め本年度(康德六年度)に於いては先づ販賣肥料對策の確立及び土性調査の據點として肥料試験圃設置豫定三十箇所中十箇所を直接產業部に於て設置し、之と共に各省に依頼して自給肥料對策及び綜合指導施設として南滿四省即ち安東、錦州、熱河、奉天の各省管下各縣に地力更生指導部落を設置することとした。

第九項 農機具の改良

滿洲在來農具は在來農法に相應した進歩の跡は認め得られるとは謂へ、歴史的・社會的・自然的條件に制約されて極めて遅れたる發展段階にある滿洲農業そのものが生産手段たる農具の幼稚さを判然と表現してゐる。合理的農業經營の改善發達を促すためには速かに之が改良と優良農機具の普及を必要とすることは言ふまでもない。斯かる要請に基いて生れたのが滿洲農具改良研究委員會であつた。同委員會は滿洲に於ける農業用器具機械の改善發達を圖るを目的として康德三年八月關東軍參謀部指導の下に設置されたのであるが、超えて康德四年五月、九州帝大農學部森周六博士を團長とし、全日本農機具業者より成る滿洲視察調査團の來滿を機に大連に於て第一回委員會を開催して曩に決

定せる委員會細則の改正及び滿洲に於ける農具對策に關する協議をなし同時に名稱を滿洲農機具改良研究委員會と改め、同年八月新京に於て滿洲農機具供給方針及び農機具審査に關し第二回委員會を、更に同年十一月には新京に農機具審査委員會の設置及び審査に關し第三回委員會を開催、斯くて農機具の指導獎勵方針の決定を見、翌五年五月產業部に於て審査に關する細則が決定された。

右の如く我國の農機具改良・研究・普及の方針が樹立され、農事試験場及び大陸科學院に於ける農具研究を擴充すると共に會社或は個人に對して研究を委嘱し、他方廣く多くの機具中より優秀なるものを選択すると共に、改良の理論的指導に當ることを上記委員會の任務としたのである。

第十項 指定農村の設置

我國農村の振興改善並に農民精神の作興を計るを目的とし先づ模範村を作り、以て之が範を漸次他村に及ぼさんことを目的に康德二年度より指定農村を設置し、模範村としての發展上種々の獎勵指導施設を綜合的、組織的に爲し來つた。特に農民に對しては農事合作社の活動、主旨を唱導し以てこれ等施設の運用を最も有効ならしめ、指定農村をして農民個々並に農村として生産・販賣・消費其他經營經濟上の改善を計り、物心兩面の模範村たらしめんとするのである。其の助成方針は康德五年度より左の通り改正した。

農事共同施設助成方針

第一方 針

指定村の助成に付ては従来の實績本部方針に沿はざるの憾ありしに鑑み本年度より左記要領に依り模範的農村の内容を具備せしむる如く助成をなすと共に各地に適應したる共同施設を指導獎勵せんとし之を隣村に見倣はしめ漸次理想的農村を全國に普及せしめんとす。

第二要領

一、助成手續に付ては縣が申請書に理由書事業計畫書經費豫算書を添附し省長に提出す省長が之を査定したる後金額及び使用方法其の他の條件を定め助成金を交付す。

二、一指定村當の助成金額を一定せず省の豫算範圍内に於て指定縣の狀況及び實情を考慮し事業計畫書を審査し適當と認めたる事業を助成す。

三、指定村に於ける振興工作は經濟的方面の發展のみならず共同精神の涵養建國理想の徹底等精神的方面の發達に重點を置く。

第三處置

一、可能的範圍内に於て指定村專任指導員を設置し村會、矯風會、實行合作社等の組織及指導に當らしむ。

二、可能的範圍内に於て省より常に人員を出張させ指導調査をなすこと。

三、經費決算書を報告せしむること。

第十一項 農業金融機關

滿洲國人口の八割以上を占める農民大衆は滿洲事變前張家の苛斂誅求に塗炭の苦しみを嘗めさせられてゐたのであるが、我國は建國以來農民生活の安定向上と農業生産力の増進とに政策の目標を置き、其の最重要な要件として農業金融の整備に力を用ひ來つたのである。即ち現在迄に政府は全國に百十六の金融合作社を設立して農村金融の全面的整備統一を圖ると共に、更に朝鮮人開拓民に對する金融機關たる金融會を日本大使館より接收して應急の對策を圖

り、又大同二年には擔保能力の無い貧農層を對象とする春耕貸款を黑河省を手始めとして各地に實施する等、ひたすら民心と生活の安定を圖るため努力するところあつたが、更に農村金融に對し單に國家側からのみ働き懸ける從來の方針より一步を進め、農民自身の力に依り自治的な組織を作り、物と金との合一を圖りつゝ金融上の機能を營ましめんとして各縣に農事合作社を設置し、販賣、購買、利用、信用事業の綜合經營に當らしめることとしたのである。以下簡単に農業金融機關につき説明する事とする。

當舖 當舖は支那より流入した商業資本が利子追求の目的を以て中農以下の農民層に對し擔保を徴して生産財購入資金の融資をなし、建國前に於ては舊政權の官銀號系當舖及び民間當舖が全滿大小の都邑に發展して居た。建國後に於ては舊官銀號系當舖を大興公司が經營することとなり、康德五年末に於ては大興公司當舖と一般當舖との全滿に於ける總數一、〇五七、資本總額一千五百萬圓の多きに達した。其の貸出金利は月利二分五厘乃至四分、従つて年三割乃至四割八分の高率に達する。貸出件數は約百餘萬件、貸出金額七百萬圓である。

右の内には勿論農民以外の者に對する貸出も含まれて居るが、大部分農民に依つて利用されて居るものと考へられるのであつて、然も一件の平均貸出金額が六圓二十錢以下といふ僅少なる事を以てしても當舖と貧農層との關係を想像するに難くないであらう。

糧棧 糧棧の信用業務は商取引と密接なる關係にあり、所謂商業高利貸資本と稱されるもので、批糧取引乃至現錢期糧の名に於て特殊の金融機能を營んで來たのである。其の貸付金利は年四割、高きものに至つては年十割の高率に達するものもあつた。然も之が穀物擔保である關係上、大きな見地に立つた場合生産力の増進は或る程度促された

としても、高利率なるが故に之に依る利潤の分配は適正を期し得なかつたと同時に生産する力のない貧農層には直接的な金融を爲す事は出来なかつた。

然し乍ら斯くの如く糧棧は金融業務を通じて農民を搾取するのみではなかつた。糧棧相互間の集貨競争が大きくなるに従つて、農民に對する金融も集貨を目的とする關係上、糧棧中には無利子にて生活資金を融通するが如きことも事實有り得たのである。

糧棧の農村に對する融資金乃至前渡金の額は一特産年度の最高時に於て或は五千萬圓と謂ひ、或は一億五千萬圓にも達すると云ひ、據るべき數字もなく従つて必ずしも正確は期し得ないが、何れにせよ尨大なる金額に上ることは明かである。

村落金融合作社 村落金融合作社は全滿主要地に一一六社を算し、康德五年度に於ける農業資金の貸出額合計は約二一、八六八千圓に達した。之が貸出利率は擔保付日歩三錢、無擔保三錢二厘で、當舖、糧棧の何れより低率である。貸出の中短期保證貸款は約八萬件に達し、六四二萬圓、特別保證貸款は一、二五〇件、一、七八八萬圓となつて居る。特別保證貸款は穀物の出來秋迄の生活資金に充當されるのが普通で、擔保能力の無い貧農を對象とし、其の利率は無擔保の理由に依り多少高率で日歩三錢二厘となつて居る。

農事合作社 農事合作社については次節に詳述するところであるが、農業金融の有つ重要性を最も效果的に具體化したものとして、農事合作社の信用事業の特質を略述すれば次の如くである。

農事合作社は現在全滿に一五三社の設立を見、何れも販賣、購買、信用、利用の四種兼營を事業上の原則として居る點並に農民自身の生活内容を各屯乃至各村毎に其の儘結合した實行合作社と稱する下部組織を有して居る點に於て前記各種の農村金融機關と著しく趣を異にする。而して此の二つの特徴は金融事業に於て次の如き形をとつて具體化される。其の第一は、綜合經營である點で經營上最少限度の經費の確保を金融事業のみに求むる要なく、従つて貸出金利の引下げを爲し得る弾力性を多分に有することとなる。第二に、實行合作社は農民各層の生活内容が共通的に擴大された自治組織體である爲、その構成員たる農民各自の生活態様は大小となく之に反映し、従つて各自必要なる最小限度の資金は實行合作社を通じ農事合作社より借入れ得る形となるのである。唯此の場合農事合作社は、農民自身の爲め及び農業生産力の増進と云ふ國家目的に副はんが爲め、單に農民に貸出すのみでなく、農民自身自發的に或は道義的に生産部門に對し積極的放資を爲す様適當な指導を加へてゐる。

農事合作社の金融事業に於ける特長は右の如きものであるが、昨康德五年度迄は専ら特用作物の耕作資金に重點を置き、煙草、棉花、洋麻、蓖麻等の耕作資金として二一、四六六千萬圓の貸出が爲された。耕作資金の用途は役畜、農具、肥料等直接間接に必要な生産資材の購入資金に充當されるものである。此の外出廻調節資金と稱する穀物擔保の融資があるが、同年度は僅かに七百萬圓程度に過ぎなかつた。然し乍ら農事合作社の活動と趣旨の徹底化に従ひ、従來糧棧が農村に對して放出した尨大なる資金は、より合理的な方法と低廉なる利率を以つて爲される農事合作社の融資によつて將來取つて替られるであらうことは明である。

尙ほ濱江省内十一縣に於ては殊に政府の指示に依り本年度より小農貸款を實施して居るが、將來之は全國的に擴充される筈で、農村金融に對する恒久的安定策の確立も近きにあると云ふことが出来るのである。

第十二項 農産物品評會及篤農家表彰

農村の改善、農民の勤勞促進並に農業技術の向上を圖ると共に生産物の品質向上及び増産を計る爲め毎年收穫後に於て省、縣に於て農産物品評會を開催し、農業技術の進歩と中堅農民養成を兼ね篤農家の表彰をなすつゝあり、更に産業部に於ては特に優秀なる篤農家に産業部大臣賞を下附し、康徳五年度に於ては全國篤農家二十一名を國務院に於て表彰した。斯くの如く模範農民の養成に努め、其の實績も既に見るべきものがある。

第五節 農事合作社

第一項 概

説

我國に於ける農業政策の根本方針については既に述べたところであるが、農業政策の對象として之を實踐すべき側に立つ農民は從來無組織、無統制、無訓練の儘放置され、各般の農業政策を引受け、身を以つてこれを實踐し得るが如き状態ではなかつた。

かゝる状態に於ては如何に善き意圖の下に農業政策が生れ出ようとも、之は單に農民に對する重荷として受け取られ農業政策は民心を把握することは愚か、却つて農民をして政府より離反せしむる契機として役立ち得るのみであらう。茲に於て各般の農業政策を實踐すべき農民が之を咀嚼し消化する所の組織が必要とされる。即ち農民をして農業

の開発五箇年計畫を始め各般の現行農業政策、更に今後樹立せらるべき各種の農業政策を進んで受取り、これを咀嚼し且つ消化して以つて或は農産を開發し、或は農民自らの生活を安定向上せしめ、或は農村を健全ならしめ、或は國力を充實し國防を強化せしめ、窮極に於て建國の理想を實現せしめんが爲めには農民の經濟的訓練場としての自治的經濟的組織が不可欠である。

かゝる要請に基いて康徳四年我國の農事合作社制度は誕生した。その根本目的とする所は、(1)國家の計畫に従ひ農業の開発を促進し、(2)政府の統制の下に農業者の福利増進を圖ると共に、(3)農村生産品の配給を公正圓滑ならしめ、依つて以て建國の理想を實現することである。即ち第一に國家の計畫的農産開發を促進し以つて建國の理想實現の絶對的必要條件たる國力の充實、民生の安定向上を圖り、第二には政府の統制下に他の階級との調和を圖りつゝ、農民が正當に享くべき福利を増進し以て一面に於て農民をして國家の尊さを充分感得せしめ、建國の理想實現に欣然邁進するの奮發心を喚起し、他面に於ては農民を眞に安居樂業の状態に置いて、農村に眞の樂土をうち樹て、進んで國家の企圖する増産計畫を引受け國力の充實發展に寄與せしめる。第三に國家の統制指導の下に生産したる所の農業生産品は全體主義の立場から國家全體の間に公平妥當に配分し、依つて以つて國家全體の經濟を進展せしめ、國民生活全體生活の安定向上に資せしめんとするのである。以上の諸目的を達成するために農事合作社はその事業として金融、販賣、購買、利用等の經濟行爲から農事の指導、傳習等のことに至るまで、即ち更に具體的に云へば農事開發、農家經濟に必要な資金の貸與、貯金の受入、農産物の検査、貯藏、運搬、調製、加工、販賣、農業倉庫の經營、農産物交易場の經營、農機具の共同利用、農業用品、經濟用品等の購入、加工、配給、採種圃、苗圃の經營等を行ふことにな

つてゐる。これを日本の農事團體の例をもつて云へば、農會と産業組合との機能を兼ね備へ更に之を擴充したものと
いふことが出来る。即ち苟くも農事に關しては狹義の農は勿論林業、畜産、水産各般の事項に及んでゐるのである。
我國に於ては廣義の農事に關する團體としては農事合作社唯一にて足り、既存の各種團體は全部之に統合せらるべき
ものである。

かくして、農を通じての道義的、經濟的協同實踐團體としての農事合作社は制度として一應確立され、その本質で
あり指導原理たる建國の理想實現、恒久的政策の浸透達成及協同實踐福利増進を精神として力強き發足をしたのであ
るが、その組織活動なり事業の實踐に於ては未だ搖籃期を脱してゐない。近代的な制度、組織その他凡有近代的なも
のに對して荒野であるところの滿洲、殊に協同組合の荒野と呼ばれる滿洲に於て、我國の獨創的なこの制度の前途に
は幾多の困難が横つてゐるであらう。然し乍らかゝる苦難を克服し、公正なる批判を咀嚼しつゝ之を身につけ、之を
尊い經驗として合作社は確固たる歩みを續けてゐる。此の不斷の努力は本制度の今後に於ける發展を約束するものと
云へよう。既に經過した二箇年の合作社運動は、永い間軍閥の秕政に虐げられ、あらゆる政治的なものに對して否定
的であることに慣らされた此の國の農民により禮讚の聲を以つて酬ひられるに至つた。

次に本制度創始以來の政府の農事合作社に關する方針及び要綱等を掲げて参考としよう。

一、農事合作社設立要綱 (康四・六・二八)

第一方 針

國家の計畫に従ひ農業の開發を促進し政府の統制の下に農業者の福利増進を圖ると共に生産品の配給を圓滑ならしむる爲め一般行政機

關と緊密なる連繫を保持せしめつゝ地方の事情と發達の狀態に應じ漸次農業者を組織化し農事合作社を設立せしむ。

第一要 領

- 一、農事合作社は政府統制の下に自治的責任連帶の建前に於て私經濟活動を營むを本旨とすること
- 二、農事合作社の區域と地方行政區域とは成る可く一致せしめ地方行政機構と緊密なる連繫を保持せしむる組織と爲すこと
- 三、農事合作社に達する基本的方針は國務院に設けらるべき經濟委員會をして審議せしむること
- 四、農事合作社は農事經營に必要な購買、利用、加工、保管、販賣、金融等の各種の機能を綜合するを目標とするも地方の實情と發達
の狀態に應じ一部を除外し爲し得るものより漸進的に逐次擴張包括すること
- 五、農事合作社は主要農産物を綜合するを目標とするも地方の實情と發達の狀態に應じ一定農産品に限定し逐次之を擴張すること
- 六、政府は農事合作社に對し出資其他必要な助成の方法を講ずること
- 七、政府は農事合作社に對する金融に關し能ふ限り斡旋又は援助を爲すこと
- 八、農事合作社は地方の實情と民度とに應せしむる爲政府の基本方針の下に各省をして之が指導統制に任せしむること

第三處 置

- 一、農事合作社は差當り縣單位を以て設立し必要に應じ其の下に包括せらるべき實行合作社を設くること
- 二、農事合作社は産業五箇年計畫に對應し必要なる地方より之を設定すること
- 三、農事合作社の理事機構は成る可く當該地方行政團體と人的に連繫せしむること
- 四、農會は街村制の實施及農事合作社の設立に伴ひ之を解消すること
- 五、現行金融合作社と農事合作社の金融に關する機能は適當に之を調整すること

二、産業部訓令康德四年第三三號 (四農第九一號)

各省長(興安四省を除く)に令す

農事合作社の設立並に助成に關する件

國家の計畫に従ひ農業の開發を促進し政府の統制の下に農業者の福利増進を圖ると共に生産品の配給を圓滑ならしむる爲には一般行政機構と緊密なる連繫を保持せしめつゝ地方の實情と發達の情勢に應じ漸次農業者を組織化し農事合作社を設立せしむるの要あり之が爲別途農事合作社に關する法規の制定方取急ぎつゝあるも先づ以て別紙甲號合作社設立要領に依り漸次合作社制度の普及を獎勵するの方針なるを以て右趣旨に依り之が設立に努むべし尙別紙乙號助成要綱に依り之が設立を助成すること、し別途通牒の通り縣に對し本年度助成金交付の見込なるを以て速かに合作社を設立せしめ助成金交付の申請を爲さしむべし茲に令す

康德四年七月二十日

産業部大臣 呂 榮 實

別紙甲號

縣農事合作社設立要領

第一 縣農事合作社(縣合作社と稱す)の目的

農業の開發を促進し農業者の福利増進を圖ると共に生産品の配給を圓滑ならしむるを以て目的とすること

第二 縣合作社の地區

縣合作社の地區は原則として縣の區域に依ること

第三 縣合作社の構成

一 構成員 縣合作社の構成員(合作員と稱す)たり得る者は原則として縣内の農業者とす

縣内の農業者は縣合作社の下に包括せらるべき實行合作社を組織することを得(實行合作社に關する事項は別紙の通り)

二 經費 縣合作社は合作員に對し定款の定むる所に依り經費(合作社費)の賦課徴收を爲すことを得ること

尙縣合作社事業の狀況並に地方の實情に應じ經費賦課制度の外出資制度を併用し又は出資制度のみに依ることを得ること

第四 縣合作社の事業

一 縣合作社は左の事業を行ふこと

(イ) 農産物(林産物、畜産物、水産物及加工品を含む)の検査、貯藏、運搬、調製、加工及販賣

(ロ) 農業倉庫の經營—倉庫證券を發行することを得

(ハ) 農産物交易場の經營

(ニ) 各種利用設備の設置

(ホ) 必要物品の購入、加工、生産物配給

(ヘ) 貯金の受入及資金融通

(ト) 其他合作社の目的を達するに必要な施設

縣合作社は政府の命令に依り其の合作員に對し生産並に配給に關する指導統制を爲すこと

縣合作社は合作員の利用に支障なき場合に限り合作員に非ざる者をして縣合作社の施設を利用せしむることを得ること

二 縣合作社は前項各種事業を經營し且主要農産物を綜合取扱ふを目標とするも差當りては地方の實情と發達の狀況に應じ事業並に取扱品を定め確實に事業の運營を爲すを主眼とすること

第五 縣合作社の役員

縣合作社の役員は官選として左の如くすること

董事 長 一名

副董事 長 一名(必要に依り若干名を置くことを得)

第三章 農業關係法制及行政

董 事 若干名(内一名は専務董事一名を參與董事とすること)
監 事 若干名

縣合作社の役員機構に付ては成る可く行政機構と人的に連繫せしむること

第六 合作員の義務

- 一 縣合作社の合作員は定款の定むる所に依り縣合作社費を分擔すること
- 二 縣合作社財産を以て債務を完済すること能はざる場合に於ては構成員をして最近年度の合作社費の割合に依り其の損失を分擔せしむること
- 三 縣合作社の信用貸付金に對する合作員の債務に付ては五人乃至十人の組に依り相互の連帶の責任を執らしむること

第七 縣合作社の設立

縣合作社の設立に付ては設立者に於て定款其他必要な事項を記載したる書類を作成して縣長を經由し許可を受くること
省長縣合作社設立を許可したるときは直に産業部大臣に報告すること

第八 縣合作社の監督

縣合作社は政府の基本方針の下に主として各省之が指導統制の任に當るものとする

第九 縣合作社とその他の既存農業團體との關係

縣農會は旗交易場の如き縣合作社の設立に伴ひ之を解散せしむること
其の他の既存組合は漸次縣合作社機構中に統合せしむる様改組すること
金融合作社と農事合作社の關係に付ては適當に之を調整すること

實行合作社に關する事項

第一方 針

- 一 縣合作社事業の遂行を圓滑ならしむる爲必要に應じ縣合作社に包括せらるべき實行合作社を組織す
- 二 實行合作社は縣合作社の下に其の實行機關たるが如き活動を爲すものとす
- 三 實行合作社は一定區域内に於ける農民の確保共助の精神に則りたる自治的組織とす
- 四 實行合作社の區域内の縣合作社合作員は實行合作社の所屬合作員たるものとす
實行合作社の所屬合作員は當然之を包括する縣合作社の合作員たるものとす
- 五 實行合作社は原則として縣合作社の業務に付輪旋其の他の協助を爲すものとす

第二要 領

- 一 地區 實行合作社の地區は原則として街村(保甲)又は屯(數屯)とす
- 二 構成員 實行合作社の所屬合作員は農業(林、牧畜、漁を含む)に従事する者(地主及農勞を含む)とす
但し特別の事由ある場合に於ては縣合作社の承認を得て地區内商工業者を合作員となすことを得るものとす
- 三 役員 實行合作社に代表者一名を置く、實行委員若干名
- 四 經費關係 實行合作社の經費に付ては原則として縣合作社の徴收する合作社費又は手数料中に之を考慮し縣合作社より其の區域内の實行合作社に交付するものとす
- 五 業務 實行合作社は縣合作社の事業を受けて左の業務を行ふものとす
 - 一 共同出荷の輪旋
 - 二 農業倉庫入庫品の輪旋
 - 三 共同利用施設

第二篇 産業法制及行政の概要

- 四 共同購入の斡旋
 - 五 金融の斡旋
 - 六 生産の指導
 - 七 其の他縣合作社事業に對し必要なる協助其の他實行合作社の目的を達するに必要なる事業尙實行合作社の業務に付ては左の諸點に注意することを要す
- (一) 共同出荷の斡旋に付ては
 - イ 所屬合作員の委託に依り出荷を取纏めて代表者名を以て出荷し得るものとす
 - ロ 縣合作社の取扱に屬せざる地區内特殊農産物及地場消費農産物等に付前號の販賣斡旋を爲し得るものとす
 - (二) 共同購入の斡旋に付ては
 - 縣合作社に對し購賣品の取纏め、所屬合作員への配給、所屬合作員よりの代金取立の協助を爲すものとす
 - (三) 共同利用施設に付ては
 - 差當り縣合作社の共同施設を借受けて所屬合作員をして之を利用せしむるものとす
 - イ 噴霧器、除草機、脱穀機、選別機等の農具の共同利用を爲すものとす
 - ロ 精臼、製粉設備等の小規模の加工施設を爲すものとす
 - ハ 加工、集荷、荷造運搬等の共同利用施設を爲すものとす
 - ニ 經營地に於ける共同施設其の他適切なる利用施設を爲すものとす
 - (四) 金融の斡旋に付ては
 - 實行合作社は縣合作社より所屬合作員に對し生産資金、施設資金一般農業資金の貸付を斡旋し所屬合作員の信用調査をなし保證組

を結成せしめ合作員の貯金を受付けて縣合作社に取次ぐものとす

(五) 生産指導に付ては

縣合作社の生産指導統制の遂行を圓滑ならしむる爲協助を爲すものとす

(六) 検査事業に付ては

縣合作社に於る検査事業の遂行を圓滑ならしむる爲協助を爲すものとす

六 設 立

(一) 實行合作社の設立に付ては設立者に於て地區、規約及代表者を定め地區内農業者の加入の同意を得たる上規約及所屬合作員名簿を縣合作社に届出で設立の承認を受くるものとす

(二) 實行合作社は縣合作社の設立に伴ひ縣合作社輔導委員、輔導員等各機關を總動員し全面的に其の實行合作社設立の趣旨を宣傳し極力所屬合作員の獲得に努め其の設立を圖るものとす

別紙乙號

縣農事合作社助成要綱

第一 産業部大臣は縣農事合作社助成の爲本要綱に依り豫算の範圍内に於て助成金を省長及縣長を經由し縣合作社に交付す

第二 助成金は縣合作社の左に掲ぐる費用に對し之を交付す

一 董事、技術員及検査員の設置に要する費用

二 農事倉庫其の他共同施設に要する費用

第三 助成金の交付を受けんとする縣合作社は申請書に左に掲ぐる書類を添附し八月三十一日迄に産業部大臣に之を提出すべし但し特別の事由あると認むるときは期間經過後と雖も之を受理することあるべし

第二篇 産業法制及行政の概要

四三四

- 一 事業計畫書(豫算經費對照表、豫算貸借對照表)
- 二 經費收支豫算書
- 三 定 款

前項の書類の外産業部大臣は必要と認むる書類の提出を命ずることあるべし

第四 助成金の交付を受けたる縣合作社前條第一號及第二號の書類に記載したる事項に重要な變更を加へんとするときは産業部大臣の認可を受くべし

第五 助成金の交付を受けたる縣合作社は事業成績書及收支決算書を康徳五年四月三十日迄に産業部大臣に提出すべし

第六 本要綱に依り産業部大臣に提出すべき書類は縣長及省長を經由すべし

第七 助成金の交付を受けたる縣合作社の當該年度に於ける支出額が豫算額に比し著しく減少したるときは産業部大臣は助成金の全部又は一部の返還を命じ又は便途を指定して翌年度に繰越を爲さしむることを得

第八 助成金の交付を受けたる縣合作社左の各號の一に該當する場合に於ては産業部大臣は助成金の全部又は一部の返還を命ずることあるべし

本要綱の規定に違反したるとき

助成金交付の條件に違反したるとき

事業施行の方法不適當と認めたるるとき

三、康徳五年度農事合作社指導方針

第一方 針

農事合作社は已むを得ざるもの外原則として本年度は新設を見合せ先づ以て既設の合作社に檢討改善を加へつゝ適地適應主義に基き重點形成を圖り其の内容の充實、將來の合理的合作社の發達を準備するものとす。尙本年度新設豫定地に對しては差當り農事指導に付暫行的機宜の措置を講せしむ

第二要 項

一 既設合作社の指導に付左の各號に依り之に檢討改善を加へ其の内容充實強化を圖るものとす

(イ) 全般的運営に關し省、縣等地方行政機關及協和會との連絡協調を萬遺憾なからしめ合作社本旨の達成を圖ること

(ロ) 宣傳啓蒙工作を擴大強化し省、縣等地方行政機關及協和會の協力に依り各地の實情に即應せる宣傳啓蒙と農事指導とを併行し農民の人心收攬を爲すと共に其の自覺協力を得ることに力むること

前項の工作に關しては特に滿系官吏及協和會員の活動に俟つこと

(ハ) 宣傳啓蒙工作の進行に應じ概ね各省中心の行政を通じ協和會の協力を受け現地指導を強化し農家經濟の充實、農民心理の把握を期し之が爲縣農事合作社の機能を改善し必要に應じ實行合作社を設け此内容の充實に力むること

(ニ) 特定の縣農事合作社又は實行合作社を指定し檢討を加へ中央地方の行政機關協力の下に濃厚なる指導を與へ資料を獲得するの外他の模範たらしむる爲特別の工作を行ふこと

(ホ) 事業の重點は之を生産の増進、合理化の促進に置き且金融合作社と緊密なる連繫を執り直接農事金融の疏通に留意すること尙各地の特性に應じ取捨按配を適切にし農民をして先づ直接眞に合作社設置の効果を感じせしむること

(ヘ) 合作社の職員並諸經費は能ふ限り節減し、而も其の能率を擧げ得る様充分考慮し農民負擔の輕減を圖ること

(ト) 合作社役員は其の重責に鑑み自省常に公僕として勉勵し専ら懇切、丁寧、簡易、迅速と公平無私とを旨とし内外の信頼を得

第三章 農業關係法制及行政

四三五

とす。

- (チ) 監査督促に付ては關係各機關の協力に依り之を積極化し尙中央地方を通し之が機構の整備を圖り其の徹底周密を期すること
- (リ) 各地合作社及農事の指導は適地適應主義に基き省を中心とし下級行政機關に依り行ふを原則とし國に於ては必要なる指導員の集合訓練及各省統制の程度に止むること

二 新設合作社(新に五年度國庫助成を爲すものを意味す)に付ては本年度は左記條件に合致するものに限り之を認むるものとす

- (イ) 四年度國庫助成に依らざる既設合作社中既に事業開始の諸準備を爲したるものにして當該地方の民族又は其の合作社の經濟的事務より見て國庫助成を必要と認めらるゝもの

此の場合特に適地適應主義に依り運營の重點を明確にし其の理解を増進するに力むること

- (ロ) 生産物の配給處理に關し特に合作社組織を必要とする特殊農畜産物(差當り米穀、羊毛、包米、阿片等)生産地帯に於て計畫中のもの

三 二の(ロ)に依て設立を助成する場合に在りては在來の農會組織を活用する等の方法に依り先づ合作社籌備處を置き漸次合作社に移行せしむることとし之に省、縣、協和會等關係機關の全面的應援を得るものとす

四 既に本年度に於て設立を豫定したるも本方針に基き新設を見合はする縣に付ては差當り農事指導に重點を置き省、縣、協和會等の協力に依り漸次合作社機運の醸成を圖るものとす

前項の場合に在りては便宜縣又は農會に對し所要の國庫助成を爲すものとす

五 新設合作社役員候補者は特に滿系より廣く人材を求め從來の事務的經驗重視に偏することなく人物、識見に重點を置きて之を選任し相當期間既設優良農事合作社等の援助の下に實地見習として訓練するものとす

六 配給機能に關しては康德四年農第一九五號通牒の趣旨達成に努め大豆等一般商品作物の買收販賣は行はず商業機構との調和を充分考慮し特に大豆等の交易に當りては既存糧穀業者にして資力信用等より見て確實なるものに付ては其の有する配給處理上の機能を重視し充分活用するものとす。

四、康德五年度實行合作社育成方針(產業部五、六、六)

第一方 針

縣農事合作社をして農民の自治的連帶組織としての基礎を強化し且之が事業の重點に對應して生産の増進、合理化の促進及農事金融の疏通を圖る爲地方の實情と民度に應じ漸次實行合作社を組織せしめ既存各種機關と緊密なる連繫を保持せしめつゝ縣農事合作社の下級施設として其の内容の充實、將來の合理的合作社の普及發達を期するものとす

第二・要 領

- (一) 實行合作社の育成に付ては組織に重點を置くことなく先づ實際上の共同訓練に重點を置き其効果を俟つて漸次組織化を圖るものとす
- (二) 共同訓練に付ては先づ直接農事金融の疏通斡旋を通じて共同化を圖り、漸次生産の増進合理化の促進に資する様指導し各部落の實情に應じ適切な經濟的活動を爲さしむるも概ね左の順位に従ひ各事項に留意すること
 - (イ) 一般農業資金の借受の斡旋、所屬合作員の信用調査、保證組合の結成、借受金の使途に關する指導斡旋
 - (ロ) 共同農機具、共同作業の指導督促、共同利用施設、共同出荷の普及徹底により、共同的勞作の効果を大ならしむること
 - (ハ) 主として生産用品、購入品の注文取纏、配給、代金取立
- (三) 特約栽培の指導斡旋、生産物の共同引渡

其の他適地適應主義に基き縣合作社の宣傳啓蒙と農事指導を受けて其の共同的訓練を通じ一般農民の自發的共同活動を覺醒せしむること

- (三) 實行合作社は自然的部落の内包する隣保協助の精神を經濟的活動の部門に於て具體化する農民の團體として最も適當なる區域に
よらしめ共同的事業經營に便ならしむること
- (四) 縣合作社は必要に應じ辦事處を設け實行合作社をして縣合作社の細胞組織たらしむる様指導すると共に街村(保甲)及協和會分會
と密接なる連繫を保持せしむること
- (五) 日系役職員の設置は原則として縣合作社のみに限定し實行合作社及辦事處の組織並運營は全て滿系役職員、輔導員、合作員の自
主的活動に期待する如く指導し日系役職員は巡回指導監督を爲すに止め以て事業運營を適正ならしむる如く指導するものとす但移民
關係及特殊生産物を主體とし日系合作員を有する特別なる實行合作社、辦事處等には日系役職員の設置を考慮し得るものとす
- (六) 實行合作社の合理的發達を圖る爲縣合作社は區域内の實行合作社及實行合作社設立豫定地區毎に相當農事訓練を經たる農村中
堅青年を合作社輔導員として委嘱し實行合作社の組織及事業の運營等に付農民の自覺理解を深からしむる様現地指導に當らしむるこ
と
- (七) 一縣合作社毎に指定村、實驗村等を中心として模範實行合作社を制定し省縣に於て各種機關の協力の下に懇切なる指導を集中し
正確なる資料を獲得するの外他實行合作社の模範たらしむる爲特別工作を行ふこと
- (八) 委託採種團等は實行合作社を通じ委託することとし此の場合に於ては生産技術の向上、生産物の處理に關し實行合作社を中心と
して常に共同的運營を爲す様指導すること
- (九) 實行合作社の運營に付ては先づ協和會分會長、班長、評議員等の協和を求め地方有力者、地方德望家を捉へ之を活用すると共に
勤勞耕作者の意向をも充分反映せしむる如き組織を考慮し圓滿なる共同的運營を圖り以て漸次農村の改善を爲す様指導すること

第二項 農事合作社事業の現況

一、農事合作社數

康德四年六月農事合作社制度の決定を見て以來の全滿に於ける設立狀況を示せば左表の如く總計一五三に達し、地
理的經濟的主要地域に於ては凡そ其の設立を完了したと謂ふことが出来る。

農事合作社數

(康德六年八月末現在)

省別	設置年度	設置年度	設置年度	國庫外助	計	省別	設置年度	設置年度	設置年度	國庫外助	計
吉林	三年	四年	五年	六年	八年	奉天	三年	四年	五年	六年	五年
吉林	三	四	二	一	八	奉天	三	四	五	一	三
龍江	三	二	一	一	七	熱河	三	一	一	一	六
北安	九	一	一	一	十二	錦州	八	一	一	一	十一
黑河	一	一	一	一	四	熱河	三	一	一	一	六
三江	五	一	一	一	八	熱河	三	一	一	一	六
東安	一	一	一	一	四	興安	一	一	一	一	三
牡丹	一	一	一	一	四	興安	一	一	一	一	三
濱江	二	一	一	一	五	興安	一	一	一	一	三
間島	二	一	一	一	五	興安	一	一	一	一	三
通化	一	一	一	一	四	總計	五	一	一	一	八
省	一	一	一	一	四	省	五	一	一	一	八
計	一	一	一	一	四	計	五	一	一	一	八

二、事業の概況

合作社運動の趣旨は既に述べた様に、農民が國家目的としての建國理想實現の方向に沿ひつゝ、農業の改良發達を圖り、その厚生經濟を擴充するため相互扶助實踐するにあり、農事合作社は農民の隣保共助相扶合作組織として政府の指導と統制の下に生産より消費に至る全過程の協同と、あらゆる經濟部面の自治指導をなすを目的とするのである。従つてその行ふべき事業の範圍は頗る廣汎多岐に亘り、國家の側よりすれば、國家は本制度の運用宜しきを得て指導と統制を確保し、農民の側よりすれば、農民はこの組織の活用によつて信用、販賣、購買、利用等生活に關する全部面に亘つて協同の利益を享受することゝなるのであるが、滿洲農村に於ける既存の社會經濟機構と農民の實情並びに合作社自體の整備發展段階は、直ちにすべての事業を一齊に經營することを許さない。かくの如き事情の下に於ては可能にして必須なるものより逐次着手しつゝ、漸次農民大衆を啓蒙し、彼等をして可及的速かに自發的、能動的に合作社運動を擔當展開せしむるやう仕向けてゆく所に、當面主要な任務が横はつてゐるのである。

斯くて各縣農事合作社は適地適應主義に基き、現地の實情を考慮し、農業の改良發達と民心把握に重點を置きつゝ、合作社運動展開の體系を整備し、主として下部組織としての實行合作社の組織育成に努めることゝし、各種事業はかかる當面の任務達成に必要な限度に於て著手し、漸進主義を以て進みつゝある。以下康德六年三月末現在の既設合作社一二一の中七五合作社の報告に基いて事業の概況を瞥見してみよう。

先づ七五社の報告に依つて倉庫及囤積設備の状況を見るに、濱江省の報告合作社一六中倉庫設備を有するもの九でその倉庫建坪は三八、一四四坪、又囤積設備を有する合作社四でその囤積の収容力は二六五、六二〇石(新石)、龍江

省は報告合作社一〇の中倉庫設備を有するもの皆無で唯一社のみ囤積設備を有し、その収容力六、〇〇〇石、吉林省に於ては報告濟一三社の中九社が倉庫設備を有し其の建坪一、二二三坪、又囤積設備を有するもの八社で其の収容力は七六、三四〇石である。安東省は報告合作社五の中倉庫設備を有するもの二社、其の建坪數は一五、〇六二坪で囤積設備を有するものはない。奉天省は報告合作社八の中倉庫設備のあるもの五社でその建坪數は五〇四坪、又囤積設備を有するもの一社でその収容力は九、六〇〇石である。熱河省報告濟六社の中二社が倉庫設備を有し、その建坪一、二五二坪、囤積設備を有する合作社はない。錦州省は一社の報告中倉庫設備あるもの五、囤積設備を有する合作社一で、倉庫の建坪五六二坪、囤積収容力は一〇〇石となつてゐる。其の他通化省及び興安四省より各一社の報告があるが、何れも倉庫、囤積の設備を有してゐない。以上を合計すると七五社の報告中三二社に倉庫設備、一五社に囤積設備があり、前者の建坪數合計五六、七五四坪、後者の収容力三五七、六六〇石である。

次に販賣事業について見るに、七五合作社の報告の中康德五年度に於て買取乃至委託販賣を行つた合作社は奉天省一、吉林省六、龍江省二、濱江省七、錦州省及三江省各一、合計一九社で、その取扱數量は大豆に於て奉天省の一六、八〇〇石(新石)、吉林省の一四、三七五石、龍江省の一〇二、七三九石、濱江省三、八〇四石及錦州省の一三三石、計一三七、八四一石、高粱は吉林省一六、七五六石、濱江省四五、〇三一石及び錦州・三江兩省の三一〇石で、合計六一、〇九七石、包米は吉林省の五三、三三一石と濱江・三江兩省の若干を合せて計五三、五七三石、谷子は濱江・錦州兩省のみで其の數量も一、〇二二石に過ぎない。小麦は龍江省の一〇四、六〇五石、濱江省の七、五〇六石及び吉林省の六八三石で合計一一二、七九四石、其の他雜穀に於て奉天省二五、二六五石、吉林省一五二、六六〇石、龍江省六九、三八

九石濱江省一、九四四石及び錦州省の若干で合計二四九、二六二石となつてゐる。以上一九社の取扱高を總計すれば六一六、五八九石である。

また交易事業は康德五年度に於て七五合作社の報告中奉天・吉林・龍江・濱江・錦州・安東・三江・通化及び興安東・南・西各省の四七社に依つて行はれ、その取扱數量は大豆一九、八〇〇、三二五石、高粱六、七三〇、五三五石、包米五、〇八一、四六三石、谷子九六一、一〇四石、小麥四、六〇四、一三〇石、雜穀一四、二〇二、〇七三石、合計五一、三七九、六二〇石であつた。

信用事業部門に於ける康德五年度の活動狀況は前記七五社の報告中三七社が出廻調節資金、特用作物耕作資金その他の資金の融通又は貯金の受入れ等を行つてゐる。その貸出總額は五、七九〇、三九六圓七九錢で、之を省別に見れば奉天省信用事業實施合作社四社合計約七十萬圓、吉林省四社で之も七十萬圓餘、龍江省は實施三社で約二十一萬圓、濱江省は實施合作社最も多く十社でその合計九十八萬五千圓餘、熱河省は實施合作社五社合計百二十萬圓餘で貸出金額最も多額である。錦州省は六社合計九十四萬八千餘圓、安東省は三社で約七十五萬圓、三江省は報告を提出した合作社一社が四千圓を貸出してゐるのみである。又興安南省も報告合作社一社のみで、その貸出金額は二十八萬圓となつてゐる。通化及び興安東・西・北の各省は報告合作社各一で何れも信用事業を實施してゐない。

報告を寄せた七五合作社中康德五年度に於て購買事業部門に活動したのは四四社で、主として農具・肥料・藥劑・役畜・生活用品等を取扱ひ、其の總額は大約二百八十萬圓に達した。之を省別に見れば、奉天省内購買事業實施合作社四で八萬二千圓、吉林省は實施八社で六十三萬五千圓、龍江省は五社合計十九萬圓、濱江省十一社で三十萬圓、熱

河省三社で三十九萬圓、錦州省七社合計七十二萬五千圓、安東省は三社實施で二十七萬五千圓、三江省及び興安南省の實施合作社は何れも報告提出の合作社一社で、その金額は前者十八萬三千圓、後者五萬一千圓である。通化省及び興安東・西・北の各省は何れも報告合作社一で、購買事業を行つてゐない。

次に現在の利用事業は大豆精選機、小麥粒選機、噴霧器等の利用を主とし、報告分七五合作社の中その活動を見たものは大豆精選機に於て三十一社二、〇五八件、小麥粒選機の利用五社で五一件、噴霧器六社で二、五四五件、棒秤二社で一〇六件、製糶機六社で一五一件、叭織機七社で一、五八〇件、其の他叭梱包機、精米機、發動機、貨物自動車の利用が僅かながら行はれ、總利用件数は六、六二六件であつた。

以上七五合作社の報告を綜合して、康德六年三月末日現在に於ける經營事業別農事合作社數を見れば次の如くである。

- (1) 販 賣 吉林省三(郭前、敦化、樺甸)、濱江省一(木蘭)、龍江二(泰康、洮南)、安東省一(岫巖)計七
- (2) 信 用 熱河省三(隆化、圍場、喀爾沁右)計三
- (3) 販・購・信・利 奉天省五(復、海龍、興京、康平、遼中)、吉林省七(永吉、農安、扶餘、額穆、榆樹、磐石、長嶺)、濱江省八(綏化、五常、呼蘭、蘭西、海倫、安達、慶城、肇州)、龍江省三(拜水、依安、明水)、錦州省八(興城、錦西、義、盤山、黑山、朝陽、錦、北鎮)、安東省一(莊河)、三江省一(富錦)、通化省一(柳河)、興安北省一(呼倫貝爾)計三五
- (4) 販・購・信 奉天省二(新民、清原)、熱河省三(承德、灤平、赤峰)、錦州省一(阜新)、安東省一(安東)計七
- (5) 販・信・利 奉天省一(遼陽)、吉林省一(舒蘭)、濱江省三(阿城、巴彦、青岡)、龍江省一(賓)、安東省一(鳳城)、興安

西省(開魯)計八

- (6) 販 信 龍江省二(龍江、訥河)、錦州省一(臺安)計三
- (7) 販 購 奉天省三(鐵嶺、撫順、東豐)、龍江省二(甘南、泰來)計五
- (8) 販 利 濱江省二(肇東、郭後)、錦州省一(彰武)、興安東省一(布特哈)計四
- (9) 購・信・利 龍江省一(白城)、興安南省一(東科中)計二
- (10) 購・信 熱河省一(建昌)計一

註 1. 購買のみを行ふもの、利用のみを行ふもの、購買と利用を行ふもの、信用と利用を行ふものは皆無

2. 交易事業は販賣事業中に含む

3. 省區劃は報告當時(康德六年三月末)の行政區劃による

農事合作社は右の事業の他、種子配給協會に協力して現地に於ける優良種子の配給回収を擔當し、康德五年度に於ては左の如き數量を取扱つた。

水	稻	一二三、一六〇畝	小	麥	一五、〇二六、七七六畝
大	豆	五、四二七、二〇五畝	燕	麥	五四三、〇五三畝
大	麥	五一〇、三五〇畝	蓖	麻	五五五、四八〇畝
洋	麻	二一七、〇八四畝	ル	ー	サ
麻	袋	二二七、〇九三枚			二二三、四六九、〇五八畝

三、実績の検討

康德四年度に於て國庫助成を受け政府の指導の下に設立せられた農事合作社は全國に於て七十五を算した。勿論こ

れ等のもの以外に地方に於ける要望に従ひ省の許可を受けて設立されたものは二十有餘の多きに達するのであるが、取敢へず前述の七十五社に對し國庫助成をなし、人的配置を完了し事業の實施を見たのは實に糧穀出廻の最盛期である十月乃至十一月以降の事である。従つて康德四年度に於ける事業の重點は主として交易事業の整備に置かれた。

惟ふに從來國內の糧穀市場は何等の統制も無く自由競争に委された結果、農民は血と汗の結晶たる糧穀を高利貸的機能を營む奸商の一方的恣意によつて賣却せざるを得ない状態にあり、これが爲めに農村の建設・農業生産力の増進は全く阻害され、之が改善は地方に於ける指導者等の痛切に要求するところであつた。従つて農事合作社の交易事情も差當り、從來奸商に依つて行はれた青田賣買その他不法なる糧穀取引方法を改善するため「公平なる取引方法」「公正なる價格」の實現を運営の目標としたのである。而してこれが運営に當つては省令に従ひ、縣に於ては縣令を以て「農産物交易規則」「農産物検査規則」の發布を見、農事合作社を指定してこれが運営に當らしめた。その結果、農産物の取引は公平に行はれ、農民は安心して賣却を爲すことを得、又検査の結果農産物の品質は統一せられ、従つてその商品價値の向上、手持價格の増大、農産物改良増殖及び品位向上等農民に與へたる教育的、訓練の結果並に農民の得たる經濟上の利益は尠からざるものがあつた。

又一方市場に於ては交易場の運営を見る迄は糧穀の有する商的機能は全く喪失するかの如き杞憂により幾多の不安動搖を見たが、その實施の結果に依り優良なる糧穀は自由に交易市場に出入して買付を爲し得るのみならず、公正なる取引の結果は從來の奸商、泡沫的不良糧穀を淨化し、優良なる糧穀は從來の時間的勞力的浪費を節約し得ることとなり、交易市場を通じて安易且つ大量に買付を爲し得るの利便を得た外、検査による穀類の品質が純潔となつた爲め

不良品の返送等に依る取引の不安を解消し得、長期貯蔵に耐える結果価格は安定且つ平均化して不慮の損失を蒙ることが無く、一般に交易市場の出現を謳歌するに至つた。

以上の如き交易部に於ける効果以外に増産計畫實施に當つてもこれに必要な種子の買付、配給は合作社を通じて始めて圓滑に遂行し得られたのみならず、その全體的効果として國家的總動員體制に於て之に對する農民の自治的組織に依る協力を圓滑ならしむる訓練的效果は絶大なるものがあり、更に共同精選場の設置、農機具の共同使用、特殊作物に對する栽培指導、共同種畜場の設置、連席借款制等の實施に依り農民の協同精神を自覺發揚せしめ、農民の希望する技術の指導教授、優良種子の配布、役畜の配給、農具資金の貸付等が圓滑に行はるゝ現實の狀況は合作社未設立地方に於ける之が設立の痛切なる要望を喚起するに至つた。又各縣に於ても治安の維持は匪賊討伐のみに依るよりは寧ろ農民の自治的組織たる合作社を設立し、之に依り農民に對して物を與へるところの物的施設を豊富ならしめる必要を痛感するに至つてゐる。

之を要するに康徳四年度及び五年度に於ける農事合作社の效果的部面を總括して、第一には我國に於ける國家總動員の農事部面の實施は農民の自治的組織たる農事合作社の自主的活動に依る協力を俟つて始めてこれが圓滑なる遂行を所期し得るものであり、第二に我國に於ける恒久的農業政策の實施は、農村内部に於ける社會經濟的機構の複雑性の故に自治的組織としての農事合作社運動によつて農民の隣保共助相扶合作の精神を自覺促進し、これが經濟的倫理的教化育成を圖りつゝ、自主的に國家施設に協力せしむることによつて、最も適正圓滑に遂行し得る確固たる見透しを得たことであつた。

農事合作社制度は常に農村に於けるのみならず、全滿洲の社會經濟的部面に於ける劃期的な制度である。従つてこれが健全なる運営は技術的に方法的に極めて至難であると云はなければならぬ。康徳四年度の事業開始當初に於ては、事業の基礎をなすべき物的、人的設備の不足及び農民の不慣れの結果事務的技術的に種々の不備缺陷を生じ、これに對して善意による批判や惡意の非難攻撃が幾多行はれた。又合作社が五箇年計畫を契機として行經一致の要請の下に、百年河清を俟つに等しき「協同組合の荒野」に急遽上からの組織として生れ出た關係上、その組織並に運営は兎角上からの組織として運営せらるゝの偏向を示したること、その經營に於ては日本に於ける産業組合的觀念體系が見えざる風潮として作用したことも事實認めねばならなかつた。

政府は康徳四年度に於ける斯かる傾向を自己批判すると共に傾聴に値する第三者の要望をも攝取し、第一項に掲げたる如き康徳五年度の指導方針を決定したのである。その指導方針の重點は第一に、既設合作社の内容を充實しその運営を整備すると共に、第二に新規設立をして國家計畫の遂行上必要やむを得ざるものみに限定し、これによつて合作社の内容を充實しその運営を健全適正ならしめ、將來の合理的普及發達を期したのであつた。惟ふに農事合作社運営の要諦としては、文化的水準の低い農民に對して、上からの組織としての合作社を下から盛り上つた農民の自主的組織として育成し、眞に農民のための福利増進の組織として改善せらるべきであり、第三には合作社の人的要素を完備し、その運営を通じての役職員と農民とが精神的、心理的に完全に一體となるべきである。

即ち既設農事合作社の運営整備改善の具體化としては、役職員の人的要素を改善向上せしめて之に農民の公僕たるの精神を徹底せしめ、事務的、技術的改善向上を圖り、合作社に對する内外の信望を昂揚せしめてその制度の效用を

發揮することに努め、次に農事合作社の經營方針に關してはその基本を農民の共同福利増進に置き、苟くも營利主義經營主義に走つて表面的、形式的事業を擴張して性急にその業績を擧げんとするが如きは極力これを戒め、眞に農民の福利増進の合理的組織體としての實質を完備せしめて、これにより合作社設置の効果を感得せしめつゝ漸次農民を教化育成し、隣保共助、相扶合作の精神の自覺顯揚を圖り、眞に農民の自主的組織としてその協心協力を期することとしたのである。

農事合作社の事業重點に關しては信販購利の綜合的有機的經營を目標として、消費流通部面への偏向を戒め、當面の重點として専ら生産の増進、合理化に置き、更に金融合作社と連繫を執り、必要な資金の借入斡旋、使途の指導等に依り、直接農事金融の疏通に努力を傾注することとし、又地方的特殊性を考慮して各地の特性に即應して農村の實情と民度に應じて事業の取捨按配を適切にし、過ぎたるを改め足らざるを補ひ、以て健實なる事業運營を爲すべきものと定められた。

以上述べた外、既設農事合作社の運營整備上特に重視せられたものは實行合作社の育成である。實行合作社は日本の所謂農事實行組合と異り、農事合作社の下部構造としてその事業活動の相扶合作協同實踐單位として育成せしめんとするものである。

農事合作社の運營の基礎は農村に在る。従つて農事合作社の健全なる普及發達はこの下部構造としての村落に於ける協同實踐單位の育成を俟つて始めて達成せられるのであり、これに依つて始めて農民の隣保協同相扶合作の精神を基礎としたる協同の自主的組織體としての實質を具有し得るのである。

第六節 農産物統制及検査制度

第一項 米穀管理制度の實施

建國後日本人の來滿激増と一般我國人の生活水準向上とに依り米穀の需要は今後益々増大する傾向にあるが、現在之を充すに國內生産量のみには不足を告げ、年々多量の輸入に俟つ狀況である。政府は將來の増加需要に對し自給自足の必要を痛感し、産業五箇年計畫に於ても米穀の増産を期して居るところであるが、現下戰時體制強化が一層要請さるゝ秋に當り日滿一體の不可分關係を米穀政策の上に具現し、平時戰時を通ずる食糧政策の確立を企圖して康徳五年十一月二日勅令第二百五十三號を以て米穀管理法を、同時に勅令第二百五十四號を以て滿洲糧穀株式會社法を公布した。

米穀管理制度は米穀の國內自給を目標とし、生産の統制的確保を期し其の需給の調節、適正なる安定維持を圖らんとするもので、滿洲糧穀株式會社は本制度に依り、米穀の軍需に備へると共に日滿米穀政策の調整を圖り、且つ米穀の生産者、消費者並に配給業者の利益の調和に遺憾なきを期せんとするのである。その方針を稍々具體的に説明すれば次の如くである。

一、生産 米穀生産に就ては國內に於ける平時の自給と有事の軍需に備ふることを目標とし、既往の需給実績と將來の需給推定及開拓民計畫等を考慮して地方別に一定の生産計畫を樹立し其の範圍内に於て生産費の比較的

廉なる水田適地を選択して水田を經營せしめる。但し陸稻に付てはその産額、生産費並に収益等の關係を考慮して自由に栽培せしめる。

二、配給及價格 米穀の配給に關しては滿洲糧穀株式會社をして、生産米中農民が自家用に供するものを除き市場に販賣するものに付農民の收支を考慮したる適正なる價格を以て購入せしむることとし、生産米の購入に當つては會社は各地に支店、出張所等を設置し、從來の出廻米を購入する。

購入したる米穀は之を精米し又は粃の儘會社の經費を最小限に見積りたる適正なる價格を以て其の地方に於ける販賣業者に賣却せしめ、從來の米穀商は之を申請により米穀販賣業者として指定し、之等販賣業者をして各市縣旗毎に米穀配給組合を組織せしめ、各自の米穀販賣數量、小賣價格を自治的に解決して之につき當該市縣旗長の認可を受けしむることとしたので從來の如き商賣上に於ける自由競争の弊を脱却し、各自その營業を堅實ならしめることを得、營業上の利益の安全性を確保することが出来るのである。會社の買入、販賣價格は政府の認可を受くる制度となつて居るので一層小賣價格の公正を期待することが出来る。

右の如く本制度に依つて國家的統制が爲されることとなつたが、その反面出來得る限り從來の慣行を尊重し、摩擦を最少限度に止むる様特に考慮を拂ひ、其の運用の圓滑を期して居る。

斯くして康徳五年十二月滿洲糧穀會社を設立して諸準備に努めしめると共に數次に互り關係機關の打合せ或は説明會を開いて實施の萬全を期し、愈々具體的細部の實施要綱の決定を見て康徳六年五月二十五日産業部令第十七號を以て米穀管理法施行規則を公布、同時に勅令を以て管理法施行期日を六月一日と定め、茲に愈々米穀の統制並に滿洲糧

穀會社の本格的活動が開始されるに至つた。

尙ほ滿洲糧穀株式會社は新京に本店を置き資本金は一千萬圓、内政府六百五十萬圓、滿洲拓植公社二百五十萬圓、滿鮮拓植會社百萬圓を出資し、現在拂込金は半額である。

第二項 重要特産物專管制度の實施

我國の特産物、特に大豆が本邦經濟上に占むる重要性は今更多言を要せざる所で、即ち輸出品の大宗として、又その商品としての價格を通じて有つ農民生活との關聯に於て、それは實に我國流通經濟の根幹をなすものである。特に現下の時局に際しては、特産物の價格の安定及び増産は本邦物價政策の基底であり、又之が對外輸出貿易の盛衰は直ちに農民の經濟に對して深刻なる影響を及ぼし、更に産業開發五箇年計畫其の他經濟建設に關係する所尠からざるものがある。従つてその價格安定及び増産を圖り、對外輸出貿易を振興せしむることは一日も忽にすべからざる急務でなければならぬ。

然るに現實は政府の努力にも拘らず價格の變動は甚だしく、輸出は阻害され、農民經濟は壓迫を蒙り、延いては國家の運營に尠からず支障を及ぼす状態となるに至つたので、大豆經濟に關し政府は根本的檢討を加へ、何等かの英斷的措施を執る必要に迫られてゐたのであつた。よつて政府は現下吾國經濟の要請に對應するため大豆の價格安定、輸出大豆の蒐貨、配給に關する一元的機構の整備を圖り綜合的計畫の下に之が目的を達成し、又進んで大豆の國內利用の方途を開拓し、之に依つて我國經濟の厚生を實現せんとして茲に重要特産物專管制度を創設し、十一月一日より之

を実施することゝなつたのである。

而して之が実施機關として滿洲特産專管公社（假稱）を設立し、本公社をして政府と表裏一體の下に活動せしめると共に、又本制度との關聯に於て大豆の加工會社をも設立せしめ、この兩者によつて輸出入大豆及び大豆加工品たる圓粕と豆油の收買より對外輸出及び國內の販賣並に大豆の高度化學工業までを一貫的に統制せんとするもので、其の實施要綱の全文は次の如くである。

重要特産物專管實施要綱（康德六年九月）

第一方 針

本邦重要特産物の配給及價格を管理統制し其の生産の助長及輸出の増進を圖り併せて之が利用加工工業の發達に資する爲滿洲特産專管公社（假稱）を設立し之を專管せしむ

第二要 領

- 一、滿洲特産專管公社（以下單に公社と稱す）の設立
1. 資本金參千萬圓、政府全額出資の特殊會社とす、政府必要と認むるときは株式の半數迄を政府以外の者に譲渡することを得
2. 公社は政府監督の下に政府と表裏一體の如く活動し、政府は配當を制限し損失あるときは之を補償し尙公社に對する課税に關しては其の平衡資金に對し非課税の措置を講ずる等適當の考慮を爲すものとす
3. 公社は左の事業を行ふ
 - イ、重要特産物の收買及販賣
 - ロ、前記に附帶する事業
 - ハ、重要特産物加工業に對する投資
- ニ、重要特産物及同加工品の品質改善、新規用途、販路擴張等に關する調査及助成

ホ、其の他政府の命じたる事業

二、重要特産物の種類

1. 本公社の專管すべき重要特産物の種類は政府之を定むるものとし差當り左の通とす
 - イ、黄大豆（白眉大豆、改良大豆及間島大豆を除く）
 - ロ、大豆普通圓粕

三、大豆の收買

1. 收買方法

- イ、大豆の鐵道輸送は原則として之を混保品に限定す
- ロ、公社は混保受寄驛に於て大豆混保證券を悉く收買す
- ハ、公社は滿鐵に委託し各驛に於て前記收買事務を行ふ
- ニ、公社は従來大規模の蒐買組織を有したる業者を限り三ヶ月以内の先物收買契約を行ふ
- ホ、鐵道輸送以外の方法に依り輸送せられたる大豆の公社に對する賣渡其の他處分に關しては政府必要に依り命令を以て之を定むることを得

2. 收買價格

- イ、公社は市況、生産費、生産量及出納狀況を考慮し大連倉庫渡收買價格と他の海港倉庫收買價格との差額に付ては別途之を定む
- ロ、奥地驛に於ける收買價格は海港倉庫渡收買價格より搬出經路に従ひ鐵道運費を控除し之を定む
- ハ、先物收買價格は金利、保管料其の他を考慮し適當なる上額を附し之を定む

四、大豆の販賣

1. 販賣方法

- イ、日本及支那向大豆に付ては當該輸出業者をして夫々組合を結成せしめ之を通じ販賣す

- ロ、第三國向大豆に付ては輸出業者に打切販賣を行ひ必要あるときは公社の指定する輸出業者に輸出を委託す
- ハ、公社は重要地（大連、營口、安東、哈爾濱等）所在在來油坊向原料大豆は之を其の組合に對し販賣す
- ニ、公社は新式大豆加工工業に對しては原料大豆の直接販賣を行ふ
- ホ、公社必要により油坊と大豆油收買契約を締結したるときは之に對し原料大豆の直接販賣を行ふことあるべし
- ヘ、公社の前記各販賣は原則として現物及三ヶ月以内の先物に依る但し貿易上必要なる場合は特別の方法に依らしむることを得
- ト、公社は各混保在庫驛及主要地に大豆販賣所を設け販賣の事務を行ふ

3. 販賣價格

- イ、輸出向大豆の販賣價格は收買價格、海外市況其の他を考慮し之を定む
- ロ、油坊向大豆の販賣價格は大豆粕收買價格及大豆油價格其の他を考慮し之を定む

五、大豆粕の收買及販賣

- 1. 大豆粕の收買及販賣に關する方法及價格は大豆に準ず
- 2. 特殊粕の輸出は別途之を統制す

第三 措 置

- 一、政府は公社をして可及的速に大豆粕の專管を實施せしむべきも差當り左の方法に之が價格安定並に輸出増進の方途を講ずるものとす
 - 1 公社は油坊の混合保管に寄託したる大豆油を其の希望に應じ適當なる價格に依り收買す
 - 2 公社は輸出確保の爲必要に應じ油坊と特約し大豆油を收買す
 - 3 大豆油の支那向輸出に付ては輸出組合を結成せしめ輸出の統制を行ふ
 - 4 政府必要と認むるときは大豆油價格を公定す
- 二、政府は重要特産物專管公社法及滿洲特産物專管公社法を制定公布し康徳六年十一月一日より之を施行す但し大豆粕の專管は康徳七年一月一日より實施し得る如く措置す

即ち專管公社は資本金三千萬圓政府全額出資の特殊會社であるが「政府必要と認むるときは株式の半數迄を政府以外の方に譲渡することを得」ることとし、公社の運営を圓滑ならしむる爲政府必要と認むるときは民間側から出資參畫し得る餘地を與へて居り、公社の專管すべき特産物の種類は大豆、普通圓粕及び大豆油の所謂特産三品（差當り大豆及普通圓粕のみ）で、その收買及び販賣を主たる事業とするのであるが、新に設立される筈の大豆化學工業會社（假稱）及び一般油坊業への投資をも爲し、更に大豆及び同加工品の品質改善、新規用途、販路擴張等に關する調査及び助成、其の他政府の命じたる事業を營むのである。

大豆の收買及び販賣方法は、先づ大豆の鐵道輸送は原則として混保品に限り、その混保證券は受寄驛に於て公社が獨占的に收買する（この收買事務は滿鐵に委託）。従つて、従來行はれた證券の自由市場に於ける轉賣、即ちその所有權の頻繁なる移轉は完全に排除される。而して大豆の混保寄託に至るまでの道程に於ては既存の大規模蒐貨組織を有する糧棧、特産商等を極力活躍せしめ、又之等のものに限り三箇月以内の先物收買契約を許容して従來の堅實な業務に打撃を與へざらんことを期した。

公社は斯くの如くして收買した混保證券を前掲實施要綱の第四の如き方法により、輸出商又は其の組合或は油坊組合に對し賣渡すのであつて、これは明かに實需筋への所有權の移轉であると同時に混保大豆の物理的移轉を隨伴するのである。

以上の如き收買、販賣方法によつて、従來の自由市場、特に物理的移轉を意圖せず單に所有權の移轉を意味する賣買の行はれる市場は必然的にその機能を喪ひ、自然消滅すべき運命にあることは言ふまでもない。即ちその組織的機

關である取引所は勿論、之に依存して大豆を投機材料に轉買、買戻のみをこととした特産商は專管制度の實施と共に解消し、專管公社のみが混保品に關する限り唯一の賣手となり、又農民の庭先から混保寄託迄の流通過程には從來通り糧棧及び實際貨機關として活動してゐた特産商が利用せられるのである。

收買價格及び販賣價格については前掲要綱にある如く定めるのであるが、專管公社の各混保寄託驛に於ける新穀大豆混保一等品(麻袋込百斤當)の買付價格は大連倉庫渡七圓を基準として各驛別に運賃其の他の諸掛りを逆算して適正に決定することとし、九月十一日附を以て政府はこの基準を發表した。尙ほ今回の大連七圓建の基準は農民の生産費手取金及び第三國の買付價格、日本及び支那への賣値等を充分考慮して決定したもので、同價格は買付手数料、仲介料及び公社買付後の金利、倉敷料等を含まない計算に依つたのであるから、これを從來の取引所相場と比較する場合はこれ等の諸掛りを加算することが必要である。これ等の點を考慮すれば現在の取引所相場との開きは僅少であり、最も合理的な適正價格と信ぜられるのである。

特産物專管制度は大體以上の如き内容を有つものであるが、政府は近く重要特産物專管法及び滿洲特産專管公社法を制定公布し、康徳六年十一月一日より之を施行する筈である。但し大豆粕については康徳七年一月一日より專管を實施する豫定となつて居り、大豆化學工業會社(假稱)の設立も之と時を同じくして實現するであらう。

第三項 棉花統制法の實施

政府は康徳四年産業五箇年計畫樹立に際し、我が國經濟の根基を爲す農業部門に於ても其の全面的開發を企圖した

のであるが、次いで支那事變の勃發に伴ふ非常時局の進展に依り棉花増産計畫は益々重大性を帯びるに至つたので同年十月棉花統制法を公布施行し、棉花の改良増産の促進、其の生産及び配給の統制に依り棉作農民を徹底的に保護し以つて棉花増産計畫の健全なる遂行を期すると共に、本統制を度實施により其の運用を圓滑ならしむる爲棉花獎勵配給組織の改革を行つた。

即ち滿洲棉花協會を解散し、棉花獎勵事業は政府並に農事合作社之に當り、棉花の處理配給に關しては滿洲棉花股份有限公司を改組して政府と農事合作社とよりなる組織體とし、國內生産棉花の收買、得棉は本機關に限り之を行はしむることとしたのである。

斯くして棉花の改良増産を獎勵し其の商品價格の向上を圖り以て原料棉の自給と棉作農家經濟の向上を期しつゝ、棉花收買價格の全面的引上げ、棉花等級の改善、棉花收買所の増設等を行ひ、本制度によつて棉作農民の福利に合致する様留意して之を運営し來つたのであるが更に康徳五年十二月、實施第一年度の實績に鑑みて棉花統制法及び滿洲棉花股份有限公司法を改正し、政府の棉花對策の精神が棉作農家の保護に在つて而も之が實施は權力に依らずして道義に依るの趣旨を明かにする爲棉花統制法中農民をして徒らに危惧の念を抱かしむるが如き條項を改廢すると共に、五箇年計畫の進行に伴ふ増産棉花の收買上遺漏なきを期する爲處理機關たる棉花公司の機能の改善充實を圖り滿洲棉花股份有限公司を滿洲棉花株式會社と改稱し、資本金を二百萬圓より一千萬圓に増資した。(出資内譯は政府九百萬圓、棉作農事合作社十九社一百萬圓)

康徳五年十二月十四日勅令第二百八十四號及同日産業部令第四六號を以て改正された棉花統制の現行制度及び其の

實施の概要は次の如きものである。

一、實棉の收買

實棉は産業部大臣の指定する者(康德四年十月十五日産業部佈告第七號に依り滿洲棉花株式會社を指定)が之を收買し、これ以外の者が收買したるときは五千圓以下の罰金に處せられ、犯人の所有し又は所持する棉花は之を沒收することを得、若し其の全部又は一部を沒收することが出来ないときは其の價額を追徴することが出来る(此の罰則の適用に付ては康德五年勅令第二百二十五號「行政法規の適用に關する件」に依る)。

又前記收買機關即ち滿洲棉花會社は實棉收買の價格、時期及場所につき産業部大臣の定むる所に依り其の認可を受けねばならない。而して收買價格等については康德五年十二月の改正に於て從來の政府に於て之を指定する建前を廢し、農民の正當なる要望を之等の決定に反映せしめ又地方的實情に沿はしむると共に時々之の經濟事情に適合せしむる爲、上記の如く農事合作社の實質的代表機關たる棉花會社をして政府の認可の下に之を定めしむることとしたのである。

尙收買の實行は現在農事合作社をして之に當らしめてゐる。

二、繰棉作業

左の場合以外は滿洲棉花會社でなければ繰棉作業を爲す事が出来ない。

- (1) 國、省、縣又は旗に於て經營する棉花原種圃に於て生産したる實棉に付繰棉作業を爲す場合
- (2) 繰棉を自家用に供する目的を以て爲す繰棉作業にして縣長又は旗長の許可を受けたる場合

(3) 産業部大臣の許可を受けたる場合

而して右の(1)により生産された繰棉及(2)に依り生産された棉實は所定の時期及場所に於て滿洲棉花會社に販賣し、他の者に販賣してはならない。

三、種子配給

滿洲棉花會社は播種用種子の保存及配布を爲さねばならない。而して現在行つてゐるその方法は、國立原種圃より採種された種子を縣營採種圃に移して之を集約的に管理し、次に其の生産種子を農事合作社の採種圃に於て増殖する。此の種子を滿洲棉花會社に於て繰棉の上播種用種子として普及一般配布用に供してゐる。

四、棉花の栽培

棉花栽培者は國、省、縣又は旗に於て經營する棉花原種圃に於て採種したる種子を播種する場合及び産業部大臣の指定したる場合の外滿洲棉花會社より配布された種子でなければ播種することが出来ない。又棉花栽培者は毎年豫め當該年度全作物作付豫定面積、棉花品種別播種豫定面積及棉花種子配布希望數量につき縣長又は旗長の承認を受けねばならない。

棉花會社より配布を受けた種子は縣長又は旗長の許可なくしては之を他人に譲渡することは出来ず、又已むを得ざる事由に依り之を播種することが出来ない場合は遅滞なく縣長又は旗長に届出で、其の種子を棉花會社に返還せねばならない。

五、棉花の輸出入

産業部大臣は必要ありと認むるとき産業部大臣の定むる所に依り期間を定め棉花の輸入又は輸出の制限を爲すことを得、此の制限に違反して棉花の輸入又は輸出を爲したるものは五千圓以下の罰金に處せられ、又その未遂犯も罰せられる。犯人の所有し又は所持する棉花の没収に關する規定及び罰則適用に關する規定は實棉收買に關する罰則と同様である。

六、施行地域

棉花統制法附則第二項の規定により現在左の地域に於ては同法を施行しないことになつてゐる。(康徳四年十月十四日)

産業部令第一四號、改正・同年十一月部令第一八號・五年八月部令第三八號)

新京特別市、吉林省、龍江省、黑河省、三江省、牡丹江省、濱江省、間島省、通化省、安東省

奉天省の内、奉天市、瀋陽縣、撫順縣、本溪縣、鐵嶺縣、遼源縣、雙山縣、梨樹縣、昌圖縣、開原縣、西豐縣、西安縣、東豐縣、海龍縣、清原縣、興京縣

熱河省の内、豐寧縣、隆化縣、圍場縣、赤峰縣、烏丹縣、新惠縣、建平縣、寧城縣

興安西省、興安南省、興安東省、興安北省

以上の如く、我國に於ける棉花政策は相當強力なる統制法規に依り、政府、滿洲棉花會社及び農事合作社の三者一體となつて運営されて居り、素朴なる農民に對し重壓感を與へざらんことに留意しつゝ、善意なる農民を輔導育成する反面に於て法の不備に乗じて故意に不正行爲を爲す者に對しては地方行政官署の適宜なる取締に期待してゐるのである。

第四項 葉煙草の統制

滿洲に於ける煙草製造業は近年の急激なる人口増加と國民の嗜好が從來の手揉による煙管喫煙より紙煙へ移行しつゝあることに依つて年々發達し行く趨勢にあり、建國當時の大同二年に於ける製造數量(課稅數量)百餘億萬本は康徳四年には百八十餘億萬本と、近々五箇年間に七割五分の増加を示した。而して數次の關稅改正は製造煙草の輸入を殆んど制遏し得、大體國內製造煙草により自給するに至つてゐるが、この紙煙製造のための原料葉煙草は殆んど全部を輸入に俟つ状態で、日本、支那、米國等より年々四、五百萬貫を仰いでゐるのである。

政府は原料葉煙草の自給自足を圖るため國內生産地に於ける煙草耕作組合の改組、栽培資金の融通の途を開き、又新産地の育成、保護的關稅の設定、製造原料葉の課稅免除の方策等によつて極力葉煙草の増産獎勵に力め來り、更に五箇年計畫に於ける増産作物として之を採り上げ、その實施初年度たる康徳四年度の作付は三千三百五十陌、生産量に於て九十五萬四千貫と計畫目標を凌駕する好成績を示し、翌康徳五年度計畫に於ては作付面積四千三百陌を目標としてこれ亦成功を収めたのであるが、現時局下輸入防遏の要請は益々加重し今後一層増産に拍車を加へねばならない状況にある。

而して國內生産葉の處理に關しては從來産業部農務司長を委員長とし産業部關係官、關係省農林科長、主要關係農事合作社專務董事その他を委員とする葉煙草販賣委員會を組織し、この機關によつて葉煙草の検査收納の統一、販賣の統制等を実施し來つたが、前記の如き情勢は葉煙草増産政策の遂行、國內葉の利用及び加工の向上、更に需給の調

整のため一元的強力な統制機構の整備を緊要事とするに至つたので、康徳五年十二月政府は之に對處して栽培者と製造業者との協力に依る準特殊會社滿洲葉煙草株式會社を設立せしめ、同社をして原料葉煙草の一元的取扱を行はしむることとしたのである。

滿洲葉煙草株式會社は資本金一千萬圓(出資内譯、政府一〇%、栽培地の農事合作社四五%、煙草製造業者四五%)四分の一拂込の普通法人で、政府の葉煙草増産政策に従ひ農事合作社を通して契約栽培等の方法を行ひ、國內産紙煙原料葉煙草の總括的收買加工を行ふ外、葉煙草の一元的輸出入及び配給、耕作資金の貸付、葉煙草生産の助成等に當り本社を奉天に置き、葉煙草乾燥工場を奉天、鳳城、吉林、錦縣の四箇所に有してゐる。
尙政府は同社の役員任免及び業務に付き必要な監督を行ふものである。

第五項 麻袋の統制

本邦内に於て需要される麻袋の大半は輸入品であるが、特産物の容器として再輸出されるものであるから從來政府は極力麻袋の輸入爲替許可を自由にして輸入の圓滑を圖つて來た。然るに近時思惑その他錯雜した諸事情により不當の昂騰を來し特産輸出の伸張を阻害するに至つたので、今後輸入新麻袋に對して政府は輸入配給並に價格に亘つて全面的統制を強化し、需給の圓滑化と價格の適正を期することとし、昨年十一月左の如き統制要綱を決定、新麻袋の輸入、保管及配給の獨占機關を設け、その代行機關として現輸入業者及取扱商を一括して組合を結成せしめ、康徳六年一月一日より之が統制業務を開始した。

麻袋統制要綱

一、方針

滿洲に於ける麻袋の重要性に鑑み國內麻袋生産の振興方策に即應し必要なる數量の麻袋を適正に輸入し其の國內配給を圓滑ならしめて之が需給の調整及價格の安定を圖らんとす

二、要領

- (1) 新麻袋の輸入、保管及配給は之を滿洲特産中央會及關東州特産中央會(以下中央會と稱す)をして行はしむるものとす
- (2) 滿洲(關東州を含む)に於ける新麻袋の輸入商及取扱商をして滿洲麻袋組合聯合會(以下聯合會と稱す)を結成せしめ之をして前號に掲ぐる中央會の業務を代行せしむるものとす
- (3) 聯合會は特産團體及麻袋紡績會社と協議の上期別(二箇月一期)種類別麻袋需要數量を推定し新麻袋の輸入計畫を定むるものとす
前項の輸入計畫は毎月始めに之を更新するものとす
聯合會は新麻袋輸入計畫決定に際し中央會に具申し其の承認を受くるものとす
- (4) 聯合會は會員・輸入商(以下輸入商と稱す)に對し前號の承認に基き輸入せんとする新麻袋數量の五〇%に付概ね過去三箇年間の輸入実績に依り割當を爲すものとす
- (5) 輸入商第四號の輸入割當に基き新麻袋を産地に於て買付けんとするときは其の數量及直接價格に付豫め聯合會と協議し其の承認を受くるものとす
聯合會必要ありと認むるときは輸入商に對して新麻袋の買付時期を指定し得るものとす
聯合會第一項の承認を與へたる時及第二項の買付時期を指定したるときは遲滞なく之を中央會に届出づるものとす
前項の届出ありたる場合に於て中央會必要ありと認むるときは買付數量及買付時期を變更せしむることを得

- (6) 輸入商第四號の輸入割當に基き新麻袋を輸入したときの諸掛(船運賃、保険料、荷揚費其の他)の計算は聯合會に於て豫め船會社及保險會社等と協定したるものに依る
- 聯合會第一項の諸掛を協定せんとするときは豫め中央會の承認を受けるものとす
- (7) 聯合會は第三號の承認に基き輸入せんとする新麻袋數量の五〇%を輸入港沖着價格(利潤を含む)を基準として會員に競争入札を行はしめ落札者をして輸入せしむるものとす
- 聯合會は前項の落札者決定するに付中央會の承認を受けるものとす
- 第一項の落札者は原則として國內配給豫定期初十日前より該期半に至る間に於て新麻袋を輸入するを要するものとす
- (8) 中央會は毎期二箇月前に新麻袋の輸入爲替の許可を受け得るが如く之が申請を爲すものとす
- (9) 聯合會は會員たる取扱商(以下取扱商と稱す)に對し概ね過去三箇年間の配給実績に依り新麻袋の配給割當を爲すものとす
- (10) 新麻袋需要者の注文(取扱商に集中せられたるものを含む)は總て之を聯合會に於て受くるものとす
- (11) 聯合會注文を受けたるときは指圖に依り輸入商をして取扱商に對し順次新麻袋の受渡を爲さしむるものとす
- (12) 聯合會は取扱商をして新麻袋を指定したる需要者に對し所定の價格を以て指定數量を聯合會の名に於て配給せしめるものとす
- 聯合會前項の新麻袋の配給を指圖するに當りては特産物を第三國向に輸出せんとする需要者に對し其の順位を優先せしむ
- (13) 輸入港に於ける期別新麻袋配給價格は當該期間内に輸入せられる新麻袋の平均陸揚價格(第四號の輸入割當に基き輸入商の輸入せる新麻袋一枚に付六厘の輸入手数料を含む)を算出し之に配給に至る迄の諸掛(取扱商の取扱手数料新麻袋一枚に付四厘、入庫後需要者より代金の支拂を受くる迄の金利日歩一錢八厘、其の他一切の諸掛)及第十五號に定むる統制手数料を加算し之を決定するものとす
- 聯合會は前項の配給價格に付中央會の承認を受けるものとす

- (14) 新麻袋の輸入、保管及配給に關し善良なる管理者の注意を怠りたることに依て生ずる損失あるときは會員之を負擔するものとす
- (15) 聯合會は新麻袋一枚に付金二錢の統制手数料を徴收し之を積立るものとす
- 聯合會前項の統制手数料を變更せんとするときは中央會の承認を受けるものとす
- (16) 聯合會は前號の統制手数料積立金の一部を組合の經營費及本統制に關し中央會の必要とする經費に充て殘餘の用途に付ては政府の指示に従ふものとす
- (17) 中央會は聯合會に對し何時にても其の業務を分明ならしむるに足る書類を提出せしむることを得るものとす
- (18) 麻袋紡織會社は之を適當の機會に組合に加入せしめ麻袋生産振興方策に即應する如く該會社製品と輸入品との調整を圖るものとす

三、處 置

- (1) 政府は滿洲特産中央會及關東州特産中央會以外の者に對し新麻袋の輸入爲替を許可せざるものとす
- (2) ヘツシャン・クロース、麻糸は之を輸出統制品目に追加するものとす
- (3) 本統制は實施一定期間前に發表するものとす
- (4) 本統制實施の際組合員の現に所有する新麻袋は之を組合の指圖に基き所定の價格を以て配給せしむるものとす

附 記

- (1) 關東州に於ても本要綱の實施に協力するものとす
- (2) 政府第十六號の指示を與へんとするときは豫め關東局に協議するものとす

右統制要綱に基き滿洲特産中央會及關東州特産中央會は新麻袋並に五本撚麻絲及黃麻の輸入及配給業務を獨占的に
行ふこととなり、更に康德五年十二月大連に於て、該業務の一部代行機關として滿洲麻袋組合を結成せしめ、翌六年

一月一日より之が輸入、生産及配給の統制を實施した。而して複雑多岐なる商機構の中に於ける全滿各地の麻袋需要に適應して地方的配給を一層圓滑ならしめ、且つ價格の明朗性を期する爲、政府は國內麻袋配給組合結成要綱を決定し之に基き康徳六年三月末新京、奉天、哈爾濱の各地區内麻袋取扱商を以つて夫々配給組合を結成せしめ、四月一日より其の業務開始を見るに至つた。

滿洲麻袋組合 本組合は滿洲特産中央會及關東州特産中央會の委任を受け黃麻、五本撚麻糸及新麻袋の輸入及配給を統制して其の需給の調整及び價格の安定を圖るを目的とし、此の目的を達する爲左の業務を行ふものである。

- 一、黃麻、麻糸及び新麻袋の輸入計畫の設定
- 二、黃麻、麻糸及び新麻袋を輸入せしむべき組合員に對する輸入割當數量の決定
- 三、輸入麻糸及び新麻袋を配給せしむべき組合員に對する配給割當數量の決定
- 四、黃麻、麻糸及び新麻袋の配給價格の決定並に其の公示
- 五、別に定むる統制料の徴收及び積立
- 六、其他前各號の業務に附隨する業務

而して本組合は主たる事務所を大連に置き、組合員の資格は滿洲に於て麻糸及び新麻袋の生産を営む者、輸入を營む者、配給を營む者又は輸入兼配給を營む者にして特産中央會の認定したる者である。統制業務に關しては別に滿洲麻袋組合統制規約を定め、康徳六年一月一日より實施した。

國內配給組合 麻袋配給組合は新京、奉天、哈爾濱の三箇所に結成され、各地域内の麻糸及び新麻袋の販賣業者に

して滿洲特産中央會の認定したる者を以つて組織して居る。而して其の目的は滿洲特産中央會の委任を受け、滿洲麻袋組合との緊密なる聯繫の下に、組合地域内に於て五本撚麻糸及び新麻袋の配給を統制し、その需給の調整及び價格の安定を圖るに在り、此の目的を達する爲左の業務を行ふものである。

- 一、地域内に於ける麻糸及び新舊麻袋の需給數量の調査
 - 二、地域内に於ける麻糸及び新麻袋配給數量の豫定
 - 三、需要者に對する麻糸及び新麻袋配給數量の決定並に之が配給
 - 四、其他本組合の目的達成に必要な業務
- 而して其の配給に關しては別に業務規定を定め、康徳六年四月一日より業務を開始した。

第六項 青麻及洋麻の統制

滿洲産麻袋原料としての青麻及びケナフの價格を適正に維持すると共に其の配給を規制し、ケナフ増産計畫の遂行によつて麻袋原料を確保し、以つて黃麻輸入の防遏を圖らんが爲之を統制することとし、康徳五年九月より洋麻に在りては生産縣農事合作社をして一括麻袋紡麻會社に對し之が供給をなさしめ、青麻に在りては遼陽に滿洲青麻取扱商組合を結成せしめ同組合をして之が内外配給を行はしめた。

然るに麻袋原料の不足並に青麻繩需要の激増に伴ひ之が國內價格の高騰を招き、洋麻増産計畫遂行に支障を來す虞ある爲め、本年度に於ては之が取扱ひに關しては前記組合をして一括青麻及び青麻繩の蒐貨並に内外配給を行はしめ

ることとし、康徳六年九月一日より實施した。又價格に關しては、麻袋價格にリンクせしめて其の公定價格を決定して來たが、麻袋配給統制の實施に伴ひ同方法は不合理となるに至つたので本年度に於ては年間一本値とすることとし、麻袋價格、同輸入原料價格及び生産費等を考慮し關係者と協議の上之を決定した。

本年(康徳六年)九月一日より實施の滿洲産青麻及びケナフの價格並に配分に關する統制要領の概略は左の如くである。

一、青 麻

- (1) 青麻は農事合作社交易場に出廻らしめ、同合作社に於て生産検査を行ひ、ケナフと同等の格付(特等級、一等級、二等級及等外)をなましむるものとす
- (2) 青麻の各階に於ける百(日本)斤當貨車積價格は特等級十八圓、一等級十七圓、二等級十五圓とするものとす
産業部大臣は前項の價格を變更することあるものとす
- (3) 遼陽縣、遼中縣及海城縣農事合作社交易場に出廻る青麻は之を組合に於て、其の他に出廻る青麻は組合員に於て買付くるものとす
- (4) 組合をして其の買付青麻を原則として左の割合に依り配分せしむるものとす
滿洲内供給量 六二% (麻袋紡織會社に對しては最少限度四二%を配分す)
對日輸出量 三八%
- (5) 麻袋紡織會社に對する供給價格は前記(2)の公定價格に其の1%の取扱手数料を加へたる最寄驛貨車積價格に依るものとす

二、ケ ナ フ

- (1) ケナフ生産縣農事合作社をして別紙價格(別紙價格省略)を以て滿洲に於ける麻袋紡織會社とケナフの賣買契約を爲さしむるものとす
- (2) 各ケナフ生産農事合作社をして最寄驛迄の運搬費、梱包費其の他一切の諸掛を負擔せしむるものとす
- (3) 各ケナフ生産縣農事合作社をして必要に應じて麻袋紡織會社よりケナフ購入資金の前渡を受けしむるものとす
- (4) 産業部大臣は各麻袋紡織會社に對しそれ等の有する麻袋紡織能力に應じ左の通りケナフ分配量を定むるものとす
滿洲製麻及奉天製麻株式會社 二十二分の十六
遼陽紡織株式會社 二十二分の六
- (5) 麻袋紡織會社の購入ケナフの轉賣は之を禁止するものとす

第七項 苧麻子及苧麻子油の統制

近年滿洲産苧麻子は軍需として頓に重要性を増し、康徳四年十月以降政府は苧麻子の一元的統制を實施して來たが康徳六年度に於ては之が配給を一層合理的ならしむる爲左記の如き苧麻子及苧麻子油の統制要領を決定し、新穀出廻期より之を實行することとした。

即ち苧麻子は之を努めて農事合作社交易場に出廻らしめ、同合作社に於て生産検査を行ひ、驛別等級別貨車積價格を基準として定めたる價格を標準として賣買せしめ、農事合作社の設立されてゐない地方に於ては努めて縣公署に於て生産検査を行ひ、前記に準じて賣買せしめる。又生産検査の不可能なる場合は縣公署の監督指導の下に業者をして生産検査に準ずる品質鑑定に基き購入價格に差等を附することを得せしめる。而して更に之を苧麻子共同蒐貨事務

所(奉天)をして一元的最終的蒐貨に當らしめ、其の蒐貨したる蓖麻子は之を所定の算出方法に基く價格により大同生薬工業株式会社其の他の製油工場に供給せしめ、又日本向輸出を爲さしめる。

大同生薬は其の生産したる蓖麻子油を軍に納入する外、餘剰は之を日本及滿洲の一般市場に供給するものとし、又滿洲内蓖麻子油工場が軍に納入する蓖麻子油工場渡價格は原價主義により別に協定することゝしてゐる。

第八項 輸出棉實及蘇子の統制

棉實規格の不統一並に種子分散を防止すると共に、適正なる價格に依る海外輸出を圓滑ならしめんが爲、康徳五年十一月滿洲棉實輸出商組合を結成せしめ、之が輸出を行はしめてゐる。

而して輸出用棉實の配給に關しては、滿洲棉花會社は前記組合に對して努めて棉實を販賣する事とし、殊に海外向棉實は滿洲内に於ては組合以外に販賣せざることゝし、組合は滿洲棉花會社より購入せる棉實を滿洲内に於て販賣し得ざる様統制を行つてゐる。

次に同じく輸出商品としてこの蘇子及同加工品の重要性に鑑み其の増産を容易ならしめ、併せて國際收支の改善に資せしむる爲め、之が一貫的統制を實施することゝなり、本年十月關係業者をして蘇子組合を結成せしめた。

第九項 豆桿パルプ原料の蒐貨

康徳三年滿洲豆桿パルプ株式會社(資本金一千萬圓、半額拂込、政府出資額百萬圓)の設立を見、本年十一月を以つ

て操業開始の運びに至つたが、之が原料豆桿は從來商品性が無かつたので蒐貨上相當の困難を伴ふ事情にある爲、當分の間産業部に於て蒐貨に關する大綱を決定し、關係者を通じ各縣農事合作社をして蒐貨の斡旋を爲さしむることゝし本年八月關係機關の會議を開催し、本年度に於ける蒐貨方法並に收買價格に付打合を遂げ、之により蒐貨の圓滑を圖つた。

第十項 重要特産物検査法の施行

滿洲に於ける特産物の検査は從來滿鐵の混合保管制度による検査、國際運輸の検査、糧棧の検査、間島省の省營検査、農事合作社の検査等が行はれ、孰れも相當の實績を擧げて來た。特に滿鐵の混保検査は滿洲特産物検査の上に最も古き歴史を有し、早くも大正八年に創始せられ、滿洲特産界今日の隆盛に測り知れざる程の貢獻を爲した事は周知の通りである。

然し乍ら從來行はれて來た前記諸検査は夫々部分的であり、格付に於いても検査機關毎に相異り取引上支障を來すことが尠くなかつた。又之等は任意検査であつて検査施行上強制力を伴はなかつた爲め、検査品をして其の品格を需要市場に確認せしむるに至らず、特に世界農産物市場に於て輸出検査として效用を充分に發揮することが出来なかつた。政府は我國特産物検査のかゝる状態に鑑みるところあり、康徳四年九月十七日勅令第二百七十三號を以つて「重要特産物検査法」を同月三十日産業部令第十號を以つて「重要特産物検査法施行規則」を夫々公布し、翌五年一月一日より全滿一齊に國營検査を施行したのである。

而して本検査の検査対象たる重要特産物として當初大豆、豆粕、豆油の三者を指定したのであるが、康徳六年度に於て更に小麦、麩及び落花生の三品目を追加することとし、康徳六年九月二十九日産業部令第三十號を以つて重要特産物検査法施行規則を改正して十月一日より施行した。現行の特産物検査制度の概要を示せば次の如くである。

一、重要特産物（前記六品目）を輸出又は移出せんとする者、及び鐵道又は船舶に依り國內に向け搬出せんとする者は、産業部大臣の定むる所に依り検査を受けねばならない。右の検査は産業部大臣の指定したる検査機關（社團法人滿洲特産中央會を指定）に委任して之を行はしめる。

二、前記重要特産物は國營検査に合格したものでなければ之を輸出することが出来ない。但し特別の事情に依り産業部大臣の許可を受けたる場合は此の限りでない。

三、重要特産物にして左の各號の一に該當する場合は検査を受けることを要しない。

(1) 指定検査地以外の地及検査休止中の指定検査地より輸出若は移出し、又は鐵道若は船舶に依り國內に向け搬出（以下搬出と稱す）するとき

(2) 黒粕、茶粕、小粕、板粕、撒粕、粉粕及炒落花生を輸出若は移出し又は搬出するとき

(3) 青豆、青皮豆、茶豆、黒豆、青粕、青皮豆粕、特選圓粕及乾燥圓粕にして之に對する検査機關の證明あるものを輸出若は移出し又は搬出するとき

(4) 産業部大臣の許可を受けたる銘柄の大豆油を輸出若は移出し又は搬出するとき

(5) 試験、調査若は種子の用に供し又は博覽會、共進會、品評會等に出品するものにして之に對する官公署の證

明あるものを輸出若は移出し又は搬出するとき

(6) 軍の所有物にして其の證明あるものを輸出若は移出し又は搬出するとき

(7) 鐵道の小口扱又は客車便に依り輸出若は移出し又は搬出するとき

(8) 一廔未滿の大豆、小麦、麩及落花生、五十枚未滿の大豆粕並に百粒未滿の大豆油を鐵道に依らずして輸出又は移出するとき

(9) 三十廔未滿の大豆、大豆粕及小麦、三廔未滿の大豆油並に二廔未滿の落花生を船舶に依り搬出するとき

(10) 麩を搬出するとき

右の(8)及(9)の場合でも検査を免れんが爲、當該數量以上を分割して輸移出又は搬出するものと認むるときは検査を行ふことがある。

四、検査種別事項は左の如くである。

品目	検査種別	検査事項
大豆	黄大豆、改良大豆、白眉大豆、間島大豆	包裝、重量、品質、調製及乾燥
大豆粕	大豆普通圓粕	形狀、大小、重量及品質
大豆油		品質
小麦		包裝、重量、容積、品質、調製及乾燥
麩	荒目麩、細目麩	包裝、重量、篩目程度、品質、夾雜物及乾燥

- 落 花 生 大粒穀付落花生、大粒落花生仁、小粒穀付
落花生、小粒落花生仁 包装、重量、品質、調製及乾燥
- 五、検査の結果は之を合格及不合格に分ち、合格又は不合格及合格品の等級は産業部令に依り定められた検査標準に依り之を決定する。検査の決定に對しては異議を申立つることは出来ない。
- 六、検査手数料は産業部令によつて定められ、検査申請者は之を納付しなければならぬ。

大體右の如きものである。

本國營検査は従來行はれてゐた諸検査の缺陷を排除し之等を統合したもので、従つて其の特色は(1)輸移出品及び鐵道、船舶に依る搬出物の全般に亘り(2)公平なる規格標準に基き(3)劃一強制的に施行する(4)國營検査である、といふにある。即ち之に據つて見れば本検査は單なる輸出検査でもなく、嚴密なる意味での生産検査でもなく、兩者に相渉る限定的な折衷的検査であると謂ひ得るのである。本検査が斯くの如き形態を採るに至つたのは一に滿洲特産物検査の過渡期的の現情勢を反映したことに因る。

斯る特質を以つて實施された本検査は農事合作社制度と共に我國農政上の劃期的事業であると謂ふことが出来よう。それは對外的には滿洲特産物の聲價を昂め、需要市場に於ける地位を安定、鞏固ならしめ、國內的には特産物の品質を全體的に向上せしめて國內取引の圓滑化を齎した。斯くて本検査は實施後僅か半歳にして、はやくも軌道に乗り爾來豫期以上の好成绩を収め來つたのである。而して本検査が斯くもスムーズに行はれた所以は、一に本検査標準が従來行はれ來つた滿鐵混保検査標準と同一であり、且つ熟練せる混保検査員の長年の經驗に俟つ處が大であつた事にあるであらう。尙滿鐵は従來混保獎勵金を交付してゐたが康徳五年の鐵道運賃大改正と共に獎勵金制度を全然廢止

した。然し國營検査の實施に伴ひ鐵道混保扱の必要性は益々増大し、兩者の完全なる一元化も遠からず實現するであらうことは疑ひない。

第七節 農業五箇年計畫

我國産業開發五箇年計畫に於ける農産部門の目的は一朝有事の際に於ける必要資源の現地調辨をなし、國內消費の自給自足を確立すると共に、日滿經濟一體不可分の原則に基き日本の不足資源の供給を圖らんが爲め、米・小麥・燕麥・ルーサン・洋麻・亞麻・蓖麻・棉花・葉煙草・甜菜・高粱・粟・包米・大豆等十五種の作物に對し計畫的且つ積極的に増産を爲し、以て國力の伸展を圖ると共に民生の向上を促進せんとするにある。然るに本計畫實施後その第一年度たる康徳四年度の實績に鑑み、且つ又支那事變を契機とする新國際情勢に即應するため當初計畫の目標に多少の修正を加へ、その實行方法については特に慎重を期すると共に國際收支の調整を圖るため新に蕎麥・蘇子・落花生・柞蠶を計畫に取入れることゝなつた。

以上の作物増産目標は數量に於て約四百七十萬噸(三割)、面積に於て約三百萬陌(二割四分)であつて、特に食用作物としては米及び小麥、飼料作物としては燕麥及びルーサン、特用作物としては洋麻・亞麻・葉煙草・甜菜・棉花及び柞蠶に重點が置かれてゐる。又各作物の地域別増産計畫は次の如くである。

- (イ) 全滿に及ぶもの 米・高粱・粟・包米・蕎麥・大豆
- (ロ) 北滿を主とするもの 小麥・大麥・燕麥・亞麻・甜菜・蘇子

(ハ) 南滿を主とするもの ルーサン・洋麻・蓖麻・棉花・葉煙草・落花生・柞蠶
而して本計畫の實施は概ね次の要領に依るのである。

(1) 農地の造成

計畫基本面積の確保は開拓國策の進展に即應し、主として北滿地方に於ける未利用地の積極的開發利用及び荒地の復興に依ることとし、南滿地方に於ては新作物の増産に伴ひ周到なる計畫の下に圓滑なる作物の轉換を期待する。

(2) 試験機關の擴充強化

本邦農業の現段階は極めて低生産性なるに鑑み、計畫に即應して速かに之が打破を圖り生産力の増強に努めねばならぬ。これがため農事試験研究機關を擴充又は増設し基本的研究に努むると共に、特に試験研究の重點を増産計畫の遂行に集中し、計畫の後進性を打開する如く各機關の試験研究を統制連繫せしめ、その成果は直ちに實地に應用し得る如く運営し、以て計畫遂行に對する技術的中心となす。

(3) 生産技術の向上

増産獎勵各縣に優秀なる技術員を多數配置し、栽培技術の指導に當らしむると共に中堅篤農層の動員を促し、指導網の強化擴大を圖り、生産技術の向上に完璧を期し、増産作物の經濟的基礎の確立に資す。

(4) 優良種子の増産並に配給

優良種子の増産を圖るため各作物につき系統採種圃を設置し、本計畫期間内に一般に普及せしめる。而して増産用種子の配給に關しては新に配給機構を確立し、種子資金の融通と相俟つて實施せしむることとし、財團法人滿洲種子

配給協會を設立した。

(5) 地方の維持増進

農地生産力の維持増進を確保し計畫の遂行を容易ならしむるため、森林及び家畜の増殖と併行し自給肥料の改良増産を講ずると共に、化學肥料の合理的使用を圖る。

(6) 病虫害防除の徹底

増産作物に對する病虫害の防除には特に徹底を期するため、全國各種機關の積極的協力援助の下に防除週間を設定して消極的増産に努める。

(7) 其の他

農事合作社網の整備擴充に伴ひ生産の指導並に金融の圓滑を圖り、増産計畫遂行に側面的援助をなさしむる外、輸送運賃の合理化・検査制度の確立・價格の公定・輸出入の管理・契約栽培の指導監督等増産遂行上必要なる獎勵助長施設の整備をなす。

第八節 農業關係調査

第一項 土地改良調査及事業計畫

國內に包藏される可耕未耕地面積は大約二千萬陌内外に達すると稱せられて居る。

之等尠大なる未耕地は躍進滿洲國の開拓を待ち受けて居るのであつて、政府に於ても建國以來夙に、之が開發は農業滿洲國の發展、即ち民生の安定向上に資する處極めて大なる點に鑑み鋭意開發對策を講じたのであるが、康德三年秋百萬戸五百萬人の日本内地人開拓民計畫といふ一大國策が樹立せられるに至つて、之が用地取得に當つては民族協和の基礎の上に計畫的に之を促進し以て滿洲現住農民、日本内地人開拓民、鮮農開拓民に對する農地取得上の調和を保持せしむべき必要性を生じ、之が具體的方策の一として「未利用地の全般的土地改良調査の實施及び之が調査に基きたる土地改良の事業の施行」を採るに至つた。

更に農産開發五箇年計畫や北邊振興對策等の樹立に伴つて、其等の内容の重要部分を占める農地の造成に對處すべく土地改良の必要性が益々吾人の眼前に大きくクローズアップされて來たのである。

右の具體的方策の内容を述べるに先立ち、過去に於て政府並に諸會社等各機關に依つて各々其の目標とする處に従ひ實施された土地利用乃至土地改良調査の實績に就き略述したいと思ふ。

(一) 土地利用並に農業水利調査

本調査は康德二年度より康德四年度に亘り、當時の實業部外局として設置された臨時産業調査局土地利用調査班に依り實施されたものであつて其の調査は

「國內(興安各省を除く)の可耕未耕地にして將來耕地として開發利用し得べきもの及び既耕地にして土地改良の必要あるものに就き其の分布、所在、面積及び利用改善の方策等を調査し、統制ある農地の利用並に水の合理的運用等に關する基本的方針を樹立する」

のを目途としたものであつた。然るに康德四年七月行政機構の改革に際し、臨時産業調査局の廢止を見るに至つた爲、本調査は不幸にして僅々二箇年半を以て一應打ち切られたのであるが、其の間に於て

- (1) 倭肯河水系 (三江省依蘭、勃利各縣)
- (2) 撓力河水系 (三江省寶清、饒河、富錦、同江各縣)
- (3) 穆稜河水系 (濱江省密山、虎林各縣)
- (4) 呼蘭河水系 (濱江省鐵嶺、慶城、綏化、海倫、綏化、望奎、蘭西、青崗、龍江省通北、拜泉、明水各縣)
- (5) 大洋河水系 (安東省鳳城、安東各縣)
- (6) 渾河水系 (奉天省瀋陽、新民、遼中各縣)
- (7) 牡丹江水系 (三江省勃利縣)
- (8) 東遼河水系 (奉天省雙山、遼源各縣)
- (9) 大凌河水系 (錦州省錦、盤山、北鎮各縣)
- (10) 小凌河水系 (錦州省錦縣)

註 省縣行政區劃は調査當時に依る。

等、各水系別に現地調査が行はれ、右十水系より約八十地區、七十萬畝に及ぶ地域に對し局部的利用開發計畫が樹立せられたのである。其の或るものは其の儘直ちに日本内地人集團開拓民用地として既に入植を了し(第四次以降)又或るものは縣直營工事に依る開發が進められる(奉天省雙遼農地改良地區)等、相當大なる足跡を残したのであつた。猶右の他同じく機構改革前に於て國務院の外局であつた國道局に於ても治水工事、水力發電に要する貯水池築造等

に伴ひ浮び上るべき土地に對し調査を實施せるもの十三地區、其の面積百八十五萬陌に達して居る。

(二) 濕地開拓調査

本調査は前述の機構改革に伴ひ新設せられたる産業部建設司を主體とし滿鐵産業部、滿拓、東拓の參加協力の下に康徳四年秋季より同五年に亘り實施せられたもので、其の意圖する處は

「滿洲國土の開發並に日本の對滿開拓民衆遂行を促進助長する爲全滿濕地帯中開拓容易なりと豫想さるゝものより逐次基本的調査を行ひ其の開拓の實現に資する」

に在つたのである。其の結果差當り多額の工費を要する治水事業を伴はずして開拓利用し得べきもの、内左記六地區、十九萬陌の基本調査を完了したのであつた。

- (1) 安東省安東縣焉家堡子地區 三、五〇〇陌
- (2) 吉林省長春、農安縣新開河地區 三五、二〇〇陌
- (3) 牡丹江省密山縣密山站地區 一六、五二〇陌
- (4) 三江省湯原縣鶴立崗地區 三六、〇〇〇陌
- (5) 三江省湯原縣蓮江口地區 二四、四〇〇陌
- (6) 龍江省洮兒河地區 七八、四〇〇陌

計

一九四、〇二〇陌

(三) 遼河理水事業に伴ふ土地改良調査

康徳四年十二月遼河治水計畫審議會に於て遼河水系全般に亘る治水及び利水並に土地改良計畫の根本方針が確立さるゝに至り、同年其の直接調査機關として交通部内に遼河治水調査處が新たに設置せられ、之が主體となつて其の綜合的治水調査計畫に當る事となつたが、其の内土地改良調査計畫は當然産業部門に屬するが爲、産業部建設司に於て擔當し康徳五年度に於ては東遼河、西遼河を除く他の未耕地關係の概査を完了した。

即ち、

- (1) 太子河地區(奉天省遼陽、海城、蓋平各縣)未耕地面積 四〇、一〇〇陌
 - (2) 蒲河地區(奉天省遼中縣) 一、一〇〇陌
 - (3) 盤山地區(錦州省盤山、臺安各縣) 五四、〇〇〇陌
 - (4) 繞陽河地區(錦州省北鎮、黑山各縣) 五、四六〇陌
 - (5) 柳河地區(錦州省彰武、奉天省新民各縣) 三三、五〇〇陌
- 計 一三四、一六〇陌

であつて、理水事業の計畫上貴重なる資料を提供して居る。

(四) 亞爾加里地帯調査

本調査は我國未耕地の四分の一を占むる亞爾加里地帯約五百萬陌(推定)を改良利用し、以て産業開發計畫並に開拓民計畫の圓滑なる遂行を期する爲該地帯の概査を行ひ、必要なる方策を樹立せんとして康徳五年十月上旬より十一月下旬の間實施せられたものであつて、調査地域は錦州、濱江、龍江、興安南の各省に亘り、産業部主體の下に大陸科學

院其の他關係各機關が多數本調査に参加し、土地改良關係に於ても産業部建設司、滿拓等より職員を派すると共に、在滿の權威者のみならず朝鮮及び日本内地の第一人者の参加を懇請し、土地改良方面より見たる亞爾加里地帯開發の指針を仰いだのである。而して本調査の結果に基き亞爾加里地帯利用開發委員會が設立され、同地帯の利用開發實行對策を樹立せんとし既に其の進捗途上に在つたのであるが、今回更に一躍進をなし本年六月右委員會を解散すると同時に新たに科學審議委員會第四部(亞爾加里部會)として引續き之が對策を講ずる事になつて居る。右調査の結果は各部門によりては既に一部發表済のものもあるが、こゝでは之を割愛し此の調査に参加した顧問班の現地報告の概略を記して其の一端を窺ふ事にする。

一、我國に於ける年雨量五〇〇耗の等雨量線を界として亞爾加里地帯は其の西方に存在して居る。

二、濱江及び龍江省の波狀形の臺地に存在する含鹽土壤は鹽類の含量比較的少き爲一般に農耕地として利用せられて居る部分が多い。

龍江省西部各河川流域の平野部に存する含鹽地帯は降水量も稍々多く鹽類の含量も一般に少いが人口稀薄の爲、未だ利用されて居ない地域がある。

遼河下流及び海岸低地帯は滯水と鹽類集積の爲未だ利用されて居ないが一帯に降水量も多く、且海岸低地帯は可溶性鹽類を主とする地帯が多いので滯水防止又は灌溉排水の施設を講ずれば農耕地として利用し得べき部分が多い。

三、亞爾加里地帯に生育する野草中には鹽類に對し相當抵抗力強き牧草も生育するので將來、對鹽性牧草を選擇栽

培すると共に野草の利用法及び利用時期の研究を行へば畜産地帯或ひは牧草供給地帯として有望な地方も多い。

四、亞爾加里地帯を改良して農耕地となす方策としては灌溉排水施設の施行及び肥料による改良等が考へられる。

五、亞爾加里地帯の利用範圍は必ずしも農業のみに偏せず、総合的な觀點から合理的利用方法を確立すべきであつて、例へば葦によるパルプ資源の供給、曹達食鹽芒硝の採取、畜産等に關し相當研究の價値あるものと思はれる。

註 顧問班は本調査の完畢を期する爲、日本及び民間に於ける各種専門の權威者を以て組織されたものである。

以上昨年度迄に行はれたる調査の主なるものを掲げたのであるが、大略二十萬陌と稱せられる國內可耕未耕地の尠大なる面積を考へるとき、之等に對して土地改良の技術的計畫が決定し或ひは既に實施せられたものは全く九牛の一毛にも比すべく殆んど絶無に近いと言ひ得る。政府は本事業の重要性に鑑み康徳五年十二月未利用地開發要綱を公表し、其の中に「未利用地の開發利用は日本人開拓民入植の積極的具體化を目的とし、之に併行して鮮滿農移民の移住定着並に原住農民の生活向上を圖り以て農林畜産業の総合的開發及び民族協和の理念に即應する農地政策遂行を期する爲、大規模且計畫的に之を實施せんとす」と言ふ今後の方針を明示し、之が實行基點としては康徳六年一月産業部外局として開拓總局が新設され、土地改良に依る開發は同局内拓地處を以て之を擔當せしめる事となつた。

而して拓地處に於ては差當り「千五百萬陌の基本調査並に七百五十萬陌の土地改良事業の實施」を目標とし目下其の調査及實施を進めつゝある。

日本人開拓民に對して提供すべき用地は一戸當農耕地十陌、放牧採草地其他五陌を標準として居るのであるから、百萬戸に對しては耕地のみにても實に一千萬陌を必要とするのである。而して開拓民國策樹立の當初に於ては現

地滿洲國側としては右一千万陌の取得は主として北滿に於て比較的容易に行はれ得るものと豫想したのであるが、地方の治安確立と共に従來都會に逃避して居た先住民の歸農するものが激増するのみならず、南滿或ひは北支方面より移住者に依り逐年加速度的に二荒地、未耕地の開墾が行はれた爲に、唯單に耕起のみに依つて得られる可耕未耕地の面積は次第に減少を來たし僅かに二百五十萬陌(多くとも五百萬陌を超えないと思はれる)が殘されてゐるに過ぎないと言ふ現狀に達着した。随つて所期の目的を達成せんが爲には技術的な加工即ち土地收良に依る農地造成が必然的に要望されたのであつて、其の面積は一千萬陌より右二百五十萬陌を控除したる差七百五十萬陌となつたのである。敍上の經緯に依つて開拓總局拓地處は差當り七百五十萬陌の土地改良を實施すると言ふ重大使命が課せられるに至り、現在其の任務達成の途について居るのであつて左に其の概要を記述する。

(一) 土地改良調査

前記の如く過去に於て各機關に依りて得たる調査資料を統合檢討すると共に右の方針に順應して土地改良調査を實施せんとするものであつて、差當り未利用地中比較的土改良容易なりと推定せられる一千五百萬陌の濕地、亞爾加里地等の未耕地を目標とし、康徳六年度より今後十箇年に亘り毎年約百五十萬陌の基本的調査を實施せんとして居る。即ち目標とする主なる地域は左の如くである。

地域名	面積
三 江 省	
松花江下流右岸地域	二、五〇〇千陌

松花江下流左岸地域	五〇〇千陌
湯原縣梧桐河流域	六五千陌
倭肯河流域	一五〇千陌
撓力河流域	三五〇千陌
黑 河 省	
東 部 地 域	五五〇千陌
中 部 地 域	四〇〇千陌
北 部 地 域	二〇〇千陌
龍 江 省	
嫩江上流地域	三五〇千陌
訥謨爾河流域	一〇〇千陌
呼裕爾河流域	三五〇千陌
雙陽河流域	八〇千陌
龍江甘南地域	四五〇千陌
緒爾河流域	八〇千陌
雅魯河流域	七〇千陌

泰來鎮東地域	四〇〇千陌
龍江、吉林省	
長嶺、乾安、洮南地域	二、一〇〇千陌
濱江、龍江省	
安達第一地域	二、〇〇〇千陌
安達第二地域	一、一〇〇千陌
濱江省	
呼蘭河地域	二五〇千陌
拉林河流域	一〇〇千陌
阿什河流域	五〇千陌
蠟蟻河流域	一五〇千陌
牡丹江省	
穆稜河流域	八〇〇千陌
七虎林河流域	一〇〇千陌
牡丹江流域	一五〇千陌
吉林省	

飲馬河流域	三五千陌
伊通河流域	二四千陌
第二松花江下流地域	一五〇千陌
遼河流域	七一〇千陌
其他	六八六千陌
計	一五、〇〇〇千陌

但し右の内遼河流域七十一萬陌は交通部遼河理水事業に伴ふ土地改良調査であつて、事業遂行の便宜上之を分離せしめ、前掲の産業部建設司に依り康徳五年度實施せられたる土地改良調査に引續き康徳八年度迄之が調査を實施する豫定である。

(二) 事業の實施

敘上の調査實施と併行しつゝ右調査の結果に基き、或は特に亞爾加里地帯の改良に就きては前述の科學審議委員會の對策に順應して、前掲一千五百萬陌中より比較的改良容易なる地區に就き七百五十萬陌を求め康徳六年度十萬陌、康徳七年度二十萬陌、康徳八年度以降十八年間毎年四十萬陌、計七百五十萬陌の土地改良工事を實施するのであつて、全工事竣工は康徳六年度より二十二年目と豫想せられるのである。

而して之が事業の主體は開拓總局ではあるが事業遂行上其の圓滑を期する爲、新たに康徳六年六月設立せられたる滿洲土地開發會社を以て其の工事の請負部門を擔當せしめる事になつた。本會社は其の資本金二千萬圓を擁するので

あるが、事業の特殊性に鑑み全額政府出資となつて居るのであつて本會社と開拓總局とは最も緊密なる連繫の下に渾然一體となつて之が事業遂行に邁進しつゝある。

事業に要する費用に就きては、各地區の状況に應じて工事の種類が千差萬別であり、随つて造成される耕地一陌當の工事費も各地區により一様ならざる事は言を俟たないが、今假りに此處に造成さるべき畑地陌當二百圓、水田陌當四百圓を要するものと推定するときは

地 目	造成面積	事業費
畑	六、七五〇千陌	一、三五〇、〇〇〇千圓
水 田	七五〇千陌	三〇〇、〇〇〇千圓
計	七、五〇〇千陌	一、六五〇、〇〇〇千圓

となる。

七百五十萬陌なる面積は實に日本内地耕地面積の凡そ一・二倍である事を想起すれば右の造成經費として十六億圓が必要なる事は蓋し當然であり、随つて右の尨大なる事業費を最も效果的に運用せんとする開拓總局の使命たるや眞に重大である事が痛感される。

以上全滿七百五十萬陌の未耕地の土地改良は開拓國策に順應して施行せらるべき計畫なる事は前述の如くであるが更に全滿既耕地大約一、五〇〇萬陌―一、九〇〇萬陌中には洪水の氾濫、土地の濕潤、亞爾加里土壤等の自然的條件の制肘を受ける爲に充分なる收穫を擧げ得ないものが多く、其の面積は大約三百萬陌と推定せられる。之等生産不良の

耕地に依存する農民の生活向上、收穫の安定を得せしめんが爲には完全なる技術に立脚した根本的土地改良を必要とするのであつて開拓總局に在りては銳意之が對策を樹立しつゝある。

第二項 農産物生産量調査

本調査は主要農産物の當該年度に於ける收穫高を實際作付面積及び作柄に依る陌當收量を基準として調査し、且つ出廻實況を調査して豫想收量の的確を期し、農産物の需給に關聯し各種應變の對策を考究すべき指針たらしむる爲め實收量を調査して農業資源に關する基本統計資料を作成するもので、毎年度三回に分つて調査を實施してゐる。

(1) 調査機關

本調査に當る機關として産業部及び南滿洲鐵道株式會社の兩者により滿洲農産物收穫高豫想調査聯合會を組織し、産業部側よりは農務司が之に當る。

(2) 調査地域

全滿各省

(3) 調査時期

- 第一回 七月一日現在
- 第二回 九月一日現在
- 第三回 十一月一日現在

出廻調査 三月中

(4) 調査作物

各種農産物。但し左記農産物のみを公表

大豆、其他豆類、高粱、粟、玉蜀黍、小麥、水稻、陸稻、其他雜穀、麻實、荏

(5) 調査事項

(イ)豫想收穫高及作況、(ロ)對比前年作柄歩合、(ハ)對比平年作柄歩合、(ニ)作付面積、(ホ)作付面積歩合、(ヘ)主要農産物豫想收穫高

第三項 主要農産物生産費調査

主要農産物生産費調査は舊實業部臨時産業調査局に於て先づ計畫され、康德四年六月之が産業部農務司に移管されて實施を見たもので、其の調査報告は「産調査料」(45)の(12)「主要農産物生産費」として之を發表した。康德五年農務司に於て再び本調査が計畫され、調査地域に於て又調査戸數に於て前回よりは更に擴張を見、其の調査報告は「産業部資料」(23)「主要農産物生産費」(康德四年度)として之を發表した。

以上は全て聽取調査による現地調査が爲されたのであるが、康德六年度に於ては興安東及南兩省、錦州、安東、吉林、牡丹江、間島の諸省に於ても農務司の指導のもとにこの調査を實施することとなり、調査地域並に調査戸數は更に擴大されることとなつた。本調査は以上の如く生産費統計の適正を得るため主として調査量の擴大、大量觀察の可

能の方向に進んでゐるのである。而して現在までの調査概要を示せば次の如くである。

(一) 康德四年度(康德三年の生産費を調査す)

(1) 調査地並に調査作物

- 克山縣下 大豆・小麥・亞麻、其他普通作物
- 洮南縣下 蓖麻、其他普通作物
- 阿城縣下 甜菜、其他普通作物
- 寧安縣下 大豆・小麥・亞麻、其他普通作物
- 延吉縣下 大豆・小麥・燕麥、其他普通作物
- 瀋陽縣下 甜菜、其他普通作物
- 遼陽縣下 棉花・ケナフ・煙草、其他普通作物
- 錦縣下 棉花、其他普通作物

(2) 調査方法 聽取調査による。

(二) 康德五年度(康德四年の生産費を調査す)

(1) 調査地並に調査作物

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 五常縣 | 大豆 | 肇州縣 | 燕麥・蓖麻 |
| 寧安縣 | 米・小麥・亞麻 | 阿城縣 | 甜菜 |
| 延吉縣 | 米 | 海倫縣 | 小麥・燕麥・米 |

永吉縣	米	克山縣	亞麻
磐石縣	米	雙陽縣	小麥・燕麥
遼陽縣	棉・煙草・ケナフ	瀋陽縣	甜菜・ケナフ
新民縣	蓖麻・大豆	鐵嶺縣	米
錦縣	棉・煙草・ケナフ	撫順縣	米
黑山縣	棉	安東縣	米
朝陽縣	棉・煙草	鳳城縣	煙草
盤山縣	米	莊河縣	米
通遼縣	蓖麻		

(2) 調査方法 聴取調査による。

第四項 農家經濟調査

從來農家經濟調査は主として滿鐵系諸調査機關によつて實施され來つたのであるが、康德三年末滿洲調査機關聯合會の一分科會として農家經濟調査分科會が成立し、之によつて調査簿を制定し記帖式による調査を以て實業部臨時產業調査局、滿鐵產業部農林課、關東局農林課、鐵道總局產業課、哈爾濱鐵道局北滿經濟調査所、及び滿洲拓植公社の六機關により統一的に實施されることゝなつた。

舊實業部臨時產業調査局第一科は此の一つの調査機關として康德四年度には、海倫、榆樹、延吉、遼陽、朝陽、安

東、雙陽の各縣下に於て各五戸の農家につき縣技士を指導して此の調査を實施したが、農家自身の記帖困難、指導者の轉出等のため調査を完成せる農家は殆んど皆無であつた。

其の後行政機構改革によつて之を產業部農務司に移管したが、康德五年度に於ては前年度の經驗より現在の滿人農家に對して記帖式調査を實施するには相等多數の專任指導者を必要とし、之は現在の農務司に於て實行困難なる事情にあるので、寧ろ農家をして自ら記帖し得る様指導する方針に向ふことゝなつた。故に先づ農家の經濟についての具體的智識を豊富にするため、康德五年度は聴取調査による農家經濟調査を出來得るだけ細密に行ひ、農家をして調査に馴れしめると共に農家の自ら記帖し得る帖簿の考案を爲したのである。現在の農家經濟調査實施の概要を記せば次の如くである。

(一) 康德五年度

(1) 調査機關 農務司農政科調査股

(2) 調査地域及農家戸數

遼陽縣大沙嶺村河套屯及穆家崗子屯	農家五戸
磐石縣勤耕村隨家高堡屯	農家五戸
通化縣快大茂子村快大茂子	農家五戸
拜泉縣勤儉村劉家油房屯	農家五戸

(3) 調査方法 前記の趣旨に據る聴取調査。但し聴取調査とは謂へ、記帖式調査の様式に倣ひ分科會の決

定せる方法による。

(二) 康徳六年度

本年度よりは前記各調査地に於て康徳五年度調査農家を主として繼續調査し、農家に自ら記帖する帖簿を與へ、農家の記帖せるものを時々指導者によつて分科會版記帖式帖簿の上に仕譯記帖せしめる方法により實施しつゝある。

第四章 水産關係法制及行政

第一節 水産關係法規

従前滿洲には漁業に關する統制法規を缺いて居たのであるが、漁業は主として河海湖沼等公共の用に供する水面に於て無主の水族を採捕する所謂自由産業であるのと、又多くは自然に棲息する水族を單に採捕する掠奪的産業なるの特質上之を無統制に放任するときは勢ひ競漁濫獲に陥り、相互に安全有效に操業することが出來ず、且公水の利用、漁利獲得の公平を期することも出來ないのみならず、終には水族の減衰、資源の涸竭を來すの虞があるので之れが統制を圖り斯業の圓滿なる發達を期する爲、康徳四年七月二十二日漁業取締法及同施行細則其の他の附屬諸法規を制定公布し、翌五年一月一日より施行せられ茲に初めて我國漁業取締制度の確立を見るに至つた。

水産關係法規を列擧すれば次の如くである。

漁業取締法 (康徳四年七月二十二日勅令第二六號)

漁業取締法施行細則 (康徳四年七月二十二日產業部令第九號)

漁業取締法第二條第二項及漁業取締法施行細則第五條第二項の規定に依る漁業の範圍に關する件 (康徳四年七月二十二日產業部佈告第二號)

漁業取締法施行細則第六條の規定に依る水面の區域及採捕物の名稱に關する件 (康徳四年七月二十二日產業部佈告第三號)

漁業處分の方針及其取扱手續に關する件 (康徳五年四月四日產業部令第六八號)

漁業保護區域設置に關する件 (康徳二年二月二日勅令第八號) (改正 康徳三年六月勅令第九六號)

漁業保護區域設置の施行期日決定の件（康徳二年四月三日實業部令第二號）
水産市場の設立許可に關する件（大同二年十一月二十二日實業部訓令第三〇八號）

第二節 水産關係行政機關

水産に關する行政を掌る中央官廳は産業部であつて、農務司水産科が左記の事項を分掌してゐる。

- (1) 水産に關する事項
- (2) 水産試験機關に關する事項
- (3) 水産業團體に關する事項
- (4) 水産業の振興開發上必要な統制に關する事項

而して地方に於ては吉林、濱江、龍江、間島、三江、牡丹江、東安、北安、黑河の各省及興安北省は開拓廳殖産科をして水産行政を擔當せしめ、奉天、錦州、熱河及び安東の各省は實業廳殖産科、通化省は民生廳農林科、興安西、南、東の三省は民生廳勸業科が水産行政を掌つてゐる。又新京特別市、縣、旗、市に於ては農業の場合と同様である。

第三節 營口水産試驗場

漁業の實情と建國當初に於ける諸般の國情に鑑み、差當り水産行政は舊實業部直屬の官廳に於て統一施行することとし、先づ海洋方面に於て營口水産局を設置して一般水産行政と水産試験調査とを兼ね行はしめつゝあつたが、康徳四年度より水産行政機構を統一整備する爲營口水産局は之を水産試験場に改組して専ら水産に關する試験調査及指導

に當らしめ、行政は前節に述べた如く本部及省、縣、公署に於て管掌することとなつたのである。

水産試験場は産業部大臣に直屬し、現在營口のみを設置されてゐるが、必要と認むる地に分場を置いて本場の事務を分掌せしめ得ることとなつてゐる。而して本試験場の管掌事項は(1)水産に關する試験及調査(2)模範養魚場の經營(3)魚苗及魚卵の配布(4)水産に關する指導(5)水産に關する實習生及見習生の養成、以上の五項目である。

第四節 水産増殖場

康徳六年度豫算を以て新たに水産増殖場を設置する事となり、位置を吉林省永吉縣内に選定し主として滿洲産在來鱒族の放流繁殖を圖ると共に日本内地及朝鮮より虹鱒、姬鱒、公魚、鮎等の移殖をも企て、公魚卵は已に二千萬粒を鏡泊湖に移殖放流し其他のものは目下着々準備中であり、將來は全滿適地水域に漸次之が普及を圖る計畫である。

第五節 漁業保護區域の設定

水産動植物の繁殖保護及漁業の秩序維持を圖る爲、康徳元年十二月二十四日利害關係を同じうする滿洲、朝鮮及關東州各關係官廳の協議に依り黃海北部及渤海の沿岸一帯に漁業保護區域を設定し、其の區域内に於てはトロール漁業及機船底曳網漁業を禁止することとし康徳二年五月一日より實施されてゐる。

第六節 鹽政及鹽務機關

滿洲國に於ける鹽は康徳四年一月一日より專賣法が實施され、鹽務行政の中央官廳は經濟部外局の專賣總局であ

る。專賣總局には鹽務科が置かれ、之が鹽務行政を分掌してゐる。又專賣總局の下に全國主要地十四箇所の專賣署があり、專賣署の下には百八箇所の專賣局、更にその下に百九十箇所の分局及びその分駐所九箇所があつて各地方に於ける鹽務を掌つてゐる。

舊政權時代の鹽政は軍閥の搾取手段としての機能を有するのみで、鹽の品質向上、増産、販路開拓等につき何等の助成策も行はれなかつた爲め、生産量は年々減退し、價格は不當に暴騰して之が一般消費者に與へた打撃は深刻を極めてゐたのであるが、建國後政府は先づ應急的改革方策として先づ鹽業公會の設立、製鹽資金及鹽田復舊資金の低利融通、對日輸出に依る滯貨の掃等によつて鹽製造者の窮狀を打開すると共に、他方密輸防止と配給の圓滑化を圖り、また國民負擔輕減方策としては鹽を對象とする各種の租税を整理或は減免し、また數次に亘り鹽價の引下げを斷行した。かくして漸く鹽政の整備統一が成り、前記の如く現在の鹽專賣制度を實施するに至つたのである。

而して鹽專賣制度に於ては、鹽の製造は許可制とし、精製鹽は主として營口の從來より有する精製鹽製造者より收買して之を賣下げ、鹽の輸入は專賣總局長の、輸出は專賣署長の許可を要する(但し蒙鹽のみは例外)。政府の許可を受けて製造し又は輸入したる鹽は總て政府が之を收納し、鹽の賣下げは賣捌人を通じて行ふ。鹽賣捌人には鹽棧と鹽店とがあり、夫々五年及三年の期間を以て專賣總局長及專賣署長が指定する。

尙ほ近時鹽の急速なる増産が益々要請される情勢に鑑み、政府は「鹽業振興助成金交付規程」(康德五年三月二十四日經濟部令第一二號)を公布して鹽業振興上有效と認むる施設又は事業に對し助成金の交付をなし、又「鹽田地帯内に於ける工事又は施設に關する件」(康德五年四月十九日國務院訓令第五九號)によつて既設鹽田の保護並に鹽田適地の確保を圖り、以て鹽増産に邁進してゐるのである。

第五章 畜産關係法制及行政

第一節 畜産關係法規

畜産關係法規は次の如きものである。

- 家畜交易市場法(康德二年十二月二十八日勅令第一六一號)
- 家畜交易市場法施行規則(康德二年十二月二十八日軍政部令第一七號)
- 家畜交易市場法第七條及第八條の規定に依る區域(康德三年十二月二十五日軍政部佈告第一三號)
- 家畜交易市場取引成績月報提出に關する件(康德五年十二月十九日產業部訓令第二七五號)
- 農民牲畜賣買取縮辦法(大同元年五月十六日民政部訓令第四〇號)
- 暫行國有畜種貸與規則(康德二年二月二十七日實業部令第一號)(改正 康德四年七月產業部令第三號・康德五年五月產業部令第二九號)
- 國有種牡綿羊貸付規則(康德五年五月十七日產業部令第三〇號)(改正 康德六年二月產業部令第六號)
- 種牝綿羊輸入獎勵規則(康德六年四月六日產業部令 九號)
- 養豚獎勵規則(康德三年三月二十日實業部令第五號)(改正 康德四年七月產業部令第三號)
- 家畜傳染病豫防法(康德四年十二月二十三日勅令第四六二號)
- 家畜傳染病豫防法施行規則(康德四年十二月二十三日產業部令第三〇號)
- 家畜傳染病豫防法に依り交付する補償金の最高金額の件(康德四年十二月二十三日勅令第四六三號)

第二篇 産業法制及行政の概要

康徳四年勅令第四百六十三號家畜傳染病豫防法に依り交付する補償金の最高金額の件第一條乃至第四號但書の馬又は牛指定の件(康徳五年十二月十日 産業部令第四五號 治安部令第五八號)

家畜傳染病豫防法第二條及第三條の適用に關する件(康徳四年十二月二十三日 産業部令第三二號 治安部令第五四號)

家畜傳染病豫防法第十五條の規定に基く第一號地區(康徳五年十二月二十七日 治安部令第六一號 産業部令第六一號)

家畜傳染病豫防法第十八條第一項第三號の規定に依る地區指定(康徳五年三月二十一日 産業部令第一九號 治安部令第一九號)

家畜傳染病檢疫規則(康徳六年六月二十日 産業部令第二二號 治安部令第二二號)

毛皮皮革類統制法(康徳五年十二月二十六日勅令第三三九號)

毛皮皮革類配給統制規則(康徳六年一月二十八日 産業部令第三三號)改正 康徳六年五月 産業部令第一六號 經濟部令第一四號)

毛皮皮革類配給統制規則に依る統制品目表に關する件(康徳六年五月九日 經濟部令第一九號 産業部令第一四號)

毛皮皮革類配給統制規則第二條に依る販賣業者指定(康徳六年六月一日 産業部令第二五號 經濟部令第一九號)

毛皮皮革類配給統制規則第四條に依る「タンニン」の輸入業者指定(康徳六年二月十四日 産業部令第二五號 經濟部令第一九號)

毛皮皮革類配給統制規則第四條に依る毛皮皮革類輸入業者指定(康徳六年四月二十四日 産業部令第一八號 經濟部令第一八號)

毛皮皮革類配給統制規則第六條の規定に依る毛皮及皮の販賣價格指定(康徳六年二月一日 産業部令第三三號 經濟部令第三三號)

獸醫師法(康徳四年十二月六日勅令第四四號)

獸醫師法施行規則(康徳四年十二月六日 産業部令第二七號)

獸醫師法及同法施行規則實施に關する件(康徳五年二月二十八日 産業部令第六六號)改正 康徳六年五月 産業部令第一七八號)

獸醫師法第一條第一項第一號指定に關する件(康徳四年十二月八日 産業部令第二二號)

獸醫師法第十五條の規定に依る獸醫師たるの資格認定に關する件(康徳五年一月五日 産業部令第二二號)

賽馬法 大同二年五月五日勅令第三四號(改正 康徳元年三月勅令第一一號・德五年三月勅令第四八號)

賽馬法施行規則(大同二年七月五日 軍政部令第一一號)改正 康徳元年三月勅令第一一號・同二年二月 軍政部令第一一號・同四年三月 軍政部令第九號・同五年三月 治安部令第一六號・康徳六年三月 治安部令第八號)

令第一六號・康徳六年三月 治安部令第八號)

勝馬票の發賣に依る政府の取得金額の件

賽馬法第一條所定の法人開催の賽馬に出走する馬の名稱登録に關する件(大同三年二月二十一日 軍政部令第五五號)改正 康徳五年三月 産業部令第一四號)

國立賽馬場賽馬施行規程(大同三年二月二十一日 軍政部令第四四號)改正 康徳三年四月 軍政部令第五五號・同四年三月 軍政部令第一〇號・同五年三月 治安部令第一九號・康徳六年三月 治安部令第九號)

號・康徳六年三月 治安部令第九號)

國立賽馬場贊助員規程(大同三年二月二十一日 軍政部令第三三號)改正 康徳四年三月 軍政部令第一一號・同五年三月 産業部令第一二號)

暫行國立賽馬場馬場使用規程(康徳二年三月二十五日 馬政局令第九六號)改正 康徳五年三月 畜産局令第一五八號)

國立賽馬場勝馬票發賣並拂戻金交付規程(大同三年二月二十一日 軍政部令第六六號)改正 康徳五年三月 治安部令第一三號)

國立賽馬場賽馬施行規程第一條第二號の地域指定の件(康徳元年三月二十日 馬政局令第三三號)改正 康徳三年三月 馬政局令第一號・同四年三月 馬政局令第一號)

告第四號・同五年三月 畜産局令第二二號)

國內産馬以外の馬にして賽馬法に依る賽馬に出走し得る馬指定の件(康徳元年三月二十日 馬政局令第四四號)

競走馬馬體検査規程(康徳五年三月三十一日 産業部令第一七號 治安部令第二二號)

馬の交易市场設立許可申請に關する件(大同三年一月十九日 軍政部令兵字第一號)

馬事調査法(康徳四年二月四日勅令第四四號)改正 康徳四年六月勅令第一四一號)

馬事調査法施行規則(康徳四年二月四日 民政部令第五五號 産業部令第三三號 治安部令第五八號)

令第五五號 産業部令第三三號 治安部令第五八號)

第五章 資産關係法制及行政

第二篇 産業法制及行政の概要

- 馬事獎勵規則(康徳四年三月十日軍政部令第七號)
- 暫行馬匹調查規則(康徳二年六月三日浙江省令第一號)
- 暫行馬匹烙印規程(康徳二年六月三日浙江省公署訓令第五八四號)
- 馬疫豫防辦法(康徳元年八月十一日軍政部訓令第七二二號)
- 暫行國有種牡馬貸與規則(康徳三年五月十四日馬政局佈告第三號)

第二節 畜産關係行政機關

畜産行政は産業部畜産司の掌るところであるが、家畜の内、馬・驢・騾・駱駝に關してのみは治安部外局たる馬政局に於て管掌してゐる。

産業部畜産司は馬を除く畜産に關する事項及び牧野に關する事項を掌り、之に畜政科・畜産科及び獸疫科の三科を置いて左の如き事項を之等の科に分掌せしめてゐる。

- 一、畜政科分掌事項
 - (1) 畜政上諸般の企畫に關する事項
 - (2) 畜産經營の改善に關する事項
 - (3) 家畜及畜産物の取引及統制に關する事項
 - (4) 畜産に關する團體に關する事項

- (5) 牧野に關する事項
 - (6) 家畜、畜産物及飼料の調査統計に關する事項
 - (7) 畜産技術員の養成訓練に關する事項
 - (8) 獸醫師の免許に關する事項
 - (9) 他科の主管に屬せざる事項
 - 二、畜産科分掌事項
 - (1) 家畜の改良増殖に關する事項
 - (2) 種畜に關する事項
 - (3) 綿羊改良場、種畜場及畜産試驗機關に關する事項
 - (4) 畜産物の利用加工に關する事項
 - (5) 飼料に關する事項
 - (6) 畜産共進會に關する事項
 - 三、獸疫科分掌事項
 - 1) 家畜の衛生防疫に關する事項
 - 2) 家畜及畜産物の檢疫検査に關する事項
 - 3) 家畜の檢疫機關に關する事項
 - 4) 屠宰及乳肉衛生に關する事項
- 治安部馬政局には馬事科・馬産科・資源科及馬疫科を置き、これ等の四科をして左の如き馬政局管掌事項を夫々分

掌せしめてゐる。

- (1) 馬(騾及驢を含む以下同じ)及駱駝の改良及増殖に関する事項
- (2) 馬及駱駝の調査に関する事項
- (3) 馬及駱駝の衛生及裝飾に関する事項
- (4) 賽馬に関する事項
- (5) 前各號以外の馬政に関する事項

右の外産業部大臣の直屬機關として國立綿羊改良場五箇所及び中央農事訓練所の分所一箇所、治安部大臣直轄の機關として國立種馬場八箇所、國立種馬育成牧場一箇所及び國立賽馬場三箇所等があるが、之等については第三節に於て述べる。(農事試験場については第三章第四節参照)

尙ほ地方に於ける畜産關係行政機關は北安・三江・間島・牡丹江・東安・黑河・吉林・龍江及び濱江の各省は省公署開拓廳の殖産科、奉天、錦州、熱河及安東の各省は實業廳殖産科、通化省は民生廳農林科、興安北省は開拓廳畜産科、興安西・南・東の三省は民生廳の勸業科で新京特別市、縣、旗、市に於ては農業關係行政機關と同様である。

第三節 畜産關係施設

第一項 家畜交易市場の設置

康德二年十二月二十八日附を以て家畜交易市場法が公布施行せられ、國內家畜取引の公正圓滑を期すると同時に家

畜衛生の取締り並に公衆衛生の向上に資しつゝあり、家畜交易市場法に基く公認市場は全滿三十箇所に近く、年内には五六十箇所を超ゆるであらう。

右法律に依れば馬、騾、驢、牛、綿羊、山羊、豚及駱駝の賣買を規制し、市場を開設するものは公共團體又は主管部大臣の指定する組合その他の團體とし、市場を常設市場、定期市場及臨時市場に分ち、市場に於ては其の場内又は附屬の場所に在る家畜に非ざれば之を賣買又は交換するを得ざると共に、常設市場に付監督官署の指定したる區域に於ては原則として當該市場の取扱ふ家畜に付市場を開設することを得不い。

又市場附近の區域内に於ては市場期日及其の前後の期間中その市場の取扱ふ家畜に付家畜の賣買交換又は其の周旋を業とする者は夫等の行爲を原則として爲すを得ざることになつてゐる。

第二項 羊毛類の統制

滿洲國産羊毛類は從來全く自由取引の儘に放任せられ、羊毛類需給の圓滑を缺くは勿論取引上各種の障礙を生じ生産並に利用上甚だ遺憾とせらるゝ處が多かつたので、公正妥當なる取引を行はしめ資源の確保及利用の合理化増大を圖り、併せて民福の増進に資する爲之が集貨、配給統制機構の整備の必要性が喧しく唱導せられるに至つたのである。

茲に於て特殊會社及農事合作社に依る一元的配給統制機構の確立が要望せられるのであるが、現在にあつては農事合作社の充實は尠からざる年月を要す可く、従つて應急的處置として取引上使用上緊密なる共同利害關係の有る滿洲畜産株式會社、滿蒙毛織株式會社、康德毛織株式會社、東蒙貿易股份有限公司、秋林株式會社の五社をして滿洲羊毛

同業會を結成せしめ政府の指導、監督の下に羊毛類に關する各種事業を行はしめることとし、既に康徳五年三月十四日右滿洲羊毛同業會の設立を見た。

第三項 毛皮皮革類の統制

毛皮皮革類の軍需的重要性に鑑み之等の資源を確保し軍需の充足を圖ると共に、民需との需給關係を調整する爲、康徳五年七月十四日毛皮皮革類を貿易統制法に所謂輸出制限品目中に加へると同時に、之等の原料不足を補ふ爲新に豚の剥皮を計畫し、奉天、新京、哈爾濱、安東其の他二、三の地方に於て實行に移したが、更に其の徹底強化を圖る爲毛皮皮革類統制法並に毛皮皮革類配給統制規則を公布し本年二月一日より實施するに至つた。即ち、犬、綿羊、山羊の毛皮、牛、馬、騾、驢、綿羊、山羊、豚の皮及之を鞣製した革並にタンニン劑を統制の對象とし毛皮、皮（豚皮を除く）に付ては地方行政官署の指定する在來の仲買業者が蒐貨し、之を主管部大臣の指定した販賣業者のみが購入配給し得ることとし、豚皮に付ては新しく剥皮を實施した關係上所謂在來業者と目すべきものがないので、直接販賣業者が蒐貨配給に當ることとした。右の販賣業者として最初毛皮、原皮及豚皮の各統制組合を組織せしめて之を夫々指定したが、六月一日より滿洲畜産株式會社を指定し一元的統制の實を擧ぐる如く改めた。販賣業者たる滿洲畜産株式會社は主要市場毎に政府の認可を得て定めた價格を以て買付け、之を公定最高價格以下で軍需、官需其の他地方毎に結成せられた毛皮鞣業者又は製革業者の組合に對し配給を實施するのである。尙右統制物資の輸入に關しては夫々毛皮輸入組合、皮革輸入組合、單寧劑統制組合をして之に當らしめてゐる。

第四項 畜産關係組合及其の他の團體

一、組合

農事合作社が設立せられるに當り既往の産馬組合並に綿羊合作社は可及的に之を當該縣農事合作社に統合し、營農畜産業の有機的聯關を圖り家畜及畜産物の改良、増産及畜産業の經營合理化の徹底を期して居る。組合の要領としては農事實行合作社の畜産部産馬科又は綿羊科とし、農事實行合作社未結成地方にあつては農事實行合作社に準じ産馬實行合作社又は綿羊實行合作社として縣農事合作社に所屬せしめ、又農事合作社未設立縣にあつては從來通り産馬組合、綿羊合作社として事業を遂行する事として居る。

現在組合數（上述の農事合作社關係のもの及單獨のものを含む）は綿羊關係は既存聯合會を含め三十六箇所、産馬關係は九十八箇所設立せられて居る。

二、其の他の團體

(1) 滿洲畜産株式會社

滿洲國に於ける家畜特に役畜の不足を充たす爲、家畜の輸入及賣買を爲して家畜の需給を調節し可及的安價潤澤に之を供給すると共に、畜産物の處理及賣買を行ひ畜産業の振興、農家經濟の伸展に資する使命を以て滿洲畜産株式會社が康徳四年八月二十六日設立認可せられ、同九月一日より業務を開始した。其の後事業擴張の必要に迫られ康徳五年十二月全額政府引受を以て一、〇〇〇萬圓を増資した。現在の資本金及出資内譯は次の通りである。

資本金 一、五〇〇萬圓

出資内訳

滿洲國政府 一、二七五萬圓

滿洲拓植公社 一五〇萬圓

滿鮮拓植株式會社 七五萬圓

(2) 日滿緬羊協會

日滿兩國に於ける綿羊の改良、増殖を圖り併せて生産羊毛の有効なる利用方法を考究する目的を以つて日本財團法人として結成せられて居り、現在滿洲國三江省龍爪に牧場を設置し既に四千頭の綿羊を繋養して居り、主として日本人開拓團の綿羊改良増殖に貢献して居る。

基金 一、二〇〇萬圓

内訳

日本政府 七〇萬圓

滿鐵 五〇萬圓

羊毛工業會(日本) 七〇萬圓

其の他寄附 一〇萬圓

(3) 鐘紡經營牧場

鐘ヶ淵紡績株式會社は吉林省郭爾羅斯旗王府に鐘紡王府種牧場を設置し、既にメリノール及コリデール種綿羊二千頭餘を繋養して居り、鐘紡は其の他興安東省布特哈拉蘇牧場を設置し、將來大量の産馬牧場とする計畫を以て近く業務を開始する運びとなつて居る。

(4) 滿鐵、鐵道總局

從來から滿鐵では社内に農務課を置き農事試驗場、種羊場、種畜場、獸疫研究所等の施設をなして地方畜産業の振興に貢献して居たが、滿洲國の建國に次で康徳四年諸般産業施設の大半は之を滿洲國に移譲した。然し乍ら爾後も鐵道經營上直接關係の深い沿線部落の畜産に對する指導獎勵の爲、各鐵道局附業課内に畜産の係を設け、白城子、富拉爾基、白家、綏化、牡丹江、吉林、山城鎮、達爾漢、鐵嶺、撫順、羊圈子、女兒河には種畜場を哈爾濱に農事育成所を置いて之に當つて居る。此の外哈爾濱に畜肉及副産物の加工販賣輸出並に之が發達に關する試験研究を爲す目的を以つて、資金約四十五萬圓の加工所を康徳五年十月一日設置したが、本企圖に就ては將來本邦を世界屈指の畜産物生産國たらしめる可き緒を聞くものとして各方面より大いに囑望せられて居る。

第五項 家畜の改良方針及施設

一、改良方針

(1) 牛

在來滿洲牛及蒙古牛の役用能力並に肉用價値の向上に主眼を置き、主として原種の優良型を用ひて改良するが、

滿洲牛に對しては朝鮮牛、蒙古牛に對しては短角牛をも供用することゝして居る。

(2) 馬

在來種の有する美質を保持し其の能力の向上を主眼とし國內産馬、「アラブ」及「アングロノルマン」系種牡馬を用ひて標準體高一米四五、體幅之に伴ふ小格馬を得ると共に、一部優良乗鞍馬を得る方針を以つて改良して居る。

(3) 綿 羊

「メリノー」種及「コリデル」種を用ひて蒙古在來種の改良を行ふ方針である。

(4) 豚

主として「パークシャー」種、一部「ヨークシャ」種を用ひて滿洲在來種の改良を行ふ方針である。

二、改良施設

(1) 國立綿羊改良場

國立綿羊改良場は産業部大臣直轄の機關で、現在扎拉木特、王爺廟、哈爾濱、三江口及び林西の四箇所に設置せられ、左記の如き事項を掌るものである。

- (イ) 原種綿羊の飼育、管理及繁殖
- (ロ) 種綿羊の配布及貸付
- (ハ) 綿羊の改良増殖に關する指導及獎勵
- (ニ) 綿羊生産物の處理
- (ホ) 綿羊に關する技術の傳習

(一) 綿羊に關する調査

(2) 省立綿羊改良場

現在熱河省の赤峰及び朝陽の二箇所に設置せられてゐるが、近く増設して十箇所とする豫定で、その中二箇所（奉天及龍江）は既に籌備處を設けてゐる。その事業としては左の如きものである。

- (イ) 綿羊の飼養、管理、繁殖及改良
- (ロ) 種綿羊の配布、貸付及種付
- (ハ) 綿羊の飼養、管理及改良に關する指導
- (ニ) 綿羊生産物の處理及之に關する指導

(3) 省立種畜場

本年迄に設置せられて居る省は龍江、濱江、奉天、黑河、三江、錦州、熱河、通化、間島、吉林の十省で主として種牛、種豚を繋養して居る。

(4) 縣・旗立種畜場

本年迄に設置せられて居る縣旗は八十四縣と二十三旗で縣種畜場は種豚を主とし僅かに種牛、種綿羊を繋養し、旗種畜場は主として種綿羊を繋養して居る。

(5) 國立種馬場及國立種馬育成牧場

國立種馬場及國立種馬育成牧場は治安部馬政局に屬し、現在海拉爾・洮南・哈爾濱・通遼・克山・新京・林口及鐵嶺の八箇所に種馬場を、索倫に種馬育成牧場が置かれてゐる。

國立種馬場は(1)馬の改良、蕃殖及衛生並に調査及統計に關する事項、(2)馬の飼養管理、蕃殖及衛生技術の講習並に技術者の養成に關する事項を掌るもので、前記八箇所の種馬場は何れも國有種牡馬を繋養し、交配期には之を管轄區内に派遣して民間在來馬の改良に努めてゐる。又種馬育成牧場は(1)候補種牡馬の育成及調教に關する事項、(2)馬の能力研究に關する事項、(3)馬の育成及調教技術の講習に關する事項を掌り、索倫牧場に於ては幼駒を育成して種牡馬とし國有種牡馬又は民有種牡馬の補充に當つてゐる。

第六項 家畜防疫の方針及施設

一、方 針

各種の獸疫の中、國防、産業上に防遏が緊要と認められるものに對して所謂重點主義方策を講じてゐる。即ち之の成果は一面家畜傳染病豫防法の運用に在るのであるが、他方防疫機關の整備、家畜防疫技術員の配置、國民の家畜衛生思想の普及等の綜合的效果と相俟つて其の眞果を期待し得るは多言を要しない。

殊に本邦の如く廣範圍に亘つて浸潤してゐる各種の獸疫と、相接する蒙古放牧地帯に於ける國外獸疫の侵入の特殊事情とは其の對策上夫々其の觀點を異にせねばならぬのは防疫遂行上諸種の特異性と困難とを伴ふ所以である。偶々近時畜産開發五箇年計畫の樹立に當り之が事業の圓滑なる遂行を期する根本は健全なる家畜資源の保全に在りとし茲に畜産開發五箇年計畫の一部門として家畜防疫五箇年計畫の樹立を見るに至つたのである。其の用途は法定獸疫の防遏に在るが五箇年の短年月にては其の完璧は期し難い。要は今後更に本方針を強化繼續して速かに所期の目的を達成

せんとするにあるが、當初は現下各種事情を考慮し特に一定地域内の家畜傳染病の發生防止に重點を置くと共に他面國外よりの獸疫侵入防止應急策を極力講じてゐるのである。其の方針の概要は左の如くである。

- (1) 炭疽は既往の濃厚汚染地を定期防疫地區に定め本病毒の抵抗力に鑑み當分の間連年豫防注射を實施して(第一篇獸疫の項參照)其の發生を防止し、尙臨時發生を見た其の他の地域に對しては其の都度防遏に當ると共に必要に應じ該地域を次年度より定期防疫地區に編入するのである。
- (2) 鼻疽は法規に基き第一號地區の設定に依り鼻疽馬の人爲的排除並に開放性鼻疽馬の殺處分を併用して地區内の清淨を圖り、漸次該地區の強化擴大を圖つてゐる。第一號地區は從來の鼻疽檢疫成績並に地方各種事情を參酌し、既設産馬組合の一部及日本人移住部落其の他必要と認むる地域に付き關係地方行政官署の意見を徵し指定設定する。
- (3) 國內牛疫は察哈爾省及外蒙古に原發するもの、侵襲に因るものがあり、是等國境地帯に牛疫免疫地帯を構成し、國外病毒の侵入を防止すると共に既往及び新に國內流行を見た地域に對しては、豫防注射の勵行を數年間繼續するときは其の病毒を概ね根絶し得るが故に、今後は唯國境免疫地帯の更新と不時且つ小範圍の發生に對應するのである。國境免疫地帯の構成は幅約八〇糎乃至一二〇糎の範圍を以つて蒙境地方に一定地域を構成し、當地域内飼養畜牛に對し共同注射法に依り長期の牛疫免疫性を賦與するのである。牛疫が國內に於て流行の結果汚染した地域は逐次之を定期防疫地區に編入し、汚染地域となつた年より數年間繼續して當該地區内の豫防注射を勵行する。
- (4) 口蹄疫は不定期間の間隔を置き猛烈な發生流行を呈するのが常であるから、其の防遏に關しては早期發見に努むると共に隔離消毒を迅速且つ嚴にし、發生畜群又は發生地附近の飼育畜に對しては緊急接種を行ふのである。

- (5) 羊痘の發生流行は察哈爾省よりの移入羊に原發するに由るものが多いのが常であるに鑑み、國境檢疫を嚴にし輸入羊には緊急接種を勵行すると共に、國內發生に對しては速に該羊群又は附近飼育羊に緊急接種を行ひ嚴重に隔離し其の傳播を防止する。
- (6) 豚コレラ及び豚疫は從來の發生流行狀況に鑑み本病の防遏は特に養豚改良獎勵地方に重點を置き、之を本病防地區として定期豫防注射を實施し、併せて一般民衆の自衛心に訴へ自發的防疫措置を講ずる様誘導し漸次防地區の擴大を圖るのである。狂犬病は年々各地に發生してをり、本病は人の保健衛生上其の除去を圖る必要があるのみでなく家畜の被害も亦看過し得ないものがあるから、全國各都市の野犬捕獲を勵行し併せて畜犬の豫防注射を實施してゐる。
- (7) 牛結核の撲滅は畜牛殊に乳牛は人類保健衛生上並に酪農業保護助成上缺くべからざるものであるから、治外法權撤廢に依る畜牛結核検査事務引繼に伴ひ更に本検査を國內各都市に及ぼし乳牛結核の防遏を圖つてゐる。
- (8) 疥癬は偕行的且つ慢性に經過し綿羊、馬の罹患者は現在夥しい數に上る爲速急に全面的防遏をなすのは困難であるから其の對策は漸進主義に依つてゐる。殊に綿羊の疥癬に對しては綿羊改良獎勵地方に重點を置き、該地方には常設又は移動藥浴場を設置し藥浴を勵行してゐる。
- (9) 牛肺疫は病毒の分布が一樣でないが故に、病毒の比較的濃厚な地域と認むる興安化省爾克納左翼旗及索倫旗内其他に防遏對象區を定め、區内牛の血清並に臨床學的診斷に依り反應牛と無反應牛とに區分し、反應牛は可及的一箇所に隔離し治療を試み、其の成績に應じ防遏對象區を漸次擴大する方針である。

- (10) 傳染性流産は法定家畜傳染病ではないが家畜の増殖上直接障礙を與へるもので、殊に羊の流産は其の被害が多いのみならず人に感染する爲注意を惹き、又牛馬の流産も被害少くないことが判明した。依つて檢疫に依り病毒の分布狀態を當分の間調査し適切な本病汚染地區を定め爾後の防遏方策を樹立する。

二、施設

(1) 防疫獸醫の配置

從來過度的辦法として採用し來つた防疫の中央機關實施主體の制度は、自ら人的要素の中央偏重の傾向に墮したる點は亦止むを得ずとするも、畜産開發五箇年計畫の樹立に際し既に地方機關の人的施設の急速なる實現が要望せられて居り、他面家畜傳染病豫防法の公布に依り防疫實施機關が明確にせられると共に家畜防疫委員の配置を見つゝあり、康徳五年度の全滿獸醫技術員は約六百名を數へ、今後益々増加するの傾向にある。

(2) 家畜檢疫處

國外獸疫對策は地理的關係に於て夫々特殊性を有してゐる。

即ち一は察哈爾及外蒙接壤地帯にして家畜防疫上之を單一な國境線と看做すのは不適當である。仍て取締上一定の地域を包含せしめねばならないのは前述の牛疫免疫地帯を國境に設け備へたのと類似してゐる。他は朝鮮と境を接する國境に更に防疫の見地から日本内地と連絡する海港を併せ考へることを得る。前者の獸疫對策の緊要性は既述の如くであつて、之が爲本邦内に於ける察哈爾及外蒙交通の要路各地に家畜並に畜産物の檢疫消毒機關を設置する要あり、既に其の一部として興安西省林西並に熱河省赤峰に夫々國立家畜檢疫處を置くに至つた。後者滿鮮國境

地帯は一衣帯水を隔て、兩國相接し彼我の交通越境家畜は屢々獸疫を朝鮮側に侵入せしむることがある爲、兩國現地機關は日滿家畜共同防疫の立場から從來小規模の協定取締を勵行し來つたが、兩國の經濟關係が益々重要性を加へ取締徹底の爲更に強力な檢疫機關の必要に迫られ、遂に圖們に國立家畜檢疫處の設置を見るに至り、單に家畜畜産物の檢疫に止まらず、將來は之等輸出入品の消毒業務をも併せ行ひ以つて畜産經濟價値の向上を圖らんとするものである。斯くて今後の狀勢に依つては安東、大連及營口等の主要海港にも消毒檢疫機關の設置を要すべく以つて從來本邦獸疫に基因した家畜並に畜産物經濟の障害問題を解決せんとするにある。

(3) 獸疫研究所(奉天)

南滿洲鐵道株式會社は夙くから吾が滿蒙の農畜産開發上幾多重要な施設をなしたが、滿十三星霜の歴史を飾る舊滿鐵獸疫研究所は滿蒙唯一の研究機關として奉天鐵西附屬地芳野通に所在し、各種獸疫研究に幾多の貴重な發表を行ひ、學界並に畜産界に裨益する處大であつて、殊に鼻疽の研究に當つて感染犠牲になれる者三名に及んでゐるのは世人の腦裡に今尙新なる所である。殊に滿洲國の建設と共に豫防疫、血清類の需要急増するに至るや、同所は滿洲國に對する唯一の其の供給機關として本邦防疫の進捗に貢献した。偶々康德五年五月滿鐵は各種の試験研究施設を滿洲國に移讓するに當り獸疫研究所は大陸科學院に移され、茲に新たな使命を負ふて滿洲畜産界に重要な役割を演ぜんとするものであつて、馬疫研究處と並び其の業績は頗る期待せらるゝに至つたのである。

(4) 馬疫研究處

馬政遂行上鼻疽の排除如何は其の成果を左右するが、鼻疽の豫防治療法は世界何れの國も解決し得ないのである。

然るに先進諸國は既に鼻疽の脅威より脱し得て居り、其の間の事情は本邦と比す可くもない。茲に於て鼻疽は滿洲國の切實な問題として獨自の立場に於て之を解決するの外はない。仍て康德三年より三年計畫を以つて研究機關設立準備に着手し翌年二月十八日馬疫研究處官制が公布せられ、茲に最新の設備を誇る馬疫研究處は新京特別市寬城子東南端高地に設立され、概ね其の陣容を整へて既に業務の一部を開始するに至つた。本研究處は大陸科學院に屬し、馬疫の病原檢索並に豫防治療方法の研究發見をなすを主なる目的とし、之により馬疫の撲滅を期し以つて馬政遂行に寄與せんとするに在る。之れが爲細菌、病理化學、製劑の各研究室を設け、主として鼻疽の豫防並に治療法の發見と、炭疽に就てはより有效な「ワクチン」並に血清類の製造及研究を目標としてゐる。

第七項 其の他の施設

(1) 中央農事訓練所奉天分所

畜疫の本邦畜産業振興上甚大な障礙をなして居ることは既述の通りで、之が防遏實施の所要技術者數は獸醫畜産關係學校の整備に俟つを許さない情況にあるのに鑑み、應急的に且つ大多數の獸醫畜産技術者を養成し(滿系年々一〇〇名採用二年間養成)實地技術を習得せしめ、之を全滿各地に配屬し防疫及畜産の指導に従事せしめる外、日滿系の既習得者に對する補充教育をも施す目的を以て畜産局長所管の下に奉天獸醫養成所を設置して居たが、康德六年五月勅令を以て本養成所は産業部大臣直轄の中央農事訓練所奉天分所と改制せられた。

(2) 國立賽馬場

國立賽馬場は治安部馬政局に屬し、現在新京、奉天、哈爾濱及び鞍山の四箇所に置かれて居る。その掌る事項は賽馬並に馬の改良及び調査に關する事項である。

尙法人賽馬俱樂部は安東、撫順及び營口の三箇所である。

第四節 畜産開發五箇年計畫

産業開發五箇年計畫(康徳四年乃至康徳八年)中畜産部門は他部門と其の性質を異にし、其の根本方策である家畜改良増殖の成果は短期間に之を期待することは不可能である。従つて永年計畫遂行の基本的施設の整備擴充に先づ主力が注がれてゐる。併しながら其の間國防並に産業上の諸要請に即應する必要から計畫の進行過程に於て幾多の調整を試み或は新規の政策に呼應、併せて農民經濟の安定向上に資する方針を以て進みつゝあることは言を俟たざる處である。

凡そ畜産開發は頗る困難な事業であるが、凡有畜産關係政策も其の歸する所は要するに改良増殖の實を擧ぐることに盡きる。

即ち國內現有家畜資源を確保し之が生産育成率の向上を圖ると同時に、國外よりの基礎牝畜並に優良なる種牡畜を輸入し牡畜による資質の改善を行ふ所の積極的手法を採る一方、高度の斃死率を低下せしむる爲に防疫による資源の減少防止策を併用する。一面之が増産の結果として生ずる牲畜産物の合理的銷流を圖り、之が經濟的價値を向上せしむることに依り改良増殖を刺戟し之が昂揚に努むることにある。

従つて畜産經營の改善、牧野の設定改良、合作社組織の擴充、畜産技術者の整備、交易機關の設置、防疫資材の生産、検査の徹底化、畜産物の加工及販賣の合理化、税制の適正、其他各種の指導獎勵等を圖ることも之等の綜合的運用を以て改良増殖の目的達成を期する爲に他ならない。

開發の對象となる家畜は牛、馬、綿羊、豚の四種であるが日滿關係、國防産業及農村經濟を考慮して決定されてゐる事は勿論である。

畜産開發五箇年計畫目標(第一年度を一〇〇とす)を示せば次の如くである。

	康徳三年度現在	康徳八年度目標
牛	一〇〇・〇〇	一一〇・五〇
牛 皮	同	一一四・一五
牛 肉	同	一一九・九三
馬	同	一一一・〇五
綿 羊	同	一三一・一四
羊 毛	同	一四〇・五〇
羊 皮	同	一二二・八六
羊 肉	同	一一六・三四
豚	同	一二一・四三

右の目標に到達する爲各省は其の一部を分擔し地方的計畫目標を樹立してゐるが、地方の自然的、人的並に經濟的條件を考慮し適地適種主義を以て充分其の地方的特性を活かして之が實現を圖つてゐる。

最近國の内外情勢の變遷に因り多數基礎家畜の充足を要すると共に牲畜、畜産物の軍需民需の増大に應ずる爲には現有國內資源を以てしては相當の困難を伴ふ情勢にあり、増殖の強化は當面の緊急を要する問題として益々重要性を加ふるに至つた。

第五節 畜産關係調査

畜産關係調査は從來馬政局に於て馬事調査法、(康德四年三月四日勅令第四號)に基く調査を、馬以外に付ては臨時産業調査局に於て畜産資源調査、家畜飼養頭數調査、畜産特殊調査等を実施したが康德四年七月の機構改革に依り畜産全般の行政が畜産局に統合せらるゝに及び調査業務も統合せられ畜産全般に亘るに至つた。次いで康德五年一月五日、畜産資源調査規則が制定せられ、茲に畜産關係基本調査は凡て法規を以て規制せらるゝに至つたので、爾後上記兩法規に基く調査を根幹とし、其の他時局の要求する資料の蒐集並に諸般畜産施策の實施、計畫上必要なる調査を實施してゐる。

一、畜産資源調査規則に基く調査(畜産司擔當)

(1) 家畜家禽數及飼養戶數調査

毎年全國に於ける牛、乳牛、駱駝、綿羊、山羊、豚、犬、鶏、鴨、及鶩の數並に之等の飼養戶數を八月末日現在を以て調査し、家畜は特に性別、年齢別に調査する。

(2) 家畜動態調査

毎年全國に於ける馬、騾、驢、牛、駱駝、綿羊、山羊及豚の一箇年間の生産數、斃死數及屠宰數を調査する。

(3) 獸皮及獸毛生産量調査

毎年全國に於ける牛皮、馬皮、驢皮、羊板子(綿羊山羊の製革用原料皮)、綿羊皮、山羊皮、犬皮、猫皮、兔皮、綿羊毛、山羊毛、駱駝毛、馬鬃、馬尾及豚毛の一箇年間の生産量を調査する。

(4) 獸皮及獸毛出廻高調査

全國主要市場に於ける達牛皮(滿蒙産牛皮)、京牛皮(北支産牛皮)、朝鮮牛皮、馬皮、驢皮、羊板子、綿羊皮、羔子皮、(仔綿羊皮)、山羊皮、猾子皮、(仔山羊皮)、犬皮、猫皮、兔皮、綿羊毛、山羊毛、駱駝毛、馬鬃、馬尾、豚鬃及豚毛の前月繰越數、月内仕入數、月内仕出數及月末在庫數を毎月調査する。

前記の主要市場とは新京特別市、吉林、齊々哈爾市、洮南、佳木斯市、牡丹江市、哈爾濱市、海倫、延吉、安東市、奉天市、蓋平、新民、錦州市、赤峰、開魯、林西、通遼、滿洲里市及海拉爾郷の二十箇市場である。

(5) 獸醫數調査

開業者又は官公吏である獸醫師を滿漢人、日本内地人、朝鮮人、露人等に區分し、毎年全國に於ける十月末日現在數を調査する。

二、馬事調査法に基づく調査(馬政局擔當)

- (1) 馬 數 調 査
- (2) 馬 質 調 査
- (3) 馬事資材調査

第六章 林業關係法制及行政

第一節 林業關係法令

森林行政の根本法たる森林法は目下審議中に屬し、林野及林業政策要綱の決定を見た上でこれを成文化する豫定で現在は舊政權時代の森林條令(民國十七年大元帥府)を援用してゐる。

又舊政權時代の林場を整理し林野行政の一元的統制を計る目的を以て林場權整理法(康德元年六月勅令第四十七號)を制定した。

鳥獸保護に就ては狩獵法の制定に先立つて鳥獸保護法(康德四年十一月勅令第一六一號)が制定された關係上幾分狩獵法的性質を帯びて居る。

第二節 林政の沿革

清朝が森林の經營に對して何等の考慮をも拂はず單に木稅局を設け山份の徵收を事とするのみであつた事は第一篇に於て既に述べた通りであるが、中華民國政府は林業を重視し、先進各國の例に倣ひ近代的林政を樹立すべく、建國勿々林政要綱十一箇條を發布し、民國三年には森林法を制定し、又一方林政機構を整備する等大に力を林政に注いだ

のである。

其の方針を概観すれば次の如くである。

- 一、森林國有主義の採用
- 一、森林所有權並に森林に關する權利の外人享有の禁止
- 一、保安林の設定
- 一、森林保護並に造林の獎勵
- 一、國有林管理經營の統制
- 一、國有林產物處分方法の確立

林務行政は北京中央政府農林部(後農商部、更に農工部、實業部となる)をして主管せしめ、地方林政には各省實業廳をして當らしめ、特に東三省國有林に就ては其の管理機關として農林部直屬の東三省林務總局を吉林に設置し(後哈爾濱に移轉)、哈爾濱及奉天に其分局を置き、國有林に關する行政を地方林政より分離し、次いで民國六年東三省林務總局を廢止し各省に農商部直屬的林務局を設け、要地に分局を置き、更に民國七年吉黑林鑛借款成立と共に吉黑兩省に森林局を設け國有林經營の中央統制を強化せんとした。又林政機構を整備すると共に國有林產物處分、森林の保護、造林の獎勵、外國人との森林權享有禁止、天然林國有等に關し諸法令の制定を見、林務行政の制度は一應其の形態を備ふることになつた。

然し乍ら森林經營の實際は中央政府の無力、地方財政の窮乏、官憲の腐敗等の結果悉く右の理想と背馳し、軍閥政

權の稅政は林政に於けるより甚だしきものはなかつた。即ち中央政府直屬の營林機關も事實は各省政府の支配下に歸し、財源に涸渴せる各省政府は林產物處分の統制法たる東三省國有林發放規則を惡用し、或は之を改廢し、森林開發、外人排撃を名として國有林伐採權を濫發し、更に官商合辦林業會社を設立する等只管軍閥、官憲の私慾を逞しうした。又北滿に於ける露商の勢力を驅逐せんとし却て露國の強壓に遭ひ、更に多くの伐採權を露商に許與せざるを得なかつた。斯くて東三省の主要農林の殆ど總てが所謂林場と化し、當局は單に山份の徵收を事とし、森林の管理經營に就ては何等積極的施設を行ふことなく、斯くて森林は荒廢の一途を辿るのみで、東三省二十年の林政の實際を概言すれば地方軍閥、官憲の私腹を肥す爲に森林を犠牲にし、後に全く拾收困難なる多くの問題を殘したと云ふに過ぎなかつた。

第三節 林 政 機 關

林野行政は產業部(王管林野局)之を總掌し、其の實行に當りては地方林務を省公署並に縣公署をして管掌せしめ國有林に關する業務を營林局並に營林署をして擔當せしめてゐる。

林野局官制第一條 林野局は產業部大臣の管理に屬し左の事項を管掌す。

- 一 森林及原野に關する事項
 - 二 國有林の經營に關する事項
 - 三 野生鳥獸の保護に關する事項
- 營林局官制第一條 營林局は產業部大臣の管理に屬し左の事項を掌る。
- 一 營林署の事務の監督に關する事項

二 國有林野經營に關する事項にして産業部大臣の特に指定するもの
 營林局は前項各號の事務に支障なき限り一般の需要に應じ公私有林野經營の指導を爲すことを得。
 營林署官制第一條 營林署は産業部大臣の管理に屬し國有林野の管理及び事業の實行に關する事務を掌る。
 營林署は前項の事務に支障なき限り一般の需要に應じ公私有林野經營の指導を爲すことを得。

康徳三年一月特別會計の設置を見、林野局に林政、經理、監理、計畫、利用、運輸、造林の七科を設け、主要國有林は左の三營林局、並に三十一營林署及び十九營林署分署の管理經營する處となつてゐる。

林野局	— 牡丹江營林局 — 營林署(牡丹江、寧安、圖們、龍井、瑋春、穆稜、虎林、勃利、佳木斯、一面坡)
	— 北安營林局 — 營林署(北安、綏化、湯原、通河、黑河)
	— 齊々哈爾營林局 — 營林署(齊々哈爾、扎蘭屯、海拉爾、三河、阿爾山)
營林署名	營林署分署名
朝陽鎮營林署	灤江分署
安東營林署	臨江分署、長白分署、本溪湖分署
通化營林署	
撫松營林署	
瑋春營林署	
圖們營林署	
龍井營林署	
敦化營林署	
輝甸營林署	
	安圖分署

吉林營林署	綏河分署
五常營林署	
哈爾濱營林署	牙不力分署
一面坡營林署	
牡丹江營林署	
寧安營林署	東寧分署
穆稜營林署	
勃利營林署	密山分署
虎林營林署	
佳木斯營林署	依蘭分署
湯原營林署	
通河營林署	富錦分署
綏化營林署	鳳山分署
北安營林署	海倫分署
黑河營林署	嫩江分署
齊々哈爾營林署	佛山分署
扎蘭屯營林署	
三河營林署	博克圖分署
海拉爾營林署	吉勒穆圖分署
阿爾山營林署	伊列克得分署
承德營林署	
	梨樹鎮分署
	方正分署
	鐵嶺分署
	呼瑪分署
	布西分署

第四節 林場權の整理

東三省政權時代、國有林の長期伐採權の濫發を見たが、その成立には國際條約又は省政府との協定に基く特殊林場權と國有林發放章程、遼寧省國有林整理暫行章程等の法令により設定せられた一般林場權（林場權整理法に所謂林場權）とがあるが、東三省政權末期には特殊林場二十一件、一般林場二百四十一件で全國主要森林の殆んど全部を占める状態であつた。

而して之等林場は諸種の弊害を生じ又林利の保續、木材利用の集約化等國有林の合理的經營を期する爲にも林場權の整理が要求せられた。依つて康徳元年六月林場權整理法を制定し、林場權審査委員會を設置し以て一般林場權の整理を斷行し、有效適法に申請ありたるもの百五十二件は康徳五年を以て全部之を解消したのである。

特殊林場に就ても我が林政方針に即し康徳五年を以て鴨綠江採木公司を殘し全部之を解消したのである。

第五節 國有林野管理

第一項 官行斫伐事業

康徳三年國有林事業特別會計を布くと同時に官行斫伐を開始して從來の無定見なる伐採を是正し、森林資源の確保、林利の保續増進及經營の合理化を圖り他面木材の需給調節と奥地林分の利用開發に資してゐる。

當初官行斫伐を實施したのは間島省古洞河、天橋嶺及大廟溝、牡丹江省二道河子、三江省青山、濱江省牙不利の六個所で、三年度着手四年度出材量は用材一、六六六、九〇六石、薪材二七、九二五擔で豫算額が九、二四一、八七四圓であつた。而して康徳五年度着手六年度出材に於ては木材の需要が急激に増加したので、大小興安嶺の未利用材開發に主力を注ぎ生産量の増加に努めた。即ち十三營林署管内三十三事業所二一〇萬立方尺の生産を計畫したのであるが、本年は人、物共甚しく缺乏すると共に天候不良で、現在の處計畫量の八割の出材を見る豫定である。

次に斫伐事業實行の方法は在來式に樺太及日本内地式を加味し、林業開拓民其の他日本内地人移住者の指導と相俟つて漸次改良改善を圖つてゐる。伐採の時期は秋季より冬季に亘り雪上を利用して樺出、トラック、トラクター出をなしたる上軌道森林鐵道、流送等の手段を経て各鐵道沿線貯木場に搬出處分せられる。

製材事業は從來山元に放棄せられたる潤葉樹不良木、末木等の集約利用を目標として康徳四年古洞河、天橋嶺、二道河子三營林署の山元に夫々年産三萬石の簡易製材工場を新設し同年より操業を開始した。

其の後木材需給の趨勢に伴ひ引續き康徳五年度、六年度に新設増設を實行し、現に工場數一五（建設中のものを含む）、一箇年製材能力七二九、〇〇〇石となつた。

尙此の外間島省古洞河には簡易パルプ工場、ベニヤ板工場各一を建設し夫々其の利用試験を行つてゐる。

第二項 林産物の一般處分

國有林野産物の利用開發は、官行斫伐の方法に依ることが最も望ましいのであるが、今直ちに全般的にこの方法の

採用を許さない事情にあるから、次善の策として、従前の例による利用開發の方法を併用してゐる。即ち民間伐採業者と賣買契約を締結し、その伐採、搬出を俟つて所定の木代金を徴收し、當該物件を引渡すのである。併しこの方法は建國勿々の際採用した過渡的辦法で、缺陷多く、從來の弊風と相俟つて林野經營上遺憾の點が多いから、銳意その改善を圖ると共に、成るべく速に立木拂下乃至指定木拂下の方法に移行すべく諸般の準備を進めて居る。因みに伐採事業は山間僻地で行はれる關係上、匪賊の襲撃の目標となる可能性が多く、事業自體の危険は勿論、往々にして匪賊培養の禍根を爲すことがあり、治安維持上遺憾の點が多いから、康德二年度以降、黑河、嫩江、承德及興安各省内各營林署管内を除くの外、薪炭材以外の伐採には原則として集團伐採の方法を採用してゐる。即ち事業區域を限定し特設の森林警察隊之が警備に任ずると共に事業の監督を嚴重にし、以て事業の危険を排除し併せて治安維持上の要求に合致せしめんことを期してゐるのである。尙康德五年度に於ける用材一般處分數量を示せば次の通である。

康德五年度用材一般處分數量表

(單位 一萬立方米)

一 般 用 材	二八〇・六
洋 火 用 材	五・八
特 殊 用 材	二・三
枕 木	五八・〇
坑 木	七一・六
電 柱	一四・六

小 丸	四・四
計	四三七・三
薪 木	一六・八萬噸
炭 材	三六三・四萬層積立方米

第三項 運 材 施 設

木材生産の合理化、奥地未利用林の開發には先づ科學的知識の適用、經營技術の應用に依る運材施設を必要とする。

(イ) 森 林 鐵 道

森林鐵道は康德三年度敷設に着手、既設線は天橋嶺、二道河子、龍安及沖河の四線、延長二四七杆、本年又は明年度竣工の見込を以て目下測量又は工事中のものは六線、延長三五四杆である。

(ロ) 其の他の運材施設

作 業 軌 道	一五六杆
貯 木 場 及 土 場	六一二陌
網 場	二四箇所
車 道	五三〇杆
電 話 線	二、一〇〇杆

等で本年は大小興安嶺森林の積極的開發と大増伐に伴ひ著しく老大なる施設を行ふ豫定である。

第四項 施業案の編成

滿洲の森林は近世に至る迄は殆んど未開發の状態であつたが、近年に至り急に之が利用を促進せらるゝに至つた。然し森林經營に至つては何等一定の計畫なく、唯木稅局を設けて山份の徵收のみを事とする有様であつた。

又林場權利者は概ね大官、地方權力者、特殊團體等で、事業實行に當つては何等森林保護の目的がなく、唯伐木を事とする把頭等に委せたので伐採木の選定、跡地の更新等に就ては全然無關心で、唯運搬關係のよい所から良材を抜切してゐた有様である。又保護制度なきため山火の被害が多く、或は毛皮獸の亂獲により其の數は漸次減少するに至り、森林は荒廢の一途を辿るのみとなつたのである。

然るに建國と共に政府は意を林政に用ひ、合理的な森林經營により之を永久に保続せんとしたのである。

即ち我が全國土を十六の經營地區に大別し、更に之を百二十五の事業區に分ち經營地區に對しては林野經營大綱を、事業區に對しては林野經營案を編成して林野經營の一貫せる根本原則及其の運營要領を定めて國防産業並に社會各般の要求と有機的に結合し、合理的集約的に土地の利用區分を行ひ、林野を適正なる状態に導いて其の利用を永遠に保続し、國土保安其他公益を保持することを主眼とした。

又事業區内國有林野、公有林野、私有林野に對しては施業案を編成し、土地區劃を制定し、森林に就ては森林の作業體系並に收穫造林の方法及標準量を規制し、又牧野に就ては牧野管理方法並に草類の改良増殖の方法及生産標準量

を規制して其の土地につき利用上の指針を示し、尙之等を通じて諸般の施設を企畫し將來の收支を見込まんとするものである。

以上の方針に依つて航空寫真調査に基ぐ地貌圖、林相圖、森林調査簿又は必要に應じ調査した地形圖を重要なる基礎資料として康徳三年度より調査に着手したのである。即ち三年度末に於ては六班を組織し六事業區の施業案編成豫業に取掛り、四年度に至つては前年度六事業區の本業をなし、又新に三事業區の豫業と本業とを終り、一事業區の豫業をなし、又經營大綱樹立のため五班に分れ五經營地區に對し豫業に取掛つたのである。五年度には五經營地區經營大綱の本業及新に三事業區の豫業及一事業區の本業に従事し、六年度は前年度着手の五經營地區經營大綱の編成並に四事業區林野經營案の編成を了した。更に本年度は全力を林野經營大綱の編成に注ぎ新に十一經營地區の調査に従事中である。

第五項 林野官民有區分

康徳三年度より三箇年計畫を以て調査に着手したが各地各様の制度慣習があり、且つ林野の所有關係も亦複雑多岐に互り直に實地の調査を行ひ難き事情がある爲め、先づ以て調査方針を確立する必要を認め、主として資料の蒐集、土地制度の沿革調査等に全力を注いだもので、之等の調査も大體一段落を告げるに到つたので康徳六年より本格的の調査に着手し、大凡そ康徳八年度迄に完了する見込である。

第六項 國有林野の保護

山火による國有林野の荒廢莫大なるに鑑み、之が防止、愛林思想の涵養其の他國有林野の保護に當らしむる爲、前年度に引續き主要國有林所在の地元部落民をして愛林會百十五團體を組織せしめ、以て官民一致の力により國有林野保護の完璧を期すると共に會員の生活改善を指導しつゝあるが、尙今後も引續き増設の豫定である。

第七項 造林及養苗事業

一、造林

森林資源の涵養、荒廢地の復舊、治水、水源涵養、防風等の目的を以て既に造林計畫を完成し本年より造林の實行に掛つた。

尙國都の水源地淨月潭の周圍に國營造造林場を設置し造林を行ひ水源涵養を圖りつゝある。

二、養苗

營林署及淨月潭造林場を通じて苗圃十四箇所を設置し造林用の苗木を養成しつゝある。尙明年度は更に苗圃二ト箇所を新設の豫定である。

第八項 林野試験

一、林野に関する試験研究調査を行ひ以て林野經營の合理化集約化を圖ると共に、常時科學的檢討批判を供與し其の

指導を爲すため林野試験を行ひつゝある。

二、之等の試験調査研究は努めて地方的環境に副はしめんことを本旨とし、全國各經營地區毎に一圃地概ね三、〇〇〇—二〇、〇〇〇陌の代表的林野を分割して林野施業實驗林を設定し、この實驗林に於て専ら實地に即する試験研究調査を綜合的集中的に行ふ方針であつて試験地の分散設置は原則として之を認めない。

註 集中實施を必要とする理由—綜合經營資料の逸散防止、一般經費及整備費の節約其の他實行上の利便を圖るにある。

三、施業實驗林に於ては尙上記事項と併せて

(イ) 一實驗林を單位として林野の模範的施業を實施し以て合理的集約的なる林野施業の目標を實地に示し、以て經營上の指針となし、併せて之が經營價值を實驗する。

(ロ) 尙必要に應じ學生生徒等の實習教材に資せしめ其他林業技術員養成、森林勞働者の訓練を行ふべき道場とする。

四、着手しつゝある林野試験關係事項

- (イ) 林野施業實驗林の設定
- (ロ) 天然更新基礎調査
- (ハ) 荒廢地復舊造林試験
- (ニ) パルプ製造試験
- (ホ) 有害及食用菌類の調査及研究
- (ヘ) 丸太材積に関する調査